

予算特別委員会

令和5年12月14日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和5年12月14日(木) 午前9時30分 開会
午後5時05分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	藤井本	浩
副委員長	吉村	始
委員	西川	善浩
〃	坂本	剛司
〃	杉本	訓規
〃	梨本	洪珪
〃	奥本	佳史
〃	谷原	一安

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	川村	優子
議員	柴田	三乃
〃	松林	謙司
〃	増田	順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	東	錦也
教育長	椿本	剛也
企画部長	高垣	倫浩
人事課長	石田	智士
人事課主幹	南	直美
企画政策課長	勝真	由美
総務部長	林本	裕明
管財課長	倉田	主税
財務部長	米田	匡勝
財政課長	内蔵	清
市民生活部長	前村	芳安
保険課長	増井	朋子

保健福祉部長	森 井 敏 英
社会福祉課長	山 岡 邦 啓
健康増進課長	松 本 育 子
こども未来創造部長	中 井 智 恵
こども未来課長	西 川 修
都市整備部長	安 川 博 敏
都市計画課長	奥 田 雅 彦
都市計画課主幹	勝 浪 栄 次
教育部長	井 上 理 恵
教育部理事	葛 本 章 子
教育総務課長	葛 本 康 彦
学校教育課長	西 川 直 孝
学校教育課主幹兼	
学校給食センター所長	吉 村 和 則
体育振興課長	竹 本 淳 逸
上下水道部長	井 邑 陽 一
水道課長	福 森 伸 好
下水道課長	野 地 幸一郎

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	新 澤 明 子
〃	神 橋 秀 幸
〃	岸 田 聖 士

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第85号	令和5年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決について
議第86号	令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議決について
議第87号	令和5年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)の議決について
議第88号	令和5年度葛城市水道事業会計補正予算(第2号)の議決について
議第89号	令和5年度葛城市下水道事業会計補正予算(第1号)の議決について

開 会 午前9時30分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。早朝よりご参集いただきまして、ありがとうございます。本12月定例会も、もう半分を過ぎて後半に入ろうかなというところであります。国のほうでは、朝からもうテレビ見えていますともうばたばた劇で、いろんな見えにくい、これからどうなるんだろうなという国民のお気持ちもあろうかと思えます。葛城市におきましては、市民に直接触れる議会、また行政でございますので、分かりやすくいいまちでありたいというふうに思っております。慎重な議論、また丁寧な説明いただきますようお願いして挨拶とさせていただきます。

発言される場合、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押して、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、必ずマイクを近づけて発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会でのマスクの着用については、個人の意思に委ねられております。葛城市議会でのマスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力をいただきますようお願いいたします。

委員外議員の紹介をいたします。松林議員、柴田議員。

ここで、予算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法等について確認しておきたいと思えます。

まず、審査の順につきましては、お手元に配付の予算特別委員会次第の記載の順番に1議案ごと上程し、採決まで行います。

一般会計補正予算の審査方法についてでございます。今回の補正予算の範囲は、歳出で8款まででございます。提案説明については、一般会計補正予算の歳出歳入を一括で説明を受けます。そして質疑については、まず歳出の1款、2款と全ての款の人事課配当の人件費、その歳出に関連する歳入及び議会だより印刷製本業務と議会会議録作成等業務委託及び会議録検索システム配信業務、また新庄庁舎改修事業及び企画政策課所管の市制20周年記念事業の4件の債務負担行為について質疑を行います。1、2款と全ての款の人事課配当の人件費の質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の3、4款とその歳出に関連する歳入及び保育士派遣業務委託と市立保育所・認定こども園交通誘導業務委託の2件の債務負担行為について質疑を行います。その3、4款の質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の6、8款とその歳出に関連する歳入及び都市計画課所管の市制20周年記念事業の債務負担行為について質疑を行います。その後、歳出の6、8款の質疑終了後に一般会計補正予算の質疑を終結し、議員間討議、討論、採決を行います。

特別会計補正予算については、これまでと同様に1議案ごとに歳出歳入を一括で説明を受

け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道と下水道の事業会計補正予算については、収入、支出の順番で説明を受けますので、ご了承をお願いいたします。

今、私が申し上げましたことにつきまして、質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでありますので、そのようにこの委員会運営を行うことといたします。

それでは、ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第85号、令和5年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。本日1日よろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程となっております議第85号、令和5年度葛城市一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8,267万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億1万5,000円とするものでございます。また、第2条では債務負担行為の補正、第3条では地方債の補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正でございます。追加事業といたしまして、期間は令和6年度でございます。表記の6つの事業等につきましては、令和6年度当初よりスムーズに事業が始められるように、プロポーザルや入札などの準備行為を進めていくものでございます。

それでは、補正予算書の6ページをお願いいたします。第3表は地方債補正でございます。1番、追加は体育施設事業で540万円、2番の変更におきましては臨時財政対策で改正前の限度額が1億3,000万円から5,670万円を減額いたしまして、補正後の限度額を7,330万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、9ページをお願いいたします。事項別明細書の歳出より、各款の主な補正内容についてご説明を申し上げます。

まず最初に、この度の歳出補正予算の概要といたしましては、大半が人件費の補正でございますが、ほか大きな額の補正といたしましては、国の総合経済対策に係る補正や事業精算に伴う国や県への補助金等返還金などに係る補正となっております。

説明に当たりましては、時間短縮の観点から簡潔に説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず人件費全体の補正でございますが、職員の人事異動、また人事院勧告による職員や会計年度任用職員等に係る給与改定に伴う補正となっております。人件費の補正総額といたしましては約2,700万円の増額となっております。また、償還金利子及び割引料でございます。令和4年度に国や県より既に交付をいただきました補助金等につきま

して、事業費の確定に伴い超過分を返還するものでございまして、総額では約1億7,400万円となっているところでございます。

これからの説明におきましては、人件費を除いた補正予算を中心に説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、12ページをお願いいたします。2款総務費、1項13目地方創生臨時交付金事業費で、補正額は2億8,752万円でございます。内訳といたしまして、住民税非課税世帯等生活支援金事業（追加分）で2億8,000万円、それから保育給食費助成事業で521万9,000円、それから給食費保護者負担軽減事業で230万1,000円でございます。いずれも地方創生臨時交付金を財源としているものでございます。

15ページの下段から16ページをお願いいたします。3款の民生費でございます。1項4目障害者福祉費で補正額は1億1,162万9,000円で、うち自立支援給付事業では3,723万3,000円、事業費の確定に伴う国や県への返還金、また障害児通所給付事業では7,327万8,000円で、主に扶助費の増額となっております。

17ページの中段から18ページの上段をお願いいたします。2項1目児童福祉総務費で補正額は4,001万9,000円、事業といたしまして乳幼児医療扶助事業で1,200万円、それから子ども医療扶助事業で2,200万円でございます。いずれも扶助費の増額となっております。また、児童福祉総務事業では274万2,000円で、うち委託料で第2子以降の保育料無償化に向けたシステム改修費などがございます。

同じく18ページの中段をお願いいたします。2項2目児童措置費で、補正額は1,538万1,000円でございます。うち子どものための教育・保育給付事業で1,470万1,000円でございます。こちらにつきましても、主には扶助費の増額となっております。

続きまして、22ページの下から2段目をお願いいたします。4項2目扶助費で、補正額は5,427万4,000円でございます。こちらも生活保護費の支給事業費の確定に伴いまして、国への返還金となっております。

22ページの下段から23ページの上段、4款衛生費でございます。1項2目予防費で、補正額は6,968万2,000円で、うち新型コロナウイルスワクチン接種事業で補正額は6,847万円、ワクチン接種事業の精算に伴う国庫支出金の返還でございます。

少しページが飛びまして、31ページの中段をお願いいたします。6款土木費でございます。4項2目公共下水道費で補正額は208万9,000円の減額で、下水道事業会計補助金でございます。

31ページ下段から32ページをお願いいたします。8款教育費でございます。1項2目事務局費では補正額が6,650万1,000円で、うち32ページの下段にございます学校給食特別会計繰出金で、補正額は6,385万7,000円でございます。市内の公立の小・中学校及び幼稚園等における給食費保護者負担を減額するもの、また給食材料費等の価格高騰に伴いまして給食特別会計繰出金を追加するものでございます。

続きまして、33ページの下段をお願いいたします。3項1目学校管理費で、補正額は481万6,000円でございます。中学校運営事業における備品購入費といたしまして453万2,000円

でございます。こちらは8月に開催されましたこども議会につきまして、タブレット端末の利用に伴い、現在使用している机が狭いというご意見を中学生議員よりいただいたことから検討を重ね、中学生全学年分の生徒用デスク天板拡張器具を購入するものでございます。

38ページをお願いいたします。6項2目体育施設費で、補正額は595万1,000円で、下段の新庄スポーツセンター等管理事業における工事請負費といたしまして607万2,000円でございます。いきいきセンターの南側のいきがい体育館のトイレ改修を行うものでございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

事項別明細書の7ページをお願いいたします。10款の地方交付税、1項1目地方交付税で、補正額は1億5,533万1,000円でございます。決算見込みに合わせた補正となっております。中段の14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金で、補正額は3億5,250万円で、地方創生臨時交付金で、こちらは歳出予算で計上しております住民税非課税世帯等1世帯当たり7万円の追加給付や、保育所、幼稚園ほか小・中学校の給食費減免等に充当してございます。

また、歳入で給食代相当として減額している部分でございますが、上から2段目の12款分担金及び負担金、2項1目民生費負担金、保育所保育料で424万円の減額。それから8ページの下段にございます20款諸収入、3項3目雑入の保育所給食代で255万円の減額、2つ下の認定こども園給食代で22万円の減額となっているところでございます。

続いて、18款繰入金、8ページの上段から2段目でございます。1項5目教育基金繰入金で、補正額は453万2,000円でございます。中学校全学年の生徒用デスク天板拡張器具の購入に教育基金を充当するものでございます。

最後に、8ページの中段、19款繰越金、1項1目繰越金で、1億3,147万4,000円でございます。前年度繰越金で補正予算の収支を調整しているものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入りますが、冒頭で説明をさせていただき、皆様方にご了承いただきましたとおり、まず歳出の1款、2款と全ての款の人事課配当の人件費、その歳出に関連する歳入及び4件の債務負担行為についての質疑を行います。

まず、ページ数を言ってから質問されるように、またいつもどおりですけど、たくさんある場合は3問にとどめていただきますようお願いいたします。

それでは、質疑ないですか。

杉本委員。

杉本委員 おはようございます。よろしくをお願いいたします。

僕からは、5ページの債務負担行為の、我々のことになるのかなと思うんですが、議会だより印刷製本業務445万円と、議会会議録作成等業務委託及び会議録検索システム配信業務383万5,000円ということになってるんですけども、これは従来は本予算でいつも出てると思うんですけども、議会だよりに関しては3月、4月と引越しシーズンで、今、葛城市で人口が増えていく見込みがある中で、今のうちから何でこんな債務負担行為で金額出すのかなというのがまず1つ目の疑問でございます。

そして2つ目ですけども、9ページの歳出の1款議会費の議会運営事業、これも一緒ですよ、委託料、会議録作成委託料というのが補正で出てくるんですけども、29万2,000円ですか。これも何でこんな補正が出てくるのか、ちょっと説明をお願いいたします。

藤井本委員長 新澤課長。

新澤書記 議会事務局、新澤です。よろしくお願いいたします。

まず、初めに債務負担行為のほうです。債務負担行為のほうは、議会会議録作成等業務委託及び会議録検索システム配信業務、あと議会だより印刷製本業務の2つにつきまして、両方ともなんですけども、毎年4月中旬までに契約を締結して、すぐに事業を執行する必要があります。契約事務の見直しの関係で一般競争入札を主として行うように変わりましたので、その関係上、事務手続にこれまでより時間が必要となりました。これまでどおり当初予算成立後から入札契約手続を行う方法では、4月中の事務執行が困難となりました。そのため、債務負担行為の追加を行い、令和5年度中に入札契約手続を行って令和6年4月から事業執行できるようにするものであります。

あと、補正のほうです。会議録作成委託料について当初見込んでいた時間数を超過し、当初予算額を超えると見込まれたため補正を行うものです。これにつきましては、当初予算では160時間を想定しておりました。金額にして246万4,000円。ただ、この実績が令和5年9月末で138時間になっております。もう9月までの実績で209万4,840円となっております。その差額36万9,160円あるんですけども、それを時間数に直しますと24時間しかありません。過去10月から、この後の分、過去3年間で1番多かった分が43.5時間という数字があります。ほかにも35時間とかあるんですけども、足りない時間数を計算しますと19.5時間ちょっと足りなくなっております。なので、補正額として29万2,000円補正させていただいております。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 ほんなら、もうこれからは、事務手続上もうずっと債務負担行為で上がってくるということになるということですよ。取りあえずそれを答えていただくのと、この会議録作成委託料のこの債務負担行為とこの補正の会議録作成委託料と、これはリンクしていますよね。これは、来年度の分は従来と同じような金額で出されてんのか、今、超えているわけじゃないですか。補正出しているということは、当初予算より。これは、同じ金額やったらまた来年も超える、それを抑えるべく、これは我々のせいなので、これ頑張ってるという表現なのか長いという表現になるのかちょっと微妙なところあるんですけども、ちょっと来年に向けてはこれ補正も我々も考えていかなあかんと思うんです。やっぱり限られた予算内で今までやってきたんだから、こういう補正がちょっと出てこないように、来年からはちょっと議会の皆さんも協力していただいて、だらだらしゃべらないということをお願いしたいと思うんですけども、その辺の対策と予算の決め方、来年、昨年と同じかどうかというところだけお願いできますか。

藤井本委員長 新澤課長。

新澤書記 来年度の予算なんですけど、毎年160時間を想定はしておりました。契約差金、契約との差額というので当初予算内では今までは収まっていったんですけども、今年度ちょっと当初予定していなかった会議というのも何回かありました。また、皆さんには理事者の発言のほうとか議員の発言のほうを簡単明瞭にさせていただいてはいるんですけども、やはりそれ以上に活発な議論がなされているのかなとは思っていますので、当初予算のほうは160時間で行こうかなと思っています。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 物は言いようにいいますか、そう捉える方もおられるけども、そう捉えられない方もおる。それはこれから今後の課題としてやっていったらいいかなと思うんですけども、何か変わりますか、答弁。

藤井本委員長 答弁、訂正がありますか。

新澤課長。

新澤書記 債務負担行為のほうでは186時間ということで、ちょっと増えた分も見越して債務負担行為のほうは入れております。さっき、160時間と言ったんですけど、186時間で入れております。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 その増えた分も追加していただいているということなんですけど、次はもう補正出ないように、また先ほどおっしゃったみたいに新たな委員会もできたりする可能性もあるので、それはもう議員皆さんの個々の努力ということにもなるかと思うんですけども、できるだけ協力して、来年は今年が増えた分増やして考えていただいているんですけども、さらに超えないようにするためにちょっと密に事務局から、もうちょっと長いですよみたいな、ちょっと超えそうですというふうな動きをしてもらわんと、補正出てきてもらったら、また突っ込まなあかんくなってくるので、その辺は皆さん協力し合っていきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 ちょっと今の杉本委員の関連になるんですけども、これは今後の市のこういう業者選定に絡む質問になってくるんですけども、何かと言うと、まず今の議会だよりのこの印刷というところなんです。私も、議会だよりの委員は6年、7年ぐらいかな、させてらっていましたけども、やはりいつも感じる場所は、市内事業者をやっぱり育成する、そこに発注をかけるという意味ではいいと思うんですけども、印刷費がやっぱり高止まりしていると思う。これはもう議会だよりに限らず、行政全般の印刷物に絡んでですけども、何かと言うとやっぱり、今現状はもっとコストが安くできる。特にこの単純な印刷であればそんなに差はないんですけども、議会だよりのとか広報とか、ああいう編集業務、あるいはデザイン的なところが絡むところになると、正直言うと、データ入稿をするネット印刷のほうの方がもう格段に安い、恐らく半分ぐらいになると思います。行政がなかなかそれを使えないというのが、先ほどの一般競争入札に絡んでるのかなということもあるんですけども、業者育成とあるんで

すけども、ああいうところというのは、こちらからアクションかけないとそこを使えないですね。要するに随意契約になるんですけども、国とかはそれもうどんどん今使ってはります。印刷単価の削減ということで使っているんですが、なかなか地方自治体でそれを使っているところ少ないんです。ところがやっぱり単純にコストだけじゃなくて、やはり技術力の差がここに至って非常に顕著に差が開いてきているんです。やはり個人でやっていたらしゃるところ、失礼な言い方かもしれませんが、やっぱり印刷の大手資本がやるにはかなりコストダウンが進んでいますので、そういったところを今後ちょっとどういうふうにしていくか。結構、印刷のほうのコストの削減というのはこれから課題になってくると思うんですけども、それを何か考えがあるのであれば1つ聞きたいと、これがまず印刷に関する1点。

それと、その検索システムに絡んで今の業者選定のところですけども、今、特に会議録、この辺の要約あるいは自動の文書化に関してはもうAIが進んでますので、自動でその辺の口述筆記もできるアプリ関係が非常に多く出てきております。精度も年々高くなってきております。その辺組み合わせることによって、かなりこれも経費削減に貢献するんじゃないかと思うんですけども、ただそういうやつを使おうとすると、今のこの入札とか業者選定の中でどういう形でそれを使うように持っていったらいいのかなんですよね。だから、そのところは、何かその基準というのは必要になってくるのかなと思うんですけども、無料のやつがいいと言ってるんじゃないんです。無料になってくると、広告が入ったりとかその精度に不安があったりとかするので、その辺はある程度費用をかけた有料のやつがいいと思うんですけども、ただ人手をかけるよりも、かけなくていいところはかけないでいいようにしているようなシステムが出てきてますので、そういったところを今後行政に取り込んでいくために何か方策を考えておられるか。この2点、ちょっと今現状で何かあれば教えてください。

藤井本委員長 今のは、議会のみならず印刷のほうの話ですので、総務部長、答えてくれますか。

林本総務部長。

林本総務部長 ただいまの奥本委員のご質問というか、ご意見も含めて、印刷業務またそういったシステム関係の選定に関しての部分をご提言いただきました。特に入札については、やっぱり指名願を出されている市内業者というところの中で、委員もおっしゃったように育成という観点もございます。その点も踏まえて今ご意見もいただきましたので、調査、研究させていただきたいというふうに考えております。あとのシステムの部分についても、そういった形でお願したいと思えます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 検討いただくということですけど、これはまたいろんな意味で、どういう方法がいいか、いろんなサービスが出てきてますので検討をお願いしたいと、やはり印刷のところなんですけども、技術力を要するようなところの印刷物、広報に限らず、さっき言った特に観光の案内のガイドブックみたいなやつというのは、これも以前にもほかの議員からも一般質問等が出ていましたけども、県内のそういう観光ガイドブックとかを並べると、やっぱりちょっと見劣りして、なかなかそれがはけないというのが状況にあると思うんです。見に行っていたら分かりますと思うんです。そういったところをやはり手に取ってもらって、市のAPI

ールするにはどうしたらいいか、やはりその辺の技術力だけでなくデザイン性とかのところの評価というのは必要になってくるんですね。そういったところも含めて、ちょっとそれでいいんですけど、また検討のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

藤井本委員長 会議録、A I というようなお話もございましたので。

板橋議会事務局長。

板橋議会事務局長 議会事務局の板橋です。よろしくお願ひいたします。

会議録検索システムの件で、ちょうど他市の議会事務局と情報交換しておるんですけども、今のところ特にこの議会の議事録についてはまあまあ専門的な話、内容があるということで、ぴったりフィットした変換が出てこないのと、あとは方言です。大和弁がなかなかハードルが高くてぽんと出てこないの、今のところ他市を含めて研究している状況でございます。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。研究していただいているということで、今やっぱり言葉の壁というのは、方言とか個人の特別な言い回しというのは非常にそこが変換難しいというところなので、これはもううちに限らず全国的にというか、世界的に課題だということは分かっておりますけども、その辺りも恐らくいろんなA I の学習精度が高まってくると、変換精度も高まってくるかと思ひますので、そういったまた情報を収集しておいてください。ありがとうございました。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 今、奥本委員からもあったんですけど、これ債務負担行為、市議会だよりの件ですけど、債務負担行為で今年から出されてるんですけど、市内業者育成というところの観点で、僕ちよつと、これ今まで指名競争入札やったと思うんですけど、できればやっぱりこの議会だよりのいうのは市内業者で、僕の中で気持ちとしては、しっかりとその公平性は担保せなあきませんよ、せなあかんねんけど、それをやっていただきたいというところの思ひはあります。一般競争入札になったときに、その出し方というのを、今どういうふうに、要は市内業者がぽんと入りにくい状態になるのかというところを、ちよつと今考えがあればお答えしていただきたいというのと、これ今、445万円の債務負担行為じゃないですか。これ、総務部長に聞きたいんですけど、これ指名競争入札と、これちよつとはずれたら言うてくださいね、入札の話になると思うんですけど、その指名競争入札と一般競争入札というのとで、この性質とか、あと金額とか、どういうふうに区分けというのが何かあるんですかね。その辺は何かあんの、これちよつと今のやつとずれてたら委員長止めてもらったら……。

藤井本委員長 いや全体に関するんですけど、全体としての話になりますけど、関連しますので。

倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願ひします。

指名競争入札と一般競争入札の基準ということだと思ひますけども、現在、基本的には

一般競争入札を中心にやっ払いこうというところもございまして、ただやっぱり市内業者の育成というのもやっぱり市としての使命だと思っております。できる限り1,000万円を超えないような、もし物品とかその役務の観点から言いますと、1,000万円を超えないような業務については、基本的には市内業者がもし指名願が上がっているのであれば、そういうところが指名できるのであれば指名競争入札をやっ払いこうと。1,000万円を超えるような部分については、できるだけ広く公募したほうがいいではないかというふうな形で、基準を設けさせてもってやっております。印刷物につきましては、やっぱり市内にもかなり多くの業者もおられますので、金額によっては一部、指名競争入札をやっ払いこうという経緯もございまして、絶対一般競争入札かというところでもないというところもございまして、基本的には市内業者がたくさんあるような業務については指名競争入札をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

(発言する者あり)

藤井本委員長 言おうとされているのは、この議会だよりとかいうこの性質上、市内業者にやっ払いきたいというような思いがあるわけですね。

西川委員。

西川委員 今回、議会だよりを一般競争入札で出されるのに、要はどういう基準で、大きいところも小さいところ指名競争入札やっ払いしたらあると思うんですけど、一般競争入札やっ払いしたら結構ラインを引かなあかんじゃないですか。そのときに、今まで入っ払いいただいていた指名されてた業者の方が入りにくい状況になるようなことにならんのかなということを知りたいということなんです。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

議会事務局のほうから一般競争入札、指名競争入札のお話があったと思うんですけども、事実上、その債務負担行為を行うというところが多分境界ラインになってくると思うんです。市のほうでは条例で長期継続契約を締結できる契約というのがございまして、条例でうたわれてますし、こちらのほうの規則にも、電子計算機とかの情報処理機器、あと複写機とか、あと電話機、試験機器類とか、スポーツ器具、自動車、その辺の賃貸借物、リース物、あと役務の提供を受けるような建物清掃とか機械警備、あと空調の設備とか点検、あと機器類の保守管理、このようなものは長期継続契約ができますよというふうになっております。それ以外のものにつきましては、やっぱり議会の承認を得たものしか契約できないというふうになってございまして、これも先ほど言いました業務以外のもので、年度初めから業務の開始が必要で、なおかつ入札、プロポーザルを行った上で契約が必要なものについては、やはり債務負担行為が必要ではないかというふうに考えております。あと、それでもなおかつ年度末年度初めをまたいで業務が必要なもの、これも債務負担行為が必要かなというふうに考えております。あと、先ほどの2つよりも2か月程度、随意契約を行っ払い、その間に一般競争入札なり指名競争入札を行っ払い、その続きをとる部分については債務負担行為が必要でない

と思ってるんですけども、ただ、この1、2か月の随意契約している業者と、次の一般競争入札で決まった業者、これが異なった業者になってしまうと事業の性質上不都合なとき、この場合は初めから債務負担行為を取って4月当初からの契約をしたほうがいいではないかというものは債務負担行為、あとは適切に4月当初に契約をしていくものについては、基本的には債務負担行為のほうがいいのではないかというものについては、このようなお願いをするというふうに変わっていくのかなと思っております。

以上です。

藤井本委員長 ちょっと西川委員の聞こうとされていることと違うと思います。副市長、答えられますか。

倉田課長。

倉田管財課長 基本的には一般競争入札になりましても、市内業者が不都合になるかというたら、そういうものではないので、市内業者ももちろん入ってこれますし、工事とかの条件によりましては市内業者しか入れない一般競争入札もございますので、市内業者が不都合になるかという、そうではないというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 その話を聞いて安心はしてます。やっぱり葛城市でなりわいとして頑張ってはる人らがいはいりますので、やっぱりその辺をちょっと頭にはきっちり入れて、もちろん公平性、競争性というところの担保は必要やと思うんですけど、そういう風潮になりつつあるのは分かるんですけど、こういう例えば議会だよりというところは、これは僕個人の意見として言いますが、指名競争入札とかでもいいんじゃないかなと、市内業者でもいいんじゃないかなというところの感覚は僕は持ってます。あと、金額をどれだけきっちり変わるかと。もちろんそれ1,000万円超えていうたら一般競争入札になってくるんかなと思うけど、それ以下で抑えられてるようなそういう事業については、スピードも必要やし、こういう債務負担行為に上げてくるということはもう要らんかもしれません。指名競争入札はやっぱり早いので、その分ね。だから、その辺もきっちりちょっと見極めながら、今後考えていかんなんのかなというところでございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 私、まだこの予算書の見方というのはちょっとまだ不慣れなところがありますので、ご容赦願いたいと思います。お聞きしたいのは、12ページの2款13目地方創生臨時交付金事業費、住民税非課税世帯等生活支援金事業（追加分）の18節負担金補助及び交付金、住民税非課税世帯等生活支援金2億8,000万円のことですけれども、これは当初何ぼ予定されてて、その追加というか幾らか追加されると思うんですが、幾ら追加されるのか、それを何世帯に追加されるのか、その追加する理由というのは何なのか。

以上、お聞きします。

藤井本委員長 簡単にお答えください。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの住民税非課税世帯等生活支援金事業の追加分というところの表記というところで、この事業のまず概要なんですけども、こちらにつきましては、この度、国から重点支援地方交付金が追加で交付されることになりまして、そのうち低所得世帯支援枠というのがございます。この中で住民税非課税世帯の方に7万円を支援する事業を行うものというふうになっております。こちらにつきましては、本年7月頃に住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を給付する生活支援事業のほうを行いました、この対象世帯に更に7万円を追加し合計で10万円を給付するという趣旨の事業となっております、今回7万円というのは、あくまでも前回の3万円からの事業の追加というような意味合いでの7万円の給付というところで計上させていただいたところでございます。

世帯数につきましては、今、2億8,000万円の世帯数の根拠なんですけども、前回は対象世帯は家計急変世帯というところも含めまして4,000世帯と見込ませていただいているところでございます。国のほうでもなかなかはっきりと詳細が分からない中で、予算を出させていただいたところもありまして、前回と同じ世帯の見込み数で算定させていただいたところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。これは、この補正予算が通れば、その非課税世帯4,000世帯にどのような形で支給されることになるのでしょうか。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 どのような配付の方法というところでございます。今回につきましては、前回3万円を給付させていただいておる中で、まずこの議決のほうをいただいてから速やかに通知のほうを発送する予定をしております。この支給日というところと支給の方法というところになるんですけども、前回3万円分を葛城市で支給を受けた世帯の方で、今回基準日というのが一応12月1日ということになるんですけども、その時点において、前回と世帯構成に全く変更がない世帯の方につきましては、今回、手続のほうは不要にさせていただきます、振り込みする旨の通知のほうを送付させていただきます、その方には年内に支給するというところで準備を進めておるところでございます。そのほか、転入それから前回の給付分から世帯構成に変更があった世帯の方につきましては、また前回と同じような形で確認書を送付するとか、また家計急変世帯の方には所定の手続をしていただいた上で順次支給するというような流れで準備を進めているところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 分かりました。できるだけ12月に支給を予定しているということで、速やかな支給をお願いしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

吉村副委員長。

吉村副委員長 ちょっと関連でお伺いいたします。今回の基準日が12月1日というふうにならぬ今お伺いしまして、前回3万円の際は基準日が6月1日であったかと記憶しとるんですけども、このときと同一の基準でというふうなことで、これについてこの半年間の間にちょっと増えたとか、そういったような傾向というもののはどのようにつかんでおられますでしょうか。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの前回の分と今回の分の数字、対象人数としてどの程度というところのご質問だったかと思えます。こちらにつきましても、システムのほうで最終的に正確な数字、これは扶養に取られてる方等々の数字を算出しなければ分かりませんので、正確な数字というのははっきり分からないんですけども、ちょっと税務課等々で調べてる中では前回3,500件ぐらいの対象数だったんですけども、大体ほぼ同じぐらいの数字の方が対象者になってくるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 分かりました。大体それが3,500件ぐらいというふうなことで、承知いたしました。今、葛城市は、自治体によっては違うんですけど、住民税非課税世帯等というところで、葛城市については家計急変世帯、前回はそうやったんですけども、それを含んでいただいているというふうなことで、これは社会福祉課に聞くのはちょっと違うのかも分からないんですけども、自治体によりましては、いわゆる住民税均等割のみ課税世帯という、つまり所得割が免税になっているというところについて、全国の例を調べてましたら、これについても給付といいますか、独自でやってるという、例えば東京都の国分寺市であれば1世帯当たり3万円、これは基礎自治体レベルでやってたりとか、あるいは愛媛県なんかはこれ県単位でやっているんですけども、5,000円相当の食料品を年2回、そういったいわゆる住民税均等割のみの課税世帯にというふうなことをされているということがあります。葛城市では、そういったことの検討、研究というのはされたのかということと、あと奈良県等にそういった動向というものはあるものか、その辺り分かれば教えていただけたらと思えます。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしく申し上げます。

ただいまの質問でございます。今回、事業として行わせていただいておりますのは、地方交付金の中の低所得世帯支援枠というところの中で、こちらについては前回の事業は3万円を給付する。ただ国のほうで、それ以外の方にも給付することは構わないけれども、非課税世帯の方のみ交付金が払われるというような趣旨の国のほうからの通知があった中で、葛城市のほうではそれに基づいて非課税世帯3万円と、プラスこの家計急変というのはほかの自治体でもあまり見られない、我々今までからの住民税非課税世帯と同じような対象者にするというところで、家計急変世帯というのを加えさせていただいたところでございます。また、ほかの自治体については、ちょっとまだどういう形、クーポンとかいうところでは聞くんですけども、詳細については把握しておらないところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 山岡課長だけで答えられる問題でもないかと思うんですけど、ほかについて考えていないのかということ。

勝眞企画政策課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。

今、ご質問いただいておりますのは、この11月2日に閣議決定されまして、物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金というのが交付されております。前回3月29日に交付されておりますのとほぼ同じ内容ではございますけれども、その中に今、山岡課長申しました低所得世帯の支援枠というところと、あと推奨事業メニューの枠というのがございます。こちらのほうは、物価高騰の影響を受けました生活者及び事業者に対しまして支援をするという形で、重点支援地方交付金という形で同じく追加交付されている分でございます。社会福祉課のほうで担当いただいているのが、この低所得者の枠の分でございます。そこからはみ出る分、はみ出る分と言うたらちょっと言い方悪いですけども、例えば家計急変の分というのはこの推奨事業メニューのほうに充てさせていただいております。

その推奨事業メニューのほうで葛城市としてはどういう事業をしているのかというご質問に対してお答えさせていただくということによろしいですか。今回は、葛城市といたしましては物価高騰の影響を受けました生活者等を支援させていただくということで、保育所、幼稚園、小学校、中学校、公立、私立、2か月分の給食費の無償化の実施によりまして子育て世帯への支援を行うということ、それと物価高騰に伴いまして学校給食材料費が上がっておりますので、その一部に充当させていただいているということで葛城市のほうとしては対応させていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 よく分かりました。私も質問するときに、どうしても社会福祉課のほうは低所得世帯支援枠の話なので、そこはちょっと違うなと思いつつ質問させていただきましたので、今の勝眞課長のご答弁でよく分かりました。今回、自治体によって、例えば住民税非課税世帯等についてはもう自治体によって差があるわけなんですけども、家計急変世帯が葛城市は入っているということについては評価をしたいと思います。それから、速やかな対応をされるということですので、こちらでも評価いたします。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 吉村副委員長の関連で質問します。地方創生臨時交付金ですけども、これについて今回補正予算で支出するというものについて、国から葛城市に下りている額、額なのか枠取りの上限額なのかちょっと私よく分かってませんが、どの程度の金額が地方創生臨時交付金事業として葛城市に配当されているのか。そのうちに低所得者に対する重点的に物価高騰対策ということで重点策として、これはもう確実に国のほうの政策として7万円ということが

下りてるわけですから、それはもうはっきりと金額は大体出てくると思うんですが、それ以外の推奨事業についてのメニューはいろいろあると思うんですが、それには幾らとかいうふうな形で、その内訳が分かったらありがたいんですけども。だから、総額と要は低所得世帯支援枠、それから推奨事業メニュー枠、それぞれどういう枠で来ているのか、あるいはその交付金の金額がどういうふうな割当てになっているのか、全体をちょっと教えていただきたいなと思うんです。これが1つ目です。

それから2つ目ですけども、先ほど来出ています住民税非課税世帯等生活支援金事業の中において、家計急変のところの方にも申請していただくということ、受けていただきたいということで、そういうふうに葛城市として独自にやっているとということですけども、前回6月1日の基準日のとき以降の3万円の件ですけども、これでどの程度の家計急変の方が申請されたのか、これはプッシュ型じゃなしに申請になりますから、ぜひ広く周知していただいて申請していただく。申請していただかなければいけませんので、そのことについてお願いをしたわけですけども、どの程度この家計急変という方がいらっしまったのかということもちょっとお願いしたいと思います。

以上、2つお願いします。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

限度額という形で国のほうから交付が下りております。ただしですけども、この補正予算を上げさせていただく際には、まだ国のほうから限度額というきっちりした形では通知が来ておりませんで、大体、前回の交付額の7割弱、66%ぐらいの計算になるんですけども、それぐらいの額で交付される見込みですというところで、今回、補正の予算上げさせていただいております。その補正予算の根拠といたしまして、概算ですけども推奨事業メニュー枠としては7,600万円というところで枠取りをさせていただいております。家計急変の分は、今4,000世帯ということで上げておりますけれども、今度実績報告では10分の10全額交付されるという見込みでございますので、そのように対応させていただく予定をしております。

現在、補正予算で上げさせていただいている枠といたしましては、低所得者の分が家計急変除きまして、予算で上げております2億7,650万円で、家計急変の分を350万円、その家計急変の350万円を合わせまして7,600万円。推奨事業メニュー枠です。全体を合わせまして3億5,250万円ということで上げさせていただいております。よろしくお願いたします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 家計急変の世帯数というところでございます。まず家計急変世帯というのは、令和5年1月以降に予期せぬ事情によって家計が急変し、非課税世帯と同様の事情と認められる世帯というところで、具体的には影響のあった1か月分の収入を12か月に換算して、1年間を見込んだときに非課税相当になる方というところが対象になってくるんですけども、対象の世帯があまりいらっしやらなかったとか、結果として対象世帯は6世帯の方が対象になったというところで実績が上がっております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。この推奨事業メニューについて、葛城市は給食費の無償化というところに充ててるということであります。これ、市町村あるいは都道府県段階でも、様々な取組がされてるんですね。葛城市は、この間一貫して、給食費無償化というところにこの地方創生臨時交付金を使ってこられた経過があります。そうでない市町村もあるんですね。農家支援とか事業者支援とか、あるいはクーポン券という形で上乘せするとかいう形で、だからこれは市町村独自の考え方になろうかと思うんです。これについて、なぜこの給食費をまた2か月やられるのか。ほかの推奨事業メニューがいろいろあった中でなぜこれを選ばれたのか。これは市長のお考えもあろうかと思うんです。だから、これをほかも含めてでいいですよ。ほかもいろいろやっておられるのは分かっているんですが、分かっているんですが、いろいろあるメニューの中でこれに移行されると、とりわけ子育て世帯に重点を置かれているんだなと私は思うんですけれども、その推奨メニューどれを選択するかというときに、どういう議論をされてこの補正が上がってきているのかというこのお考えをお聞きしたいんです。これは最終的には市長の判断なのかなとは思いますが、様々なメニューの中でこういう分野に市長の思いとしてやるということだろうと思うので、そのお考えについてお聞きしたいと思います。

それから2つ目は、家計急変について6世帯あったということですので、やはりこれ、そういう情報が届いて提案された方がいらっしゃるということで、よく分かりました。また引き続き、周知をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。1点だけ追加で。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 どうしてこの子育て世帯に対してというところに決まったかというところでございますけれども、これまでこの地方創生臨時交付金というのは令和2年度からずっと交付されてきている中で、最初はちょっと新型コロナウイルスの対応ということでまず交付されてきている中がございました。令和4年度からは、この物価高騰に対するものというところにちょっと移行されている内容とちょっと変化してきております。今年度の交付につきましても、この物価高騰に対応する生活者、それから事業者に対して支援を行ってくださいということで交付が来ております。今年度につきましても、前回はクーポン券という形で全市民に対して消費できるクーポン券というのを現在配布させていただいておりますけれども、生活者への支援というところ、それから市内の店舗事業者に対する消費の活性という意味も込めまして、クーポン券のほうは一応対応させていただいている。今回ですけれども、この事業を決定させていただく際には、今回は特に年度内の予算化というところで11月に通知が来ておりました、いつも決めさせていただくときには各課に照会をかけさせていただいております。各課の中でいろいろ生活者の支援、事業者の支援ということでご検討いただいている中で今回いろいろ検討いたしまして、この給食費の無償化というところで決定をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 この件、市長、ちょっと思いというものを述べてください。

阿古市長。

阿古市長 何ももう今までから実績見ていただいたら明らかやと思うんですけども、いろんな分野に実は使わせていただいております。かなり細分化した中で、対象をどのようにするのかというところも含めまして、例えばクーポン券もいろんなやり方しました。プレミアムのやり方もしましたし、今現在9月議会で認めていただきました1人当たり3,000円のクーポン券配布しております。それはもう市民全員に対するもの。また世帯に対するものでしたら、たしか水道料金等の基本料金の無償化等をやっておりますし、感染症対策のときですと、いろんな物品の援助をしてまいりました。ただ、今回追加の部分にありましたが、まず9月には全市民に対してのクーポン券を配布しておりますので、対象をどのようにするのか。それともう一つは、今回のこの臨時交付金につきましては年度末までに消化をしなければいけないという規定がございます。年度を越して使うことができないというものでございますので、速やかに対応できるものという考え方が1つ必要であったということです。それで、対象をどのようにするのかという議論の中で選ばせていただいたのが、過去にも実績がございます給食費の無償化、保育所、幼稚園、小学校、中学校、これはもう私立も公立も含めた中での無償化が適当であろうという判断に至りました。議論の中では、たしか前回のときも水道料金等でいくのが一番全世帯に分かりやすいんですけど、それは国のほうの推奨事業メニュー外になりましたので使えなかったということがあって、そのようなある種、国のメニューの中で若干変遷はしてきているというところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。物価高騰対策ということで今回下りてきているわけです。この物価高騰対策と言えば、全ての家庭及び事業者、影響を受けているわけでありまして。その中で物価高騰対策としてやるのは、私は広くやるのが最も適切かなというふうに思っております。今やられている施策は、これは子育て世帯の方に大変ありがたい話だし、これを否定するわけではないんですけども、やはり市民の中のいろんな考え方もございますので、どういう経過でやられてきたかということをお聞きしたんですが、水道料金が一番私、分かりやすいなと思ってたんですけども、先ほどメニューになかったということで、その中で年度内で子育て世帯へということであったということをお聞きして、そういう判断があるんだなというふうに伺いました。

ただ、意見としてですけれども、やはり全国の市町村を見ても様々な取組をされておられますし、周辺市町村でも様々な取組をされておられますので、そういう情報を見ながら、市民全体の方、市民全体に及ぶような施策を引き続き追求していただきたいと。あるいは、逆に言えば最も困難なところということで、特別にここということもやられている市町村もありますし、様々な工夫がここはできる場所ですので、引き続き今後の施策の展開でも、また下りてきたときには基本的には広く恩恵が及ぶということをまず念頭に置いてやっていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ただいま1款、2款の質疑です。ほかにないですか。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願ひします。私も、5ページ、債務負担行為補正についてお伺ひいたします。

まず1点目、新庄庁舎の改修事業1億5,379万1,000円、これについて債務負担行為を上げる理由と、この今の現状、資料もいただいておりますが、それについてちょっと詳細に教えていただけますか。

2点目は、市制20周年記念事業、これも企画政策課の分、2,000万円計上されていますので、こちらについても詳細に教えていただけますか。

以上よろしくお願ひします。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願ひします。

新庄庁舎につきましては、令和4年度に建物の打診検査を行っております。検査の結果につきまして、かなりの箇所において壁が浮いておりましたりしましたので、何らかのきっかけで剥落するおそれがあるということを確認しておりましたので、庁舎利用者の危険排除ということで可能な限り迅速に改修を行いたいということでございまして、令和5年度の当初予算で改修工事を行うための詳細設計を行いました。設計が終わりましたので、今年度中に補正予算をお願いして、一刻も早く庁舎利用者の危険を排除することを目的に早期に着工していきたいというふうに考えておりました、今回、債務負担行為をお願いするというものでございます。

内容につきましては、外壁タイルの浮いているところの壁に接着剤を注入し、あとまた何か所か割れているところもございまして、その辺のタイルの取替えをしたいというふうに思っております。あと、屋根、ベランダ部分にコンクリート部分がございまして、その辺の防水機能がかなり低下しておりますので、その辺の改善をしたいというのと、あと倉庫棟とか玄関ポーチの上で雨漏り等がございまして、その辺の改修もしていきたいというふうに思っております。あと、玄関前のロータリーに石タイルが剥脱等をしておりますので、その辺の改修と、あと玄関前の段差もちょっとありますので、その辺を改修して目の不自由な方のための誘導ブロック等の新設も行いたいというふうに思っております。あと、植え込みにつきましても、かなり建築当初と見栄えが変わっておりますので、案内看板、あとは周辺を照らす屋外灯が木に埋もれたりしておりますし、あと、車が出入りするときにも安全確認がなかなか困難な状況にもなっておりますので、その辺を解消していきたいというふうに思っております。あと、建具もかなり劣化状況も芳しくありませんので、その辺の改修を行っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

藤井本委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。

市制20周年記念事業についてということでございまして。資料をお配りさせていただいてお

ります。その資料に基づきまして、その資料の一部を使いましてご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず市制施行20周年記念事業というところでございます。全体についてちょっとざっくりとご説明をさせていただきたいと思っておりますが、葛城市につきましては令和6年10月に市制施行20周年を迎えることとなります。これまでの歩みを振り返りまして、市民の皆様とともに祝いし盛り上げるために、この市制施行20周年記念事業というのを実施したいというふうに考えております。

全体のスケジュールに基づきまして、事業の内容をご説明させていただきたいと思っております。資料の6ページをお願いいたします。

まず、スケジュール表の上段でございます。全体的な事業期間といたしまして、令和6年の4月から令和7年9月までということで期間を設けております。この間には、先日一般募集いたしましたキャッチフレーズ入りロゴマークというのを使用いたしまして、市内、市外へ発信してまいりたいというふうに考えております。その下の段でございます。市制20周年記念事業の実施期間ということで、まず記念式典並びに記念行事というのを令和6年10月1日の前後の日程というところで現在調整しているところでございます。この式典の開催後につきましては、各種事業、記念事業であったり毎年の定例行事などに引き続き20周年の冠をつけまして実施してまいりたいというふうに考えております。それ以降、令和7年4月から9月までの間につきましては、ロゴマークも使いながら、継続可能な事業について令和7年9月末まで実施するという予定をしております。この記念式典の前、令和6年4月から令和6年9月まで、こちらをプレイベントの実施期間ということで現在計画をしているところでございます。

市民の皆様に対しましては、いろいろご参加いただけるような交流の場にぎわいをつくりながら、いろいろと盛り上げてまいりたいというふうに考えております。その表の真ん中の下、中段からになりますけれども、こちらが企画政策課のほうで担当させていただいている事業でございます。

まず1つ目の懸垂幕、のぼりの設置というところでは、この令和6年4月から令和7年9月までいろいろ懸垂幕、のぼりを設置いたしまして周知をさせていただきたいというふうに考えております。

2つ目のプレイベントの1つといたしまして、現在、(仮称)芝桜まつりといたしておりますけれども、こちらの事業と、もう一つ令和6年10月1日前後の日程で検討しております記念式典、記念行事、こちらのほうの事業について企画政策課のほうで今現在検討させていただいております。この1番から3番の事業について債務負担行為というのを上げさせていただいているというところでございます。債務負担行為につきましては、いずれも職員で対応できない部分について業者のほうに委託をして事業を実施するというところで検討しております。年度内にこの事業者を決定しましてスムーズに事業を進めたいということで考えておりますので、プレイベントのほうも4月というところでございますので、今年度内に事業者を決定したいということで考えております。また、記念式典、記念行事のほうにつきまし

ても、10月1日の前後の日程で検討しているというところでございますけれども、映像の作成でありましたり、出演者の依頼調整など早期に準備を進めたいというふうにも考えておりますので、債務負担行為のほうで対応させていただくという予定をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。新庄庁舎の外壁改修の件につきましては理解できました。令和4年度に打診検査して、令和5年度当初で設計出して、危険性排除のために迅速にやりたいという理由だというふうに理解いたしました。

もう1点だけ追加でお聞きしたいんですけども、スケジュール的にどういうふうな考え方で進められるのか、当然やっぱりこの危険性排除という観点からは迅速に対応すべきだと私も考えておりますが、そのスケジュール感をちょっと教えていただけますか。それが1点でございます。

市政20周年記念事業に関しましては、こちらについては外壁のほうと違って、この時期から債務負担行為を組んでやるということについて、もう少し踏み込んでお聞かせいただきたいんです。この3つ、今、企画政策課のほうで考えられてて、それについて2,000万円ということでございますが、この1、2、3それぞれどれぐらいの予算規模で考えていらっしゃるのかということなんです。少なくとも、このイベント実施期間に関して、ほかの事業も含んでの債務負担行為なのか、これだけのことなのか。かつ、この10月1日前後の記念式典、記念行事、これが非常に重要だとは思いますが、これは当初じゃ駄目なんですか。基本的に事業というのは、単年度できちっとやっていくということが大事だと思うんです。特に企画政策課に関してはいろんな事業を抱えてると思うんですよ。移住促進であるとか、それから国際交流であったり空き家であったり、いろんな事業を抱えている中で、これまた新たな事業、この1年間の事業をこの段階から準備していくその余裕があるのかなということと、今、目の前の当初の予算で組んでいるものに対して私は集中してやったほうがいいと思うんですけども、これを来年度の当初では駄目な理由を教えてくださいませんか。

以上、よろしくをお願いします。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくをお願いします。

工事の予定ということでございます。債務負担行為の予算議決をいただきましたら、速やかに入札の手続に入っていきたいと考えております。予定といたしましては、12月もしくは1月中旬に一般競争入札の公告を行いまして、1月から2月中には工事業者と契約をしたいというふうに考えております。申請等もございますので、3月ぐらいから早々に工事に着手しまして、8月中には竣工したいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 この2,000万円の大体の内訳というところからご説明をさせていただきたいと思っております。大体大きく3つに業務分けておりますけれども、市制施行20周年記念式典、記念行

事につきましては、これ大きくくりまして850万円、それからプレイベント、現在仮称としておりますけれども、この芝桜まつりに850万円、それから映像の制作というのもしていただきますのでこちらに300万円ということで、この大きなくくりでございますけれども、この市制施行20周年記念式典、記念行事の中には、式典、記念行事の運営全般の委託業務でありましたり、印刷物を発注させていただくことも計画しております。また、記念品であったり、この中にのぼり、懸垂幕の発注というのも入れておりますけれども、あと案内状の発送費などが全般として含まれております。

それから、プレイベントのほうでございますけれども、これもイベントステージの設営、全体の運営・設営、警備、仮設トイレでありましたり、いろいろシャトルバスであったり子ども用のイベントというところも含めさせていただいております。また、芝桜のライトアップというところも含めさせてもらってます。映像の制作というところは、20年の歩みであったり、市の紹介、プロモーション、PR動画というのも今後使えるように制作予定していますので、その辺のところも計画しているところでございます。

なぜ債務負担行為を上げるのかというところでございますけれども、式典につきましては、映像の関係でありますとか、1部、2部制というところで、2部には市民の皆様も参加していただけるような、著名人の方、いろいろ出演していただきたいというところもありまして、その出演依頼などの調整をさせていただきたいというふうにも考えてますので、早期に準備を進めたいということから債務負担行為を上げさせていただいております。

この予算の中に、他の事業も含まれているのかどうかというところでございますけれども、企画政策課として上げさせていただいている事業につきましては、先ほどご説明させていただきましたスケジュールの中でございます1番、2番、3番、これのみでございます。他の所管課で行われる事業等は含まれておりません。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 新庄庁舎の件、承知いたしました。これについては、事前に市民の方にしっかりと周知もしていただいて、当然、工事の期間中、不便をかけることと思いますので、そういった対策等もしっかりお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

この20周年の事業に関しましては、今ちょっと説明を受けたんですけれども、私はどうもこの債務負担行為でこれやらんとあかん理由というのが、著名人の出演依頼を早期からせんとあかんと言っても、いろいろ葛城市はこれまでも事業をしてきているわけです。こんなことを債務負担行為を組んでまで今までやってきたのかなというふうに、ちょっと疑問を感じるころがあるんですね。そもそもこのプレイベントの芝桜まつりについても、もともとこれ20周年としてやるような事業だったのかなというその根本的なところの議論がされているのかなというところもございまして。実際に、この芝桜、フットライト、これを付けて、しっかりとあの辺りの観光政策を充実させていこうという思惑というか、思いは分かるんです。でも、全体的に、どういうふうな観光政策をしていくかというような政策がまだ私ども見えてない中で、ここだけをイベントだけをぼんと単発的にやって、それで盛り上がるんだとい

うのにはちょっと違和感を感じるところでございます。ちょっとまた言いたいこと、言いたいこととか聞きたいこともあるんですが、2回、質問させていただきましたので、またほかの方、もし質問あるようでしたら、なければまた聞かせていただきたいと思います。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 私も梨本委員と関連でお聞きしたいです。長い間コロナで暗い雰囲気あって、この明るいイベントをどんどんやっていただきたいです。しかも20周年ということで、市長も20歳のという例えをされて、なるほどと思って、ぜひぜひ盛大にやっていただきたいんですけども、この債務負担行為、僕、先ほどの議会のほうの事情を事務局にも聞きましたけども、何でというところに関連はちゃんと聞いておかないかと思っております。

まず、その誕生日の本体というか、誕生日じゃない、生誕の本体は10月1日ですよ。これイベントと常に書いてあるんですけども、僕、イベントで調べてもどこにも載ってなくて、イベントの定義なんかないんです。前夜祭とかプレオープンとかという話にちょっと近づくような意味みたいなんですけども、プレオープンといっても前日ですよ。前夜祭というたら前の日ですよ。これ、イベントとほかの自治体もやられてるんですけども、いよいよ3か月切りました、100日前になりました、イベント開始いたしますとか、なんです。これ今4月から始まって、6か月前から始める、始めたいわけじゃないですか。それくらい前からやらんでも、今、梨本委員おっしゃったみたいに、本予算でしっかり決めて、この半年、4月から開始じゃなくても、そっからやって3月議会でやって4月のいつぐらいか分からないですけど、3か月前ぐらいから、だって市民の皆さんも6か月前に言われても10月の話となると思うんです。横断幕、旗を設置と書いてあるんですけど、半年後これぼろぼろになってないですか。大丈夫なんすかね、その辺。というのも、3か月でびっと短期間でちゃんと市民の皆さんに盛大にやっていくというふうなイベントというのやったら分かるんですけども、半年かけてというのがちょっといまいち。なぜその4月の芝桜まつりでやりたいかの理由がちょっと分からないところがあるので、もともとのゴールが、ゴールというか着地点は10月なんだから、その3か月前ぐらいからの動きでええような気がするんですけども、生誕20周年記念をやるなどかそんな問題じゃない、そんなことはもう大前提言っていないですよ。ただ、半年もイベントと、イベントの意味はあんまり分からないですけども、ここには、事業内容には芝桜まつりほか各種イベントと書いてあるんです。この各種イベントも、ちょっと詳細教えてください、どんだけやらはんのか。じゃないと、そこでいっぱいやんのやったら4月やらんでもええじゃないですかと。4月だけやるんやったら、しゃあないですねとなるんですけども、ほかにもやるんだったらそれでいいんじゃないんですかと僕は思っちゃうので、その辺の詳しい説明をお願いしますか。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いたします。ただいまの杉本委員、また梨本委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

我々考えておりますのは、来年20歳になるということで、やはりこの根底にはコロナで冷え切ったとか、それがあまして、やっぱり市民の皆さんとともに復活とか、にぎ

わいのある活気ある葛城市というのは議員皆さんも思っておられることだと思いますし、当然、我々理事者としても全力でそれに向かって立ち向かっておるところでございます。ですから、そういったことで、やはり1年、通年を通して何かイベントを打っていく。この前もちょっとお話しさせていただいたかなと思うんですけども、全体を通して1年間通していろんなイベントあります。敬老会であったり、市民体育祭であったり、それも含めた中で、それらも含めて20周年を祝っていこうということで、各種団体も巻き込んで協力を願って、みんなで盛り上げていこうということで、このような表記の仕方、プレイベントというふうな形を書かせていただいております。

懸垂幕、半年でぼろぼろになると違うんかというご意見でございますけども、大丈夫でございます。ちゃんとしたいと思っておりますし、またのぼりにつきましても、各市内の施設であったりとか、また子どもが憩う場であったりとか、そういうところにも葛城市は20周年やねんというのを啓発しながら、全体として盛り上げていきたいという意味で、この通年を通してというこの思いで、このような形で予算を計上、債務負担行為を組ませていただいておりますというところをご理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 このスケジュールの中にございますプレイベントの他の事業であったり、この記念式典開催後の記念事業であったりするものは、今、来年度全体を通しまして各課からいろんなイベントが、来年度の予算づけもございまして上がってきているところでございます。これらを集約したものについては、また来年の3月には全体の事業ということでお示しできるというふうには考えております。

藤井本委員長 今の答弁から言うと、今まだ各課から上がってくるのを待ってんねんというふうに聞こえるんだけども、予算として上げて、予算というか金額として上げてきているわけでしょう、その他というのも含めてね。そやから、何かこう……。

東副市長。

東 副市長 ちょっと説明不足でございました。ここに載っております、今、勝真のほうから説明させていただいたのは債務負担行為でこのような予算だということでございまして、来年度新年度予算でも、やっぱり新たに通年のやっておる行事とかは当然、来年度の新年度予算で組んでいきますし、その中に冠をつけて、20周年記念市民体育祭であるとか、そういった名前を打ってイベントはしていきますので、この債務負担行為が新しいというか、イベントなので、今回こういうような形でお示しをさせていただいたということでご理解を賜ればいいのかというふうに思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 明るい葛城市のイベントという意味では僕はもう完全に理解できるんですけども、この僕は全体像を見たときの質問をしてるんですけども、この債務負担行為の中の答弁としてはそうなるのかなと思うんですけど、僕またもうこれ個人的な意見として言いますと、10月の

本体に向けての準備に関して計画的に全体像が見えて、4月でなければならぬから債務負担行為が出てくるという理由であれば、僕は全然納得できたと思うんです。納得はしようと今してますけど、ただ10月、先ほども言いましたけど、大体、他市の団体とかやったら3か月前とか100日前から動き出すんですよね。それは、でもおのおのの考え方と言われたらそうなのかも分かりませんが、それやったらイベントというのはその名前使わんでもええんかな、20周年、全体像のイメージを僕は聞いたかっただけなんですけども、それが新年度予算で出てくると、そう言われたら、それはそうでしょうねとなるんです。ただ、これに対しての全体像が見えへんからお聞きしたかっただけなんですけども、これ以上は多分聞くこともないので、ただ理解はしようと今頑張ってます。

以上です。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 答弁はもうほぼ出尽くしたと思うんですけども、まず1つ目の事業、芝桜まつりというのは4月の中旬辺りを考えておりますので、当然、債務負担行為でないといけない事業やと考えております。それと、市制20周年の式典のほうでございますが、10月前後ということで考えておるわけなんですけど、その準備は意外と時間かかると考えております。特に映像の場合ですと、ある一定の期間だけはいけませんので、当然、春からもう映像の制作に入らないといけません。それとあと記念冊子等の問題もありますし、そういうようなことを含めますと早い段階から準備しないといけないという考え方を持っております。式典の当日の行事だけでありましたら、ある種期間が短い段階でいけるとは考えておりますが、そこに付随するものの、特にやっぱり映像なんかはもう早い段階から撮影に入らないと間に合いませんので、ですので、そういうようなものを含めまして、トータルとして20周年の記念という形の債務負担行為で上げさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 簡単に言うと、もう3月の芝桜のところの映像とかも使う場合は、もっと前からやっとなあかんし、その時点からいろんな葛城市のいい場所というのを、その時期しか撮られへん映像も撮りたいから、今のうちから準備しておきたいから債務負担行為をやりたいということよろしいですか。最初からそれ言っていただいたらもうちょっと理解できたと思いますけれども、ある程度一定は納得できました。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 私もこの件に関して関連と、もう一つ追加の質問をします。

まず、関連のところの20周年記念事業についてなんですけども、この債務負担行為のところにある企画政策課のところをお聞きしましたけども、都市計画課の440万円、これ今できないですか。次でしかできない。分かりました。じゃあ、次でやります、ここに関しては。そしたら、その20周年のところなんですけども、まず我々この予算特別委員会で審査しないとい

けないというのは、この事業に対しての予算がつくわけなんです、それに対する事業の妥当性と有効性と効率性を審査するところがこの場なんです。そういったときに、まず芝桜まつり、これ、先だつての総務建設常任委員会のところで、これは通年行事として毎年やっていきたいというご説明ございました。だから、この20周年じゃなくて、本来の通年事業としての予算を上げてくるべきかなという気はします。それともう一つは、この芝桜まつり、時期的に市長おっしゃるように、この時期じゃないと花が見れないというの分かるんですけども、それと20周年とは全然関係ないことであつて、これ独自にこの事業をやるために予算をやるべきかなと思います。それと、この中にある、これも総務建設常任委員会で出ましたけども、フットライトはそもそもこれはこれまでの議会の中でナイト観光というところで予算づけしたところなので、何でこれをまた今、別のところに絡めてくるのかというのは、そこはちょっと疑問なんです。やはりそうなってくると、この事業のこの意味というのが、特にこの芝桜まつり、これはこれでイベントとしてコロナの冷え切った心情を盛り上げていく、市民を盛り上げていくという面で分かっていいんですけども、20周年記念事業で債務負担行為に入れるということは、ちょっとこれ違和感が拭えません。そのところ、どういう形で考えてはいいのか。本当にここに当て込むことよつて、どれだけの効果があるのかという、その効果測定をどう考えてはるかというところだけちょっと教えていただけますか。そうしないと、この予算が、祭りやりますねんというところで、にぎわい創出します、じゃあどういった具体的ににぎわいが、例えば何人の方の来場を見込んで、それがどういふふうに例えばその道の駅の売上げとか周辺のところの影響しているかというところの、ある程度予測立てた上での予算づけだと思うんですが、そこはちょっと今のところ説明なかつたので、そこを教えてください。これがまず1点。

もう1点目が、ページ数で申しますと11ページ、2款総務費、8目の自治振興費の公共交通無償化事業補助金、金額としては23万3,000円とされてるんですけども、この内容についてお聞かせください。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。

1点目の奥本委員のご質問にお答えをさせていただきたいというふうにするわけでございますけれども、芝桜まつり、これはあくまでも仮称でございます。まだネーミングも決まったわけでもございませんけれども、先ほど市長のほうからも申されたと思いますけれども、芝桜がちょうどこの4月の20日頃に開花をするということでございます。それでたまたま、たまたまといいますか、ちょうど20周年の来年4月20日ぐらいに満開になるというこのチャンス、やはり我々といたしましてもキャッチをしたい。一番きれいな芝桜の頃にイベントを打つて市民に喜んでもらう、また近隣から年間100万人の来場を見込んでおります道の駅かつらぎ、ここの融合といいますか、その辺も含めまして、こういったチャンスはないのではないかなというふうにして、このような形でイベントを打たせていただこうかなと思っております。総務建設常任委員会のお話ときにもお話しさせていただいたかなと思いますけれども、大和高田市の大中公園の桜祭り、あれがちょうど終わった頃にうちの葛城市の芝桜

のほうが満開になるといった関連といいますか、桜、桜で来ますので、広域的に考えても広陵町、大和高田市、葛城市、香芝市、この辺の方も、こういったイベントを打つことでこの（仮称）芝桜まつりというのが定着して、今後、葛城市の観光につながっていけばいいのではないかなというふうに思っておるわけでございます。

また、ナイト観光をおっしゃっていただいたと思うんですけども、今年度の事業でナイト観光というか、フットライトの整備が終了いたします。ですから、その点灯式を、やはりこういった20周年という記念の年にイベントと一緒にしまして、より盛大にPRできたかなという思いからこういった事業を組んだということで、ご理解賜ればいいのかというふうに思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

私のほうからは、公共バス運行事業、公共交通無償化事業補助金につきまして、ご説明をさせていただきます。こちらの事業につきましては令和3年度から実施をさせていただいておりますけれども、令和5年度につきましては9月までの上半期の全ての月におきまして昨年度の利用者数というのを上回ってきておる状況でございますので、この上回る見込み分を増額とさせていただきます。その内容でございますけれども、令和3年度から令和4年度の利用者数の増額見込みを参考に今年度予算を計上させていただきました。大体約4万2,500の方が利用されるのではないかとということで、1人当たりの利用金額などを乗じまして145万円ということで当初予算を上げさせていただいております。この令和5年度当初の見込みよりも、この9月までの上半期で言いますと大体117%ぐらい増加が見込めるということで、約5万人を見込みさせていただきまして、全体で168万3,000円必要になるということで、その不足となる23万3,000円を増額とさせていただきます。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 まず、芝桜まつり、副市長おっしゃること分かるんですけども、これはこれでやったらよろしいんじゃないですかということをお願いなんです。道の駅かつらぎの年間100万人の来場者見込すことも、そこにつなげていきたいということやけど、まずそしたらこのナイト観光をやるとき、あるいはこの記念イベントもこの時間帯、やる時間帯、お披露目するという時間帯は夕方ですよね。その時間帯は道の駅開いてるんですか、かつらぎは。その話はできてるんですか。実際のところ、その単発でやらはるアイデアはいいんですけども、そこをちゃんと横串通して連携させないと、これ意味ないと私思います。大和高田市の桜まつりがあって、その流れでこっちというのは分かりますけども、これも総務建設常任委員会で言いましたが、葛城市はこの時期ぼたん祭りもやっております。そしたら、日中の来場者をこっちに流し込むほうがよっぽどやりやすいし、もう既に人の流れができていますので、そこでこれやったらどうですか。何でわざわざこれ夜にやるんですかというところが出てくる。だから、なぜ、この芝桜まつりはそれはそれでやらはったらいいいんですよ。でもこの20周年と

は違うんじゃないですかということをお願いしたい。杉本委員もおっしゃっているように、イベントということですが、あまりにも前倒し過ぎるんですよ。年間だらだらだらだらやったところかえって逆効果になるような気がしてしょうがない。もう直前になってぱっと盛り上げるほうがいいと思う。懸垂幕は、これ私はいいと思う。もう早い時期にやって、いろんなイベントで20周年と訴えていくのは、これはこれでいいし、その芝桜まつり別個に個別にやった中で、20周年ですよという訴えるには、これはもうぜひやっておくべきやと思うけど、わざわざこの20周年事業の中にこれ予算かけて独立させるというのはちょっと私違うような気がします。もうこれは個人的な意見ですけどね。

それと、公共交通、具体的な数字をお示しいただきましてよく分かりました。ただ、やっぱりこれも過去にも言っておりましたけども、この公共交通の位置づけというのがやっぱりちょっとどこまでやらはるんですかということをもっと正直問いたいんですよ。というのは、やっぱり本来のこの公共交通の事業は国が進めてるんですけども、これまちづくりに連動させていかなければいけないところなんですよ。最終的に今、国は平成26年11月に改正版の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というのが出て、そこでこの公共交通の在り方の目標として、本格的な人口減少社会における地域社会の活力の向上・維持、それと今後は、ここが重要なんです、まちづくり、観光振興等の地域戦略の一体性を確保しなさいというふうに入ってるんですよ。やっぱりせつかく走らせるんやから、そのところを単に路線バスとしての利用で増えましたという、それはそれでいいんですけども、もっと有効活用できないかなど。

それともう一つは、そもそものところは、これはさっき言ったように国は旗振ってるんですけども、地域交通事業者の救済という意味もあって、それともう一つはまちづくり、これは国が言うにはコンパクトシティ、それから公共交通のネットワークで結びなさいという、この連携のところが重視なんですよ。その中であって、本来なら交通事業者の救済という意味があったら、その事業者が撤退しないように維持するというのが主だったはずなんです。ところが現状は、葛城市のこの公共交通のバスルート、非常にありますよね。今、整理していただけてますけども、その増えたいきさつというところ、過去に1回説明あったかと思うんですけども、やはりいろんな大字からの要望があって、ここにもバス停つくってほしい、ここにもつくってほしい、ここにも来てほしいというのがあったかというふうに聞いてます。それが実際どんだけの利用者がいるんか、残念なことにやっぱり利用者が少ない状況が目につくんですよ。そのところのカバーというところを、実はこれあるところの地域では、そのバス路線、バス停留所を、その設置を要望した地域が事業費を負担しているところも実はあるんです。国も実は国土交通省のそういう今後の在り方という中で、地域がその一部を負担するところのモデルケースとして表示しているんです。だからやっぱりどっかで、これ国からの補てんが大きいんですけども、やはり市も出してるわけですから、そのところの在り方というのを考えていかないと、地域がやっぱりどうしてもこれ欲しいと言わはるんやったら、それどこでどんだけの利用者がいるかですわ。それが、やっぱりその利用者が本当にもう減ってしまって本来の想定数じゃなければ、そこを維持す

るんであれば、そこにも相応の負担も今後必要になってくるかもしれませんし、根本的にやっぱりそのまちづくりに関して、その市民の足を確保するという以外に、観光振興に使うという、これもやっぱり連動させる必要が今後出てくると思うんですけども、その辺り何か計画があるんでしょうか。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 ご意見ありがとうございます。奥本委員おっしゃるように、ぼたん祭りも當麻のほうでやられているというのは十分承知しておりますし、できればそのぼたん祭りにお越しいただいた皆さんを、この夜の芝桜、仮称ですけども芝桜まつりのほうに誘導できるような、そういった仕組みも考えていきたいなというふうに思うわけでございます。

また、道の駅との連携でございますけれども、当然、道の駅のほうにもこれからお声がけをさせていただくわけなんですけれども、前回も営業時間を……。

(発言する者あり)

東 副市長 そうですね。ちょっと言葉足らずでございました。この(仮称)芝桜まつりというのは、決して夜だけではなく、昼、もう午前から夜まであの周辺一帯を盛り上げるというか、いろんなイベントで盛り上げていきたいなというふうに思っておるわけでございます。道の駅の営業時間等々もあります。働きかけといたしましては、前回も夜7時までの営業というものをさせていただいた経緯もございまして、そういった中から今回も夜7時までなのか、それとも夜8時なのかという、そこはちょっと協議をしなくてはならない部分でありますけれども、しっかりと協議をして、皆さんが盛り上がるように、そういった仕掛けをしていきたいなというふうに思います。

また、イベントの考え方の違いかなというふうに思うわけでございますけれども、他市のイベントを見ますと、1年前からやっておられる市もございます。どういうことをやられてるかという、市民を巻き込んで、市民皆さんがパネルを持って、あと365日、あと300日というふうな形で、市民の皆さんが登場してホームページに出るとか、そういった工夫をされている市もございました。いろいろ職員の中で、このイベントに関しましてはPTも組みまして今、動いておるところでございます。やはり計画というものを持ってやっておるわけでございます。また、これに関しまして、また委員の皆さんから、いやこんなやつたらええのと違うんかとか、そういう意見ございましたら、いただけたら考えていけるのかなというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 地域公共交通の在り方というところでございます。葛城市のほうにつきましても、令和4年3月に地域公共交通計画というのを策定させていただきました。目標というのは様々掲げさせていただいております。その中にも、今、奥本委員おっしゃっていただきました観光の拠点の集客施設における公共交通案内の在り方というのももちろん含まれておまして、そういうのも今後いろいろ検討していかなければいけないというところで考えておりますけれども、とりわけ今年度につきましましては、予約型乗合タクシーというところのニー

ズについてアンケート調査などを実施いたしまして、いろいろご意見を伺いたいというふうにも考えております。今後のその公共交通の在り方というところは、各市町村いろいろ様々対策を取られているところもございますので、現在我々も研究をさせていただいております。市民の方のニーズに合ったような形で、今後いろいろ研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。副市長おっしゃるように、いろんな連携を考えていただいたらいいと思います。特に今さっきおっしゃった市民を巻き込んだところのことをプロジェクトチームで考えていただいている、これは私も大賛成です。ぜひともやっていただきたいです。総務建設常任委員会で言いましたけど、やっぱり市民を巻き込むことによって期待感高まりますので、そういったことはどんどんやるべきだと、もう早いうちからやっていくほうが絶対いいと思います。ただ、何回も言いますが、芝桜のこれがここに入っている意味というのはちょっとやっぱりよく分からなかったもので、事業としては、何回も先ほど言いました、この予算を使う以上は、妥当性、有効性、効率性というところをちゃんと説明をやっていただけたらなと思いますので、その辺は今後含めてよろしく願いしておきます。

公共交通に関しては何がいいかというのを、これはその地域の実情に合わせて本当にもう変えていかないといけなくて、これやったら絶対そこに当てはまるというわけではないので、葛城市独自の、あるいは葛城市の中でも山間部の山麓部のほうの問題とこの辺の都市部の問題はまた違いますので、そこを一緒に考えて公共交通の議論を論じるというのはできないのはこれもう分かっていますので、ただそのところを今後やっぱり解決していかないと、この事業自体がやはりずっと問題抱えたままになってしまって、お金もかかっていくということになりますので、いろんなデマンドもフルデマンドがいいとか、いろいろ住民が、白タク扱いになりますけども、一部特区で乗合バスみたいな、乗合タクシーみたいなんを運行している例もあるけども、いろんな方法があります。そこには最近では自動運転の在り方も出てきておりますけども、そういったいろんな情報も集めながら、ちょっといいところをまた探っていくっていただけたらと思いますんで。

以上です。

藤井本委員長 1款、2款、質疑ほかないですか。

梨本委員。

梨本委員 続きで20周年のことをちょっと聞きたいんですけども、副市長、市長おっしゃることもよく分かります。私、この債務負担行為でこれ出してこられてるので、ちょっとやっぱりすごく引かかっているんですよ。実際に、市の記念行事が10月1日で、今から準備しないと間に合わないということに関して、やっぱり私、理解できないんですよ。その映像制作についてはもっと早い段階からやらないといけないということは、もしスケジュール示していただければ、こういうことでこれいつぐらいに発注して業者選定して、いつぐらいに成果物をもって、どのイベントから使うねんと。私、これ10月1日から使うと思ってるので、

これも4月で間に合うのと違うのかなと思うんですけども、いやそのスケジュール感が、私の考えてるのと実際の今、調査されてるといふか整理されてる中では違うといふんであれば教えていただきたいんです。少なくとも、債務負担行為といふのは、これ1回我々議会が認めると、あとの予算の使い方はもう執行部のほうでもう自由にされるわけじゃないですか。これやっぱり細かく、私、この内容については見ていかんとあかんと思うんですよ。こんなざっくり2,000万円と言われて、今、芝桜まつりに850万円、式典に850万円、映像制作に300万円と言われるのであれば、その分きちっと分けて考えていかないといけないと思うんですよ。実際にここの20周年の式典に関しては、今これ見ると、そこまで準備、著名人による講演会といふところと、映像上映、この映像制作に関してはこの記念行事と連動した形での業務発注されるんかどうかわからないですけども、その式典とこの映像と分けるのであれば、これそんな早い時期から、これ葛城市、今後こういったイベントに関しては、1回これ債務負担行為で認めると今後もこういうことが起こりかねないと思いますので、私はやっぱり単年度でしっかりとやっていくべきだと思うんですよ。そういうところをもう少し、これはスケジュール感としてこうなんです、この時期に発注しなかったらこの10月の記念式典に間に合わないんですといふようなところを、もう少しご説明を補足でしていただけますか。お願いします。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 ちょっと細かなところを私のほうからご説明させていただきたいと思います。その記念式典、記念行事のその事業の中には、もちろんその当日の記念式典、記念行事運営も含んでおりますけれども、それ以外に先ほど市長のほうからもいろいろご説明いただきました映像関係のほうは、やはり春のイベントのほうからやっぱり映像を映していきたいといふところもございますので、しっかりその辺のところから準備をしていきたいといふのがございます。

それから、印刷物の関係ですけども、あゆみといふのをつくらせていただきたいといふふうには今は検討しているところがございますけれども、それに加えて記念誌といふのもちょっと製作したいといふふうにも思っております。そちらの制作にも、やはりいろいろなこれまでの葛城市といふところと、いろいろPRしたい葛城市といふのも含めて記念誌といふところでいろいろ作成したいと思っております。その分の時間といふのも十分いただきたいといふふうにも考えております。それから、先ほどおっしゃっていただきました出演依頼、やっぱり調整といふのはかなり前からいろいろ調整しないといけないといふところがございますので、前もっていろいろ業者の方と調整をしていきたいといふところで、債務負担行為を上げさせていただいているといふところがございます。

以上でございます。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 あと追加でございますけれども、今、勝真のほうから申し上げましたとおりでございますけど、あと追加といたしまして、映像の部分で申しますと、やはり芝桜を撮りたいと今さっき申し上げたとおりでございます。あと撮りたいといひますか、お練りなんですよ。お

練りも4月14日の開催ということで、当初予算に組んだら、当然、契約は梨本委員おっしゃるように、るる過去にこういった契約はちゃんとしましょうということをご意見いただいたところでございますので、やはり我々といたしましても、プロポーザルでやりたいとかいろんな思いがあります。やっぱり契約をちゃんとしようと思えば、この債務負担行為を組ましていただいて、契約をして、4月からもう撮っていききたいという、そういう思いもありまして、債務負担行為はこのような形で組ましていただいたというところでございます。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 思いがなかなか伝わらないのかなというのが、ちょっと非常にお話を聞いてて感じます。今年の場合は、もう今年の今頃に新型コロナウイルス感染症の問題からの復興を果たさなければいけない年にしたいという思いを込めて、非常にイベント等にもぎやかにやりなさいという指示をこの時点でいたしました。幸いなことに、5月8日に5類に変わりましたので、その作業に入りました。ただ、それは1つの、私自身としては、新型コロナウイルス感染症の実はまだ危機管理をやっているつもりでございます。復興作業が終わって1つの危機管理が終わるものと認識をしておるところでございますので、まだしばらく、この3年間傷んだ心や気持ちを回復させるのにはかかるという思いがあります。

それとは別に、次年度も私は、その意味においてもぎやかにやりたいという思いはあります。ただその場合に、この公表しなくてはいけないその1つのきっかけのキーワードとして、葛城市は偶然のことに次年度20周年を迎えることになりました。どうしてそれを使てはいけないんでしょうか。桜まつりをやる、それを20周年である年のプレイベントとしてやることによって、市民の皆さん方に広く、葛城市が20周年である、祝いましょうという気持ちを伝えることができると私は思います。通常それがない年でしたら、芝桜まつりという名称だけでいけたかも分かりませんが、このタイミングでそれを活用し市民皆様方広くに祝いの気持ちを、これから新しいステージに入る喜びの気持ちと期待の気持ちを持っていただくという作業に入らなければいけない。そのために20周年というプレイベントという名前を使ってなぜいけないんでしょうか。私は、葛城市の今の現状を考えると、当然、最大限いろんなことを活用しながら進んでいくべきやと思います。予算につきましては、当然のことながら債務負担行為を取らないとできないことが多数あります。ですので、従前の議員の皆さん方からのご指摘もございます、その年度にぎりぎりになるようなことはないように、もう要るものがあるのであればできるだけ早い時期に知らせてというような意見もございましたので、特に4月のもう上旬にやるものは債務負担行為以外ではできませんので、それも含めて今回の債務負担行為の計上をさせていただいたわけでございます。20周年を活用しながら、葛城市は盛り上がっていく、これから復興に当たる、その気持ちを市民皆さん方に広く感じていただきたい。ですので、私はプレイベントであるべきだと感じておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 全くちょっと議論が別のところに行つて、20周年やったらあかんなんて誰一人議員言っ

てないですし、プレイベントも含めてしっかりと盛り上げていこうということは議員一同みんな、これを言っていない人はいないと思うんですよ。私もそんなことを言ってるんじゃないんです。ここは予算特別委員会ですから、お金の使い方を細かく示してくださいということを言ってるんですよ。そういうことを言ってるわけですよ。例えばその映像、印刷物、記念誌、これが事前にかかるのであれば、この分を債務負担行為したらいいじゃないですかと、私言ってます。だからこれを一体で、全部をその式典も含めて、式典850万円かかるわけですよ、映像は300万円とおっしゃいましたよね。これ一括発注するんですかと聞いているわけですよ。これを一括発注して、全体をこれをやっていくんですかとということを聞いているわけですよ。だから普通に考えると、予算ですから、映像にどれぐらいかかります、印刷にどれぐらいかかります、記念誌にどれぐらいかかりますということをちゃんと示していただいたら、我々も分かりましたと言えるわけですよ。それがざっくりと、20周年の記念事業ということで債務負担行為でばんと出されるから、これは議会に対する説明をもっとちゃんとしてもらわなかったら分からないということを言ってるだけのことで、20周年を盛り上げたらいいじゃないですか。誰もそんなことを、市長おっしゃるように議員誰も言ってないですよ。20周年しっかりと盛り上げていって、市民の方に喜んでもらいましょうよ。その気持ちは一緒ですよ。ですから、ここをきちっと決めてちゃんと説明してくださいと。この記念式典で850万円かかるとおっしゃるから、それそこまでかかるんやったら、これ何でそこまでかかるんかということも含めて、これ何で当初であかんねんと。そこをちゃんと分けて、当初でやるものは当初でやる、債務負担行為でやるものは債務負担行為でやる、やってくれたら何も言わないですよ。そこの説明を理解できるようにしてくださいと申しているわけでございます。よろしくをお願いします。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 記念式典、記念行事、850万円と申し上げました。大体この中の、どんなふうに考えているのかというところをちょっとお伝えさせていただきたいと思います。記念式典、記念行事の運営、出演者の委託料なども含めまして、ここに420万円ぐらい考えております。印刷物、あゆみ記念事業の一覧というそういう1枚物の分と、記念誌などの作成に240万円ぐらい考えております。記念品関係につきましては150万円ぐらいを考えております。のぼり、懸垂幕、それから郵送費合わせまして40万円というところで、合わせて850万円ということ考えております。この中、映像の制作も1度に発注できたらということで今、検討しているところでございます。これら今申し上げたもの、のぼり、懸垂幕、郵送費以外のところについては一括で事業者が発注したいというふうに考えておりますので、債務負担行為のほうで対応させていただきたいということで考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 そうやってちゃんと答えてくれたらいいわけじゃないですか。それを一括してこの2,000万円ば一んとやられると、我々議会、予算特別委員会ですから、きちっと細かく示してくれと言ってるだけのことです。それについて、ちゃんとこれを活用して盛り上げていきますと。

私はこの芝桜のやつについても、市民の方にやっぱりしっかりとこうやって盛り上げていく、市民を巻き込んで喜んでいただくという事業に関しては、私は本当にいいと思うんですよ。ただ、それを先ほど奥本委員もおっしゃいましたけれども、恒常的にやっていかないと、1回の花火だけでその式典だけやってたくさんお金を使って、その日はたくさん来ましたが、その後の観光がらがらです、これは私はあかんと思うんですよ。やっぱりこう継続的にそれが生きていくようなお金の使い方をさせていただきたいということを要望しておきます。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ちょっと今の関連になります。まず、先ほど市長もおっしゃった広く市民にこの芝桜まつりに来ていただいて、その20周年を祝う気持ちを伝えたいということですけども、広く市民に来ていただけるだけの駐車場をどうお考えなんですかね。あそこはやっぱり、それだけの人が集まってほしいけども、物理的にあそこのところの駐車場の台数も限られておりますし、やっぱり行きたいけど行けないという方が出てくるように思うので、その辺り何か対策というのは今現段階で何か思っているのか、それがまず1つと、副市長ちょっと先ほどのご答弁の中の確認を求めたいんですけども、映像制作、これはもう私、大賛成でいいんですが、練供養とおっしゃいましたよね。練供養のところの、ちょっとこれも行事を運営している主体の菩薩講という講の講員なので、その辺の内情は分かるんですよ。実は来年度、大きな国の指定を受けます、四十数年ぶりです。それに向けて、実は講の中で、もう本当に専門家、映像の専門家、これはちょっと日本だけじゃなく世界的に非常に有名な方にもう委託してその映像制作を進めてるんですけども、それとまた別に市が独自に進めるということなんですか。ちょっとその辺、あとこれも歴史博物館のほうで映像を作るのであれば、来年度予算でできるかどうか今検討しているという話もちょっと聞いてるんですけども、それとは全く別ものでやらはるんですかね、ここは。どうなんですか、ここ。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 まず、その駐車場の件のことをございます。前回、総務建設常任委員会のほうでもちょっとお話しさせていただいたかなと思うんですけども、先だつての11月3日の花火大会でもシャトルバスですか、走らせてもらって、屋敷山公園ないし當麻のほうからも走らせていただいて、循環バス回りました。そういった形を取るのも1つ考えておりますし、また近隣には今、閉鎖になっております社会教育センターがありますけれども、あそこも閉鎖中ではございますけれども、県に働きかけさせていただいて、利用できるものなら利用をさせていただいて、少しでもあそこへ止めていただけたらなど。また、近隣には民間の酒蔵もございます。そういったところで協力をお願いして、市民の皆さんの車を止めていただいて、ちょっとでも1人でも多く来てもらえるように工夫はしてまいりたいというふうに思っております。

藤井本委員長 駐車場の件ね。

勝真課長。

勝真企画政策課長 映像の件でございますけれども、企画政策課で映像を検討している中にはお練りの撮影というのは含めておりませんでして、あくまでもその映像につきましては20年の歩み、

それから市の紹介のプロモーションPRの動画、それからプレイベント等の動画というところの中に芝桜まつりの映像を入れたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 駐車場の件は分かりました。ただ、それは芝桜まつりに関してやから、今後永続的にそれが必要になってくることですよ、駐車場とかその周辺のところの連携というのは。だから、それがこの債務負担行為として20周年のところに入ってくるということは、そこはちょっと分からんというようなことがほかの委員もおっしゃってるんですけど、これはこれで私、その芝桜まつりとして予算をつけて独自事業でこれやったらいいことやと思うんです。その中で、今おっしゃっているようなプランで、いろんなにぎわいを活性化するために酒蔵とか周辺地域と連携というのは、それはそれでありなので、そこはそこでちゃんと進めていっていただければいいことだと思います。

それから、映像に関しては練供養は違うということでもいいですよ。入ってないということですよ。分かりました。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 だいぶ理解はできてきました。丁寧に答弁していただいてありがとうございます。盛大にやっていただきたいんですが、1個だけちょっと僕、1個だけ気になることがありまして、映像、先ほど副市長おっしゃったとおり、1年前やったら僕、意味分かるんです。葛城市の1年間をきれいに撮っていこうだったら意味分かるんですよ。今から用意ドンで4月から桜撮りました。10月に上映するんでしょ。冬とか秋の葛城市のええところは載せれないんじゃないのと思っちゃうんです。だから、これ1年前のお話やったら僕、ああなるほどねと思ったのかなと思うんですけど、そこだけ1個気になるんですよ。だって、映像完成が8月か9月ぐらいで、そこから3月ぐらいまで半年ぐらいある。その中でも葛城市のええところいっぱいあるじゃないですか。その辺はどう、どんな映像作られるか知らないですよ。ただ、僕のイメージしているのは、そういう葛城市のいいところを四季通して伝えていたらええなと僕は思っているんです。いろんなところはもちろんありますし、ただ、山にしたって川にしたって、季節によって見え方が違うでしょう。例えば今の山と冬の雪降ってる山やったら全然きれいさ違うわけじゃないですか。そういうところを全面的に出していくような映像になるんだろうなと考えたときに、ちょっと時期足らんくないですか。

藤井本委員長 東副市長。

東副市長 ありがとうございます。その件に関しましては、我々が考えておりますのは、4月から撮りまして10月、これは委員、今、おっしゃってもらっている通りかなとそう思っております。あと、秋や冬はどうするんだということでございますけれども、20年を振り返るんです。今だけを振り返るんじゃない、4月から振り返るんじゃない、我々20年前から葛城市がどう変遷して今に至っているのかという映像も入れながらのものなので、だからそれがその媒体がもしあるのであればそこからピックアップするとか、また本で、刊行物があるならそこから抜いてくるとか、それを映像として映すということでご理解いただければ、四季を通し

て平成16年から今までの間は全部クリアできるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 僕も債務負担行為のほうなんですけど、新庄庁舎のほうなんですけど、前、総務建設常任委員会のほうで、おもいやり駐車場を言うてくれてはったと思う、おもいやり駐車場とスロープを市長のほうから言わはりましたと思いますねんけど、やっていくと。これは、債務負担行為には影響してけえへんのかというところを1点聞かせていただきたい。これ、やると言わはったと思いますので、それ1点ですね。

20周年なんですけど、いろいろと皆さん本当にご意見あると思います。僕はこの周年、僕ちょっとある団体にずっと所属をしてたんですけど、この周年というのをかなり大事にするところにおったわけですね。僕からしたら、これももちろん会計年度原則があるんですけど、もう遅いぐらいやと思っているんです、20周年のこのいろいろと盛り上げていくというのはね。ちょっと中見ても、ほんまあんまり煮詰まってないけど杵取りはしとこうかみたいなの、それも分かるんですけど。そこをもっと、これ僕、債務負担行為を別に反対するわけでもないんですけども、ないんですけども、もうちょっと煮詰めていっていただきたいというところが僕、これ債務負担行為せっかくするんやったら煮詰めていっていただきたいというところが、もうさっきも副市長も言わはったように、その市民も一緒に巻き込んでもっと盛り上げていただきたいというのは僕は思います。せっかく債務負担行為してまでやるんやったら、もっとほんまに煮詰めて、もう言うたら債務負担行為で、これ4月からこれスケジュールではなってますけど、債務負担行為するんやったら、多分もうここでできたらもしかして冬のやつもできるかもしれません。ですよね、まあ言うたらね。そやからそういうことも頭に入れて、もっとその10月、これ僕10月1日前後と、総務建設常任委員会でも言うたんですけど、1日前はないのと違うかなと思ってますね。そやから後でやってもらったほうがええとは思ってます。だから、それはちょっとお願いをしておきたいなというところですね。もうせっかく債務負担行為するんやったら、別に冬、先ほど杉本委員もおっしゃったように、冬の何かもう素材としてもできるかもしれんし、だからそういうところも含めて、これ僕もっと盛り上げていかなあかん事業やと思ってますので、20周年に向けてもっともっと市民が盛り上がって、葛城市が誕生して20周年やねんやと。ほんだら、20歳ということでしょう。ほんなら20歳で、葛城市で初めて生まれた子とか、そういうのも何かしらできるわけじゃないですか。そやからもっともっと皆さんでアイデア出して、これはもうぜひともやっていってほしいと思いますわ。これはもう僕、意見だけですけど。

1点目の新庄庁舎のやつだけお願いします。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

新庄庁舎の駐車場につきまして、総務建設常任委員会のほうで貴重なご意見いただきましたので、今現在、検討中でございます。予定価格の範囲内でその辺ご意見を反映させるよう

な予定にして、設計をして、入札のほうに入っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 要は、入札をする前にもう一回設計をするんですか、じゃなくて、今、設計をやり直すということではないですよね。じゃなくて……。もう一回ちょっとお願いします。ちょっと分りにくかった。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

スロープのところだけでございますので、うちの職員のほうで見直しをして、設計、積算のほうをその辺変更させてもらって、入札のほうに入りたいということでございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 職員のほうでと言われますけど、今、工事監理もしあるんでしたら、工事の中で多分変更されんのかなという気もあったので、もちろんそれ条例があると思いますねやんか、スロープは。それから、職員の方、もちろんその条例に沿ったようなこともせなあかんし、プロはプロがおるんやから、工事監理の中でやられたらええんかと。だから、結局その工事中の、言うたらこれ恐らくプロポーザルをやったときにその工事差金なり何なりというところが出てくるかもしれんし、取りあえずそれで工事中に変更があるかもしれんということであることではいいですかね。それはないか、ないんかな。どういうことやろう、ほんなら。工事中に変更が生じるんかと、これ僕、2回目ですか。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 一昨日、一昨日じゃなくて、総務建設常任委員会のほうでその駐車場の件、そしてスロープ、おもいやり駐車場の位置と庁舎へのアプローチということでご意見いただきまして、今現在、スロープはもともと1か所付ける予定でございました。そこはもうやめるという形にして付け替えを含めて考えると、債務負担行為限度額というふうに組ませていただいている部分に関しては影響ございませんので、そこだけちょっと変更させていただきます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。スロープは金額には特に影響してけえへんよというところなんですね。分かりました。了解しました。

藤井本委員長 ほかにないですか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 先ほどの奥本委員の関連で11ページの公共バス運行事業について、先ほど公共交通の在り方の話までちょっと行ってるので、ちょっと戻るみたいで聞きづらいんですけども、いわゆる補助の対象というのは今回、れんかちゃんバスとかミニバスとかデマンドタクシーなどあるわけですけども、今後の評価というか、これについての評価を考える上で、それぞれどういった効果があったかということを確認しておきたいなと思ひまして、当初、全体としては4万2,500人が5万人ぐらいになるんじゃないかというような全体としての数字についてはお伺いいたしましたけれども、個別の数字というのは把握しておられるんでしょう

か。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

公共バス、バスの運行の分と予約型乗合タクシーの分ということでよろしいですか。5万人の分の内訳ということでよろしいでしょうか。少々お待ちいただいてよろしいでしょうか。公共バスのほうですけれども、ちょっと細かい数字になってしまいますが、4万9,000人と、残りが予約型乗合タクシーの分ということで、内訳を見ております。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 4万9,000人と1,000人ということですね。承知しました。これに対して、人数が増えましたよというふうなことで、人数が増えたという事実は厳然としてあって、それで追加ということはありましたけれども、この効果についてはどのように分析をしておられますでしょうか。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 効果というところでございますけれども、その利用者の状況というところ、バスでどの辺りでどんなふうに停留所で利用者数が、乗降者数が増えたのかというところで見させていただいておりますけれども、やっぱり一番多く利用されているのがゆうあいステーションで、次に大和高田市立病院、それから尺土の駅前、尺土北というのが万代の前なんですけれども、これまでからそのゆうあいステーション、大和高田市立病院というのは、ある程度1位、2位というところで利用者数増えてたんですけれども、やはりそれを上回るような利用者数というのが今回見れるところでございます。また、尺土駅前や尺土北の停留所、万代前というところで増えてきているというのは、やっぱりどんどん皆さん電車を使って外に出られているという傾向、それから買物をされるというときにこういったバスをしっかりと利用いただいているのではないかとこのところ、現在我々は見ているというところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 コメントだけで。次年度以降またどうするかというのはまた検討はされるかと思えますけれども、公共バスとかこういうものの利用促進に、また今回のこともしっかり分析していただいて利用促進にまた努めていただけたらなというふうに思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかないですか。

谷原委員。

谷原委員 市制施行20周年記念イベント事業について1つだけちょっと確認なんですけれども、新規で記念事業としてやられる事業についてはこれがもう最後ということなんですか。今のお話を聞いてると、各課から通年でこれまでやっている事業ありますよね。そこに、例えば20周年イベント事業として通年やっているものもかぶせて、通常と比べたら盛り上げて、20周年をそこでアピールしていこうというイメージで受け取ったので、新規で出てくるのは

もうこの事業、芝桜まつりというのはこれ初めての事業やから、僕も事業として単独でやってそこにかぶせるというのが分かりやすかったのかなと思うんですけども、出方としてちょっとよく分からないので、まだ新規に新しいイベントが例えば3月の補正予算などで出てくるのか、どういうふうな計画なのかちょっとお聞きします。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。ただいまの谷原委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

全くそのとおりでございまして、債務負担行為で上げさせていただいているのは、このとおりでございます。そして今さっき委員お述べのように、通年やっております事業に冠をつけまして上乘せというか、みんなで20周年を盛り上げていくというのは新年度予算のほうで計上してまいりたいと思っております。

以上です。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 検討は各課でいろいろしてると思えます。ただ、大きなイベントとして新規というような意見は今のところ上がってきてない。ただ、従前からやっておりますイベントの冠として20周年という冠をつけるような事業は拡大して出てくるのかなという認識をしております。ですので、イベントという感覚ではそれですけども、20周年ということでこれから行政としてやるべき事業は新しい事業が出てくる可能性はあると。今までの従前の行政サービスの中に更に上乘せできるようなもの、もしくは新しい分野で工夫できないのかなと、これはもう財政の許す範囲内の話なんですけども、そのような検討はしておるところでございます。ですので、イベントと20周年の記念事業というのはまたちょっと内容が異なる部分が出てくるのかなと認識をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 意見だけ2つ、ちょっと議論を聞いて思いましたので申し上げますけれども、最初に会議録の補正予算が出て、活発に議論されて時間が長くなっているということですけども、ちょっと今、20周年をお互い盛り上げようという気持ちは我々議会も持っている。この出てきた案がちょっと分かりにくいんですね。と申しますのは、債務負担行為で4月から早速使わなければならないものがあると、これまでずっと検討して。補正予算に上げるために、この20周年記念事業の説明が今回の議会でぼんと出てきたと。一緒に出てきたもんだから、もう我々としても分かりにくいんですよ。だから物すごくいろんな意見が出てきたと思うので、西川委員が指摘されましたように、やっぱり全体計画が先に早く出て、今こんな準備してて、今回この部分が出てきますというふうにやっていただいたらもっとスムーズに議論ができたのかなと思いますし、短くできたのかなと思いますので、そこはちょっと出し方のほう、いつもこう予算にせつかれて出てくるのではなくて、やっぱり予算とは別に計画していくことですから、全体像は、そういうやり方をちょっとお願いできたらなと思うのが1つと、これはもう一つは、議会改革特別委員会でもちょっと議論せなあかんことだろうと思う

んですが、債務負担行為の議論の仕方です。これは梨本委員から出てきましたけれど、補正予算書あるいは当初の予算書も基本的には款、項、目、節、きちっと財源も含めて、内訳も節のところでは例えば報償費が幾らとか役務費が幾らとか細かく出てくるんですよ。ところが債務負担行為は、もうそれだけ金額だけがぽんと出てくると。それで梨本委員は、中身を細かく聞かれて、やっぱり債務負担行為として議論することの問題点をおっしゃったわけなんです。これは、従来からそうなってますので、そうなってますのでやむを得ないとは思いますが、私としては今後債務負担行為というのは増えていくと思ってるんです。これ通年事業を平たんにやっていく上では債務負担行為を増やしていくというのは、もうこれは国のほうも言うてることですから、例えば公共事業でも4月当初から始まって、実際工事が始まる8月、9月で年度末にかけてというふうな、そういうことが公共事業にとっても非常に人手不足の中で困難になってきていることがあるので、4月当初からきちっと仕事ができるように前倒して債務負担行為をやりましょうというふうな方向なので、そうすると予算書の審議の中ではかちっと出てくるものが債務負担行為ではばくっと出てくると。そうすると議会での議論が非常にそこでやっぱり長くなったり混乱するので、これについては双方で今後ちょっと検討していく必要があるかなと思いました。

以上です。意見として述べます。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、以上で歳出の1款、2款及び全ての款の人事課配当の人件費に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで、職員の入替えを行います。午前中、3款、4款まで行きます。入替えの時間を含めて10分間休憩して、12時10分から申し訳ないですけども、再開いたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 0時10分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

もうお昼を過ぎておりますけども、熱心に審査していただいております。どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、歳出の3款及び4款とその歳出に係る歳入及び2件の債務負担行為についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。ないですか。3款、4款の関係する質疑です。

西川委員。

西川委員 お願いします。17ページ、3款民生費、1目の乳幼児医療扶助事業と子ども医療扶助事業、それについてと、あと児童福祉総務事業の12節の委託料についてちょっと聞きます。

まずこの乳幼児医療費扶助なんですけど、19節扶助費ですね。今、1,200万円の補正予算を出していただいております。その下の子ども医療費扶助、これも19節扶助費ですね。2,200万円補正を出していただいております。まずこの1,200万円と2,200万円なんですけど、

これ谷原委員の一般質問でもちょっとあったと思うんですけど、これ県の話になるかなとはもしかしたら思うんですけど、この窓口負担というところの考え方をもうちょっと考えたいなと思うところなんですけど、これ乳幼児医療費扶助という、これについては窓口負担というのはいないんですかね。子ども医療扶助というのが、今、窓口負担があるというところなんですけど、これ2,200万円ついておるんですけど、これについては一体どれぐらいの子どもを対象にした扶助費になってるか、ほんでこれ1,200万円についても、どれぐらいの子どもを対象にした扶助費になってるかというところをまず1点お聞かせ願いたいんです。それと、12節の委託料なんですけど、これ2人目以降の0から2歳児保育料無償化のことで、子ども子育て支援システム改修委託料ということで上がっております。これについて、僕もさきの一般質問でもちょっとさせていただいたんですけども、これについて今ここで上げていただいているということは、来年度からこれ条例も改正せんのかなと思うんですけど、ここに上がっているこのスケジュールをちょっと教えていただきたいなと思います。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。よろしく願いいたします。

まず乳幼児医療扶助事業、それと子ども医療扶助事業の窓口負担金についてでございます。これらの窓口負担金については、現在は入院外の外来でございましたら500円、それから入院も500円、2週間以上の入院になりますと1,000円のご負担をいただいております。

それから、対象となる人数ですけれども、乳幼児の医療につきましては12月1日現在の数字でございますが、2,107人おられます。それから、子ども医療の小・中学生及び高校生ですと、同じく12月1日現在で4,242人、対象者がいらっしゃいます。

以上です。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしく願いいたします。

今、ご質問いただきました子ども子育て支援システム改修委託料についてでございますが、委員おっしゃっていただいているとおり、来年度になります。来年の4月から保育料第2子の無償化のほうの準備を進めております。どのような形の準備内容かということではございますが、システム改修につきましては、予算がお認めいただけましたら、第2子目無償に係る対応したシステム改修に取りかかる予定をしております。その他、規則や条例等につきましては、保育料につきましては規則のほうで定めさせていただいておりますので、そちらのほうも並行して今、準備を進めているところでございます。流れはそのようになる予定でございます。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。そやから、条例を改正することは要らないというところなんです。せやから、今回はこのシステム改修委託料だけで今、上げてきていただいているということで理解しました。ほんで、4月から2人目以降は無償化に葛城市はなっていくということで理解をさせていただきました。ぜひともしっかりとやっていただきたいなと思います。

扶助費のほうなんですけど、これ、子ども医療費扶助のほうをちょっと言います。4,242

人ということをおっしゃったと思うんですけど、これについては窓口負担というのはもちろん発生してて分かるんですけど、これ県から恐らく2分の1出てくるのかなと、負担金じゃなくて窓口負担じゃなくて、医療費では2分の1があると思うんですけど、その立て替え、よう聞くのは、やっぱりそのところで一旦立て替えてせなあかんということをやよう聞きます。それについて、県がそやから県に倣ってそやねんということじゃなくて、葛城市として何かそういうのでできることがあるのかなということ、何かちょっとあるんですかね、そういうのは。例えば、もう窓口で、これ乳幼児のほうは恐らく窓口で医療費払わんでもええと思うんですわ。全部、後で医療機関に払われていると、市のほうからもね。そやから、それをその子ども医療費扶助のほうは、やっぱり窓口負担500円か1,000円でしたかを払って、なおかつ一旦立て替えてあとで口座に入ってくるというようなことやと思うんですけど、これは葛城市のほうで何かしら、一旦立て替えるということ、そういうのを立て替えてもええようにできることは何かあるんですかね。県はそういうふうにしてくださいとなってると思うんですけど、ちょっとそれを聞きたいんです。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

窓口での立替払いのことについてでございますけれども、このことについては、おっしゃいますように乳幼児は要らないけれども、小・中・高校生については負担をしていただいております。それで、窓口で支払わなくていいように現物給付にするということになりましたら、葛城市だけがというのはなかなか難しくて県下一斉でということになっております。それで、乳幼児については現物給付になっておりますけれども、小・中・高校生については来年8月診療分から、一応県下一斉に現物給付に持っていこうということで、今、お話が進んでいるところでございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。来年からは、一応その小・中・高についても現物給付になっていく、来年度ですかね。来年度からね、分かりました。それ、結構そこが一旦立て替えるというのはおかしい、なんかちょっとしんどいというというお声も聞くんですね。そやから、そういうふうな流れになっていっているというのは、こうやって答弁いただいて安心するところでございます。了解しました。

藤井本委員長 ほかに。

吉村副委員長。

吉村副委員長 2点お伺いをいたします。

まず、5ページの債務負担行為補正の中で、市立保育所・認定こども園交通誘導業務委託というのがございますけれども、この事業の概要と、それからあと債務負担行為として上げられた理由等、お聞かせ願いたいと思います。

次に18ページなんですけど、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のいわゆる病児・病後児保育事業負担金というやつですね。負担金補助及び交付金という90万3,000円の分なんですけれども、これにつきましては体調不良等、入園できないお子さんがいらっし

やって、保護者がどうしてもお仕事で行っておられる、そういう保護者に代わって子どもを見る、病児保育にかかる葛城市の負担金というものが増えたものだというふうに思うんですけれども、これの内容についてちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

以上、2点お願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川です。よろしくお願ひいたします。

まず、最初にご質問いただきました予算書5ページ、債務負担行為の市立保育所・認定こども園交通誘導業務委託についてご説明させていただきます。現在ではございますけども、磐城第2保育所におきまして、子どもや保護者が安全で安心して通園できるように、また通園通学時の交通渋滞の緩和を目的として、利用者の多い朝の8時から9時まで、夕方の3時30分から夕方6時30分までの間、交通誘導員を1名配備しております。こちらの磐城第2保育所におきましては、来年度も引き続き行わせていただきたいと考えております。また、来年度の4月以降でございますが、磐城第1保育所と磐城認定こども園が統合になることから、磐城認定こども園西側駐車場を利用する送迎の車の出入りというのが大変増加されることが見込まれます。駐車場の入り口に1名、駐車場の出口に1名、合計2名の交通誘導員を配置したいと考えております。磐城認定こども園におきましては、令和6年4月1日から交通誘導員を配置できるよう、磐城第2保育所におきましては、現在の契約が3月31日まで、4月は1か月間の随意契約というような契約になっておりますので、5月1日から配備できるよう、合わせて1,168万円の債務負担行為を設定し、事前に入札を行わせていただきたいと考えております。債務負担行為を設定する理由をお問ひいただいていると思いますが、事前に入札行為を含む事業となりますので、4月1日からすぐに執行できるよう準備を整えたいと考えております。

2点目のご質問でございます。病児保育についてのご質問をいただいていたと思いますが、内容でございますが、子どもが体調不良で登園できない場合に、就労する保護者に代わって子どもを見る病児保育の需要が急増しております。児童が病気の回復に至らない場合で、かつ当面の症状の急変が認められない場合、一緒に子どもたちと教室を共にして保育するというのが難しい場合がございますが、当該児童を病院や診療所に付設された専用スペースで一時的に保育を行っております。現在は大和高田市と香芝市と協定を結びまして2か所、病児保育を行っておりますが、全国的にインフルエンザの流行、プール熱、その他溶連菌感染症等が過去10年で最多の水準であるというふうな年になっておりますので、当初見込んでいた人数よりも大幅に増えるのではないかとというような見込みを立てておりまして、今回90万3,000円の増額をお願いした内容となっております。よろしくお願ひいたします。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、債務負担行為につきまして、債務負担行為の理由もよく分かりました。4月1日から、特に磐城第1保育所を利用されている送迎の車というのが増えるというのは、これ、すごい懸念されるというふうに思うんですけれども、交通量について具体的に原課のほうではどのように想定をされているのかというような想定、そういうのがあればお答えいただき

たいと思います。

それから、今し方、香芝市と大和高田市で2か所あるというふうに伺いました。大和高田市は多分、土庫病院やったと思うんですけど、それ具体的にどこの場所かということと、それからあと葛城市におけます過去の実績と、それから今年度の見込み、その辺りちょっとご答弁いただきたいと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川です。よろしく願いいたします。

まず最初、1つ目のご質問の交通量の想定についてでございますが、駐車場を利用しておりますのは、現在、学童保育所、児童館等がございますが、学童保育所の1日当たりの利用、こちらは児童になりますけども、利用児童は約100人程度おられます。大体ではございますけども、夕方の4時30分から5時30分ぐらいの送迎が多く、車の出入りは大体60台から70台ぐらいでございます。児童館の1日当たりの児童利用は約10組ほどございまして、主に午前中9時から12時までの利用時間がほとんどとなっております。また、駐車場を通過される磐城小学校の先生方、奥に学校の駐車場がございますので、そちらは約50台程度、朝8時頃までには出勤されて夕方5時30分以降に退勤されるというふうに伺っております。磐城認定こども園の先生方は、今年10月に借り上げさせていただいた駐車場を利用しておりますので、ほとんど影響はございません。学童保育所の職員につきましても、別途職員駐車場を今後確保したいというふうに考えております。あと、小学校を利用される子どもたちでございますが、確認させていただいたところ、全校生徒で746人おられて、JAならけん当麻支店の前にある正門を利用する児童がそのうちの約半分、長尾の方向から児童館駐車場を通過して通学する児童が約250人程度で、最も多い時間帯が朝の7時55分から8時10分ぐらい、その時間と、下校時は午後2時30分から4時ぐらいが一番多い時間帯となっております。現在はこのような状況ではございますけども、来年の4月1日、磐城第1保育所を利用している送迎車が増えることとなりますが、まずこちらの見込みでございますけども、一番多い時間帯が朝の7時30分から朝の8時30分が約30台程度、8時30分以降で25台程度、夕方は4時から5時までの間で35台、午後5時以降に25台程度を見込んでおります。交通量の最も多い時間帯全て総合しますと、朝8時から8時30分、夕方の3時頃から5時となるふうに考えております。授業のある朝、平日は約80台程度、夕方で150台程度、夏休みになりますと学童保育所の送迎もありますので、こちらが始まりますと朝も150台程度の出入りがあるのではないかとこのように考えております。

2つ目のご質問、病児保育の2か所の今後の実績見込みについてでございますけども、先ほど申しあげましたように、葛城市におきましては大和高田市、香芝市と協定を結んでおります。1つ目、大和高田市では、委員おっしゃっていただきましたとおり、土庫のこども診療所に付設されたぞうさんのおうちという病児保育の施設、香芝市におきましては旭ヶ丘にございます、かわしま内科・外科・こどもクリニックというクリニックに付設された病児保育室ぽっぽの2か所でございます。実績でございますけども、令和元年度で84人、令和2年度16人、令和3年度55人、令和4年度123人、令和5年度は当初130人の見込みを立ててお

りましたけども、10月現在、97人のご利用をいただいておりますので、今後の伸びを見させていただきまして、プラス120件ほどあるのではないかというふうな見込みで、現在、今年度の見込みを立てさせていただいております。

以上です。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 双方とも今、ちょっと話伺ってまして、まずこの交通誘導の件なんですけれども、先ほどちょっと私も言葉足らずだったんですが、磐城第1保育所の方が統合によって磐城認定こども園のほうに来られますので、これでちょっと増えるということで、かなりの数が増えるということを想定されているということ分かりました。

まず1つは、やっぱり事故のないようにしていただかなきゃいけないので、まず保護者の方に交通マナーとか守っていただきますように周知を徹底していただきたいということが1つと、それからあとやっぱり車ですよ。何とかちょっと減らす方法ですよ。現実的なのかどうか分からないですけど、乗り合いとかそういうふうな方法等も含めていろいろちょっと方策を練っていただきたいというふうに思います。

それから、交通指導員の方におかれましては、特に子どもというのはもう突然のばばっと走って90度曲がったりとかということもありますので、その辺り安全にはやっぱり気を配っていただきたいというふうに思います。その辺り、どうぞ原課のほうにもよろしくお願いいたします。

それから、あと病児・病後児保育のほうなんですけども、こちらについてもちょっと増える見込みであるということ、承知いたしました。こういった中で、こういった施設があって仕組みがあるということは、やっぱり保護者の方にとっても非常に安心ができることだと思いますので、今後も利用者の立場に立った、より安心な、よりよい制度のそういった充実のほう、また努めていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 まず関連が1件と、その他が2件あります。

まず関連のところから、この病児・病後児の保育事業費の負担のところ、先ほどのご説明でインフルエンザ等とおっしゃったんですけども、これ私の認識というか記憶では、院内感染防ぐために感染症のお子さんは受け入れないということだったんじゃないかな、ちょっとそのところの確認が1つ。それと、現状は大和高田市のぞうさんのおうちと、ぼっぼで旭ヶ丘でやってますけども、葛城市はちょっと預かりする病院がないので、周辺の市のほうに委託しているわけなんですけども、その周辺でもやはりそういう預かってほしいという方増えていると思うんですけども、もし人数の上限が来たときに、葛城市のお子さんはちゃんともう先着順なんですかね、それとももうこれはやっぱり市内の自分のところの子どもたち優先になりますというのはならないのか。その2つちょっと教えてください。確認です。

藤井本委員長 関連、続きますので、関連で一旦切りますわ。

奥本委員 了解です。

藤井本委員長 お答えください。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川です。

今のご質問にお答えさせていただきます。病児保育の中で、インフルエンザに関しましては現在も受けていただいております。コロナ禍の際に、コロナ感染症のお子さんに関してはお断りというふうな形を取っておったと思います。

それと、現在なんですけども、2か所とも定員というのは設けられております。たしか、10名から15名程度の定員だったと思うんですが、当日朝子どもを連れてこられて受診してからのお預かりということになりますので、来た方の順番から先に取られるということになると思います。もしも定員を超えるようならば、お断りされる場合もあるかなというふうに考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 コロナが駄目で、インフルエンザはオーケーということですね。そのほかの感染症のところも、もう要するにケース・バイ・ケースということで、そういう認識でいいんですね。了解です。

それから、定員のところなんですけども、その辺も私の認識が違ったんですけど、これ事前の申込みが必要となってませんでしたか、ホームページで。たしかそういうふうに書いてましたよね。そしたら、当日診察してからというのであれば、ちょっとその辺の整合性が取れないんですけど、そこはどうなのでしょう。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川です。

失礼いたしました。前日の申込みが必要ということでございます。前日の申込みをした上で、当日診察を受けていただくという形になっております。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 関連続いておりますので、関連先に行きます。

杉本委員。

杉本委員 交通誘導業務のほうなんですけど、ちょっとこれ僕、今、吉村副委員長がおっしゃったみたいに、ちょっと減らす対策は何かないかなといういろいろ考えて、今日参考までにちょっと聞きたいんですけども、後で原課で聞けよと言われてたそれまでなんですけども、夏とか冬とか寒い暑いで交通量が変わったりするデータは取られているのかなというのが、ちょっと僕、気になってるんです。今なければ、これからそういうデータも取っていただきたいんですけども、ちょっとぬくいときは自転車で送り迎えしはる人が増えますとか、それが何に生きてくるか分からないんですけども、ちょっとそういうところにもちょっと若干ヒントあるんかなと思ったりもするから、ちょっと今答えられたら答えていただきたいんですけども、やっぱり冬とか暑いときは多いんかな、涼しかったり暖かかったりするぐらいのときはちょっと減ったりするんかなと思うんですけども、これからその参考までになんですけども、ちょっと

お聞かせ願えたらなと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川です。

今のご質問なんですけども、まず減らすような何か方法ということで、今、先生方と一緒に、例えば通園される方にはその通園を認めた許可証のようなものを発行する等で対応できればというふうに思っております。夏と冬と多い少ないの統計を取った実績はないんですけども、やはり雨の日になりますと車の量というのはかなり増えるというふうに聞いております。季節が良くなると、やはり自転車等での送り迎えが増えますので若干車の数は減るようですが、もう少し詳しく今後確認してまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 どこでこれちょっと聞こうかな思って、今日出たんで聞いたんですけど、やっぱりちょっと渋滞になるので、できるかできひんか分かんなんですけども、何かよくあるじゃないですか、スマホで渋滞情報が見れるみたいななんも1つの案じゃないですか。雨の日とか特に多くなるじゃないですか。仕事関係でその時間しか行かれへん人は致し方ないんですけども、やっぱりその渋滞以外のときに行きたいという人もいっぱいおると思うんです。今ちょっとアプリとかでもぱっと見たら、今混んでるとか、今もうすぐ出るじゃないですか、施設に行くときに。ああいうようなところでも関連できたら、その交通指導員も業務をやっていただいてもいいと思うんですが、やっぱり根本的にはそういう緩和というか、平均的に迎えに来てもらえるような仕組みができたなら更にいいなと思って、これからも暑い寒いとかというのもあるんですけども、雨の日が特に多いというのはもちろんやと思うので、その辺の対策をできたらもっと緩和できるんじゃないかなと思って提案させていただきます。ちょっとここしか言えへんと思うんで言うておきます。

以上です。

藤井本委員長 提案ということでいいですか。

杉本委員 はい。

藤井本委員長 ほかに、関連。

谷原委員。

谷原委員 同じく交通誘導業務委託というところなんですけども、この理由はどういう理由になるのか、もう一回ちょっとお聞かせ願いたいんです。聞きたいことは、要は交通渋滞を防ぎたい、それから安全性という、保育所の送り迎えの安全性ということなのか、どっちに重点があるのかなということなんです。というのは、各学校、幼稚園もありますよね。認定子ども園というたら幼稚園部分もあるわけなんですけども、今度、保育所やから当然小さい子もおるからどうしても車を使わざるを得ないということがあって、こういうことだろうと思うんですけど、そこをちょっともう一回基準だけはっきりさせていただいたらと思うんです。

藤井本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。

まず、第一に一番最初に考えておりますのは、やはり通学される子どもの安全性をまず第一に考えたいというふうに思っております。もちろん、通園されるお子様の保護者も付いて来られますが、その子どもたちをまず第一に考えております。交通誘導員を整備することで、安全性と2次的に交通渋滞を緩和するというふうな方法を取ればというふうには現在考えております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 磐城第2保育所のほうは、あの周辺物すごく渋滞するというので苦情もあって、誘導員をつけられたと思うんですね。あそこは駐車場へ入ってしまえば安全ですから、だからどちらかという交通渋滞いうことでつけてきたと思うんですけども、今度、磐城認定こども園の場合、小学校がすぐそばにあってという話なので、そういうことで通学安全ということでつけられたということで分かりました。というのは、なかなかうちも、こんな忍海小学校の前も危ないですよ、言えばね。これまでずっと駐在員が立ってくれてはった。だからここもつけよと、何で當麻ばっかしやというふうなことになるんですよ。本当に市民の感情はそういうところがあるんです。新しい、僕らはこれはもう絶対つけなあかんと思っても、だからその基準のところをはっきりさせて、やはりこの保育所が、小学校周辺で保育機能があるところで直接車で来られる方が増えるということで、通学なんかの安全性ということで了解しました。ありがとうございます。そこをやっぱりある程度切り分けていただいて明確にさせていただいたほうが私はありがたいなと。従来ついていたのは要は交通渋滞についてたと思いますので、安全性ということであればやっぱり基本的には学校及び保護者がその安全性について立っておられるところがほとんどですから、何でここだけ特別つけんねんというふうなところら辺で、そういうことがあるのでそこは明確にしておいてくださいということになります。

以上です。

藤井本委員長 ちょっと今のでいくと終わりにくいですよ。全体としての話を聞きたいところやけど……。

杉本委員。

杉本委員 ちょっとその答弁されちゃうと、先ほども言ったように交通安全のために配置されている、たまたまそれがたまたま通学路の生徒も見れてますというので僕は考えてるから、そこはお聞きしなかったんです。それやったら、教育のほうから費用が出てやなおかしい話になってきちゃうので、それやったらほんなら教育のほうから出るんやったら、忍海小学校の前ももちろんつけてよと、おっしゃるとおりでちょっとずれていっちゃうんです、それは。あくまで交通安全対策、渋滞緩和ということでやっていただかないと駄目やと、僕は個人的にどうか思うんですけども、ちょっとその辺のちょっと答弁整理してもうたほうが、帰ったときに僕ちょっと説明できなくなっちゃうので、それ言っちゃわれると困るんですけども。

藤井本委員長 お答えください。

西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。

先ほどの答弁でございますけども、どちらが大事なのだと言われれば、もちろんどちらも大事だというふうに考えております。今回、交通誘導員をつけるきっかけになりましたのは、まず磐城第1保育所と磐城認定子ども園がまず一緒になって交通量が増えるということ、それがやはり第一の理由として交通誘導員を考えるきっかけになったものでございます。結果ではございますが、この時間帯、小学校に通学されてくる子どもが多い時間帯にもなりますので、そちらの方への配慮、またもちろん交通渋滞等もありますので、近隣の方々への配慮も考えましての結果でございます。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 この件は理解してください。次に行きます。

今回は統合するからというのを理由につけさせてもらうということやね。そやけども、全体というふうな話も出てるわけですわ。副市長、忍海小学校の話が出てるわけで、駐在所がなくなって駐在の方がやられてたのもいてなくなったやんかと、そういった住民の意識の中でそういうことも考えたかどうかという話であろうかと思えますけど。

東副市長。

東 副市長 東でございます。

ただいまのご質問でございますけれども、今、課長が申しているとおりでございまして、今回、磐城第1保育所と磐城認定子ども園が一緒になるということが、本当はもうこの議論、議論といいますか予算の組んだところでございまして、それは十分議員の皆さんもご理解いただけているのかなというふうに思うわけでございます。磐城第2保育所は、ご存じのように渋滞してという部分でご理解もいただけるのかなというところでございまして、じゃあその他の部分はどうかということでございますけれども、やはり児童とか生徒がごつつうこれからまた増えていくとかいうような社会状況の変化等もございまして、それらを鑑みまして、今後何らかの形で変化があればそれは対応していかなければならないというふうに思うわけでございますけれども、今のところは、今、課長が申しているとおりでございまして、ご理解賜れたらなというふうに思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 この件はもうこれぐらいにして、次に行きたいと思えます。お話しする機会があればまた違う場面で、今日は今回は補正予算でございますので、次へ行きたいと思えます。

さっき奥本委員、切ってもらってますよね。

奥本委員。

奥本委員 でしたら、3つお願いします。

まず、16ページ、3款民生費のこれは4目障害者福祉費の16ページの中に、障害児通所給付事業のこの中の扶助費と償還金利息及び割引料のところなんですけども、まずこの障害児通所給付事業というのは、国2分の1、県4分の1だったと思うんです。その中のこの償還金利息及び割引料のところから行きますけども、これ恐らくはその事業費確定したところに伴う返還が発生したと分かるんです。その上で、また給付費がこっだけ費用が補正出てきています。この理由というのはどういうことなのかという、その辺の関係性もちよっとよく分

からないので、まずそのところご説明いただきたいという、これがまず1点目。

2点目が、19ページ、3款民生費、3目保育所費の市立保育所運営事業の償還金利子及び割引料の過誤納金還付金なんです。これも、具体的に内容と、なぜこれが発生するかというのをお聞かせください。

次、最後3点目、22ページ、民生費の2目扶助費の生活保護費支給事業、これの生活保護費国庫負担金返還金なんですけども、これのまず発生理由から伺いましょうか。お願いします。

藤井本委員長 3点。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いたします。

まず1点目の障害児通所給付費の扶助費が上がっておりまして、返還金として同時に上げさせていただいているところの違点というところがございます。

まず扶助費の障害児通所給付費といいますのは、こちらは令和5年度、今年度分の給付費が、やはり今年度利用がかなり多くなっておりまして、3月まで毎月支払いがあるんですけども、その支払いを月ベースで考えていきますとちょっと大幅に足りないというところがありまして、今回補正に上げさせていただいた、これが令和5年度分の給付費というところがございます。

それと、下の障害児通所給付費国庫負担金返還金でございます。こちらについては、令和4年度の事業の実施分において余分に国庫並びに県負担金のほうをいただいていた分につきまして、これは精算を経た上で返還をしなければならない分というところになりますので、こちらのほうをいつもこの12月の時期に上げさせていただいているというところで、同時にこういう形で上げさせていただいたというところがございます。

それと、生活保護費の22ページ、返還金についてでございます。こちらにつきましても、その年の当初に前年等の利用実績等々を含めましていろいろ換算しながら予算を立てるんですけども、なかなかその年度において、例えば亡くなられたり、新規で増えたりというところがなかなか把握しきれないというところの中で、全体、生活保護費の事業自体が4億円という総枠の事業の中で、ちょっとその辺の見込みといいますか、そういう対象の費用がかからなかったというところで、これだけの返還金が出てきたというところがございます。こちら令和4年度分の返還金というところがございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。

先ほどのご質問の、市立保育所運営事業の中の過誤納金還付金についてでございます。こちらについては、毎年、所得や世帯の状況等を見直す時期、認定区分の見直しの時期と申しておりますけども、収入所得の状況、世帯の状況等を毎年見直しております。今年度、その見直した際にはございますが、3世帯分に関して児童5人分に当たりますが、子ども本人が特別児童扶養手当を受給されていたことが判明したものが、子どもの数にして4人、世帯の

状況ではございますけども、保護者、お父様が障害者手帳を所有されていたということが分かったということで、それが1件ございます。それを考慮いたしまして、保育料のほうの還付29万3,000円させていただくものでございます。よろしくお願いたします。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。

まず、順番に行きますね。16ページのところから、障害児通所給付費、令和4年度の確定に伴う精算と、それと令和5年度の分が想定より利用が増えたと。そこは分かるんですけども、その分析ができていますか。確定しないとこれは精算できないので、分かるんでここはいいとして、上の増えた分ですよ。この見込み、難しいとは思いますが。難しいと思うんですけども、これだけの数が金額が増えるということに対して、ある程度何か予測というか、事前にできないか。1つには、その辺のデイサービスとか発達支援の教室のところの利用状況のところをある程度調査で見込めるのかなという気はするんですが、そういうことはどどういう程度予測というかされてるのかをちょっと教えてください。

続きまして、19ページの過誤納金還付金ですけども、理由としては認定区分の見直しの中で、3世帯5人分、そのうちの4人が特別児童扶養手当を受給されてたと、もう1人は保護者の方が障害者手帳を所持されてたということなんですけども、これは事前にその辺の審査とか、体制がどうなってるんですかね。その辺、見極められなかったか。これが追加で願います。

最後3点目。22ページの生活保護費国庫負担金返還金です。分かるんです、これも分かってるんですけども、死亡、新規は当然なかなか把握できないことは分かるんですけども、私聞きたいのは、これ給付されてた方が働くというか、職を得られて支給対象外になったやつも含まれてると思うんですよ。それはないかな。もしあった場合、そこに対する返還請求が当然発生するわけなんです。これ決算のときも私言いましたけども、不納欠損になってないかというのが一番気になるんです。不納欠損として結局それが要するに払ってもらえない、理由いろいろありますけど払ってもらえない、結局、国には返さんとあかんと、その辺がどれくらい入ってるかというのを知りたいんです。これ、続けて願います。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 1つ目の質問でございます。障害児通所給付費の見込みというところでございます。こちら扶助費全般に言えることなんですけども、やはり1つちょっと読みづらいという面において、やはりコロナの影響というのはあったのかなと、それは1つ大きい部分であったかなと思います。その中で、年々このサービスの利用に対するハードルが下がっているといえますか、こちらのサービスにつきましては、特に障害者手帳なくても診断書で申請していただけるというところの中で、年間30名、多い年でしたら40名の方が新規で申請されているような状況がございます。また、使うに当たって、やはり使い慣れといえますか、当初使っていて、いろいろ利用というところが、年々やっぱりその方の利用量も増えていっているような傾向もありまして、なかなかその辺の複合的ないろんな要因の中で読みづらい点もありまして、ここはしっかりまた今後も見ていかなければならない部分なのかなと思います。

ますけれども、当初予算等においても精査しながら見ていきたいと考えております。

あと、生活保護費についてなんですけれども、こちらについては令和4年度の返還金ということで、やはりこの生活困窮者自立支援制度というところで生活保護になられる方が歯止めがかかったというようなところも理由としてあるのかなと。その部分で先ほどの続きの部分になるんですけれども、ちょっと余ってきている部分、逆に生活保護にならなかった方もいらっしゃるというところもある中で、その不納欠損というところにつきましては、特にもしその制度の中で返していただく分についてはきっちり返していただいているところで、きっちり制度の中で返していただいているような状況があるというところがございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

過誤納金還付金につきまして、特別児童扶養手当の状況、父の障害者手帳を持っていた状況については確認できたのではないかとということでございますが、おっしゃるとおり、こちらで事前に確認できる内容となっております。申込書でチェックしていただくような欄を設けたりもしておるんですが、そちらにチェック漏れがあったりとかというようなこともございますので、入所の申込書の様式を変更するような対応も取っておるんですけれども、そちら手帳をお持ちの方のデータを照合しにいくような、さらなるチェック体制を今後設けていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。

まず、順番に行きますね。16ページの、障害児通所給付費のほうですね。コロナの影響もあったということなんですけれども、説明いただいたように、サービスの利用のハードル下がっているのは間違いないんです。本当に一昔前、10年ほど前でしたら、ちょっとそういうところに通っているのを伏せるというような風潮があったんですけども、もう今そういうのは関係なしに、必要やったら使ったらいいやんというのが、もう保護者の中で一般的にもう共有されている感覚なので、おっしゃるとおりだと思います。となってくると、今後ますます増えていく可能性が高くなりますので、そこももう無限に認めるかという、申請だけで今、行けるじゃないですか。だからそのところを、これ葛城市に限らずですけど、ほかの自治体も含めて、これちょっと早めに何か考える必要があるかなと思います。それは今後の課題としてお願いします。

続きまして、19ページの過誤納金還付金なんですけれども、保護者が手帳を持っているのは事前に把握できた、1名だけなんですけれども、要はこの突合できるような何か体制というかシステムを、これも一々手作業でやるのは面倒くさいので、何かいいような方法ないかというのをまた考えていってください。それこそ何かRPAか何かで使ったら簡単にできそうやけど、それぞれの事業部が持っているデータを公開する、公開というか、庁内で公開するというのが前提なんですけれども、この辺もしできるのであれば、その辺の仕事の簡素化につながりますので、また検討してください。

それから最後、生活保護費のところですけど、ちょっと心配いたしました。生活環境が改善して収入が得られて、多めにもらっていたところの還付がもしも滞ってるんじゃないかということでしたけども、今現在では、その返していただくところはきっちり返しいただいているということですので、了解いたしました。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。

谷原委員。

谷原委員 関連とほかも、ちょっと2件ほど質問します。

今の16ページのところですけど、3款民生費、1項社会福祉費の4目障害者福祉費の中の障害児通所給付事業です。基本的な数字をお聞きしたいんです。対象となる障がいをお持ちの児童が何人で、その中でこの通所サービスを利用されている方が何人いらっしゃるのか。その利用回数がどの程度なのか。どこが増えたかはちょっと知りたいんですよ。これ、かなりの金額なんです。6,400万円ほど補正ですごい金額なので、一体どこが増えたのかちょっと教えていただけませんか。つまり、基本的な数字で、今3つ言いましたけど、どこが増えたかぜひお願いしたいと思います。

藤井本委員長 できたら関連やったら、関連だけで一旦置いてくれますか。

谷原委員 そうですか。分かりました。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

ただいまの質問でございます。まず利用者というところにおきましては、先ほども手帳を取得されなくても申請いただけるということになりますので、あくまでももう今の時点での利用者数というところではお答えできるんですけども、今の現時点で決定者数の方は約250名いらっしゃいます。

それと、サービスの中でどうなのかというようなところでございます。障害児通所給付事業といいますのは、大きく児童発達支援というのと放課後等デイサービスというのが、ほとんど金額を占めてるようなところなんですけども、やはりこの放課後等デイサービス、こちらは就学後のいわゆる小学校、中学校等の方、就学前じゃない、就学後の方が学校の後に利用されるサービスになるんですけども、こちらがかなり増えておりまして、全体の見込みとして、放課後等デイサービスは令和4年度の実績が2億700万円程度だったのが、令和5年度につきましては2億5,500万円ほどを見込んでおるといふところの数字で出ております。あと、児童発達支援のほうも結構大きい数字で見込んでおりまして、令和4年度につきましては4,800万円程度の実績だったのが、令和5年度におきましては7,000万円近くの見込みになるといったような見込みで立てておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 今の数字でちょっとよく分かりにくかったんですけど、放課後等デイサービスが令和4年度が2億700万円ですね。分かりました。それで、それが令和5年度では2億5,500万円と、ここも大きく増えているということですね。

これ、ちょっともう一回お聞きしたいんですけども、要は申請して利用できる方が250人登録ということですね。その数は増えてるのか減ってるのか、ちょっとそこをお聞きしたいんです。それが増えてきているのか、いやそれはあまり変わらないけれども、先ほどありました特に放課後等デイサービスの需要が強くなってそこが増えているのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいんです。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ちょっと申し漏れてたところもあるかもわかりません。ただいまの現在の決定利用者数が250名で、年間大体30名、40名の方が新規で決定されているといったような状況でございます。転出等もありますので、実質それだけが全く伸びているというようなことでもないんですけども、やはり一人一人の方の利用数というのがやはり増えているというのが1つ大きな原因でもあるのかなと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 簡単に意見ですけども、放課後等デイサービスについては需要が非常に強くなって、新規事業者がどんどん増えていっているということだろうと思うんです。葛城市内も事業者が新しく、忍海地区では歴史博物館の向かいにもできて、盛んにやっぱり利用者増えているようです。いろんなことがニュースでも、いろんな事業所の問題とかも含めて出てきているので、今後ちょっと動向をやっぱり把握していただいて、予算化のところもいろいろと検討せなあかんことが出てくるかと思いました。ありがとうございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 引き続きちょっとお伺いします。5ページです。第2表債務負担行為補正の下から2つ目の保育士派遣業務委託の内訳、大体何人この予算の中で見込んでおられるのかということについてお伺いをいたします。

それから、18ページです。3款民生費、2項児童福祉費の2目児童措置費の中の民間保育所育成助成事業というところ、その下も子どものための教育・保育給付事業ということですけども、1つ上のほうだけで結構ですので、民間保育所育成助成事業のほうだけで結構ですので、その内訳、増額の内訳をお聞かせください。事業内容と増額の理由をお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川です。

まず1つ目の債務負担行為の中の保育士派遣の件ですが、中身は10名を見込んでおります。もう一つ、2点目でございますが、2点目の民間保育所育成助成事業についてでございます。こちらは、月20日以上、1日当たり7時間45分以上勤務する民間の保育所の保育士の方に対して補助しているものでございます。年度当初は、71名の方、852か月間を見込んでおりましたが、今回、見込みといたしまして77名、886か月で見込んでおります。その差額といたしまして68万円の増額をお願いしたいと考えております。よろしくお伺いいたします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 保育士派遣業務委託10名ということですけど、これは基本的にはフルタイムの人として換

算ということだろうと思うんですけども、これ5,300万円余り計上してるんですが、いろんな形で保育士確保で努力されてると思うんですが、例えばこれ会計年度任用職員のフルタイムとかパートタイムとかいうところ、単価的にどんなものなんですか。これは民間事業者に派遣業務としてやるということですけども、その単価の違いですね。要は行政のほうでハローワークで直接会計年度任用職員として1人当たりで単価で多分されてるのとどれぐらい違うもんなんかな、ちょっとお聞かせ願いますでしょうか。

それから、2つ目の18ページのところの民間保育所育成助成事業です。これは国の事業として行われているものですよ。葛城市単独でやっているものですか。分かりました。ちょっとこれ、幾つか国がやってるものもあるし葛城市がやってるものもあるかと思うんですが、これの監査はどうなってますか。というのは、この間、会計検査院も都道府県の監査でも、この保育の事業に保育士1人当たり幾らということで交付金、補助金が出されているんですが、会計検査院なんかで結構実態と違うということで返還させてる例があります。つまり、1人当たり幾らだけ実際にいかなかったりとか、いやちょっと計算が合わなかったりいうことですね。つまり、これ払うだけじゃなくて、実際適正なのかどうかということが今年度、結構そういうことが出てまいっておりますので、葛城市ではどういうふうを確認されているのか、確認作業ですね。ちょっとどうなっているのかお伺いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

まず、1つ目の派遣保育士の単価でございますけども、まず令和6年度、来年度でございますが、2,600円に260円の消費税を上乗せしたもので委託業者をお願いしたいというふうには考えておりますが、実際に派遣される労働者の方、先生方には1,363円が払われるような内容で契約させていただきたいと考えております。この1,363円となる根拠でございますが、令和6年度の葛城市におきます職種別の基準表、保育士の単価というものがございまして、そちらの単価に合わせた金額というふうになっております。

2万円の監査でございますね。失礼しました。こちらにつきましては、今年度、来年度の2か年の時限ということにはなりますが、進めさせていただいております。今年度に関しましてはまだ初年度ということですので、最終的な実績に基づく、それが正しいかどうかの確認は年度末に行わせていただこうかと考えております。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。保育士派遣業務委託ということで、できるだけ行政のほうで確保ができれば安くつくなというふうに思いました。結構な値段だなと思いました。

それからもう一つ、監査のほうについては分かりました。やっていく予定ということで、これは国のほうもそういう意識があるみたいですので、よく分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございますので、今回の歳出の3款、4款の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。午後2時30分に再開いたします。

休 憩 午後1時11分

再 開 午後2時30分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、一般会計、歳出の6款、8款とその歳出に関連する歳入及び1件の債務負担行為についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 よろしく申し上げます。

まず、34ページ、8款教育費の中学校運営事業の備品購入費の庁用備品購入費453万2,000円なんですけれども、これ今、資料置いてもらっているこの天板拡張くんということだと思うんです。これは冒頭の説明にもあったように、こども議会のほうで子どもたち、中学生のほうから提案されて、それを早速取り入れるということで、非常に迅速な対応すばらしいなということで、子どもたちもこういったものが設置されると非常に喜ぶのではないかなというふうに思っております。それに関しては非常に賛成というか喜ばしいなと思うんですけれども、ちょっと財源のことだけ確認させていただきたいんです。これ財源が通常の一般財源でなくてその他のところ、これは戻って8ページの繰入金、教育基金繰入金、この教育基金を使ってこれは設置されるということだと思うんです。そもそも教育基金自体が、年間当初1,700万円ぐらいだったかな、多分、積み立てられているのがそれぐらいやと思うんですよ。今回450万円ほどを一気にこれ使うということなので、その教育基金の使い方というのをどういうふうに考えていらっしゃるのか。通常私の感覚だと、庁用備品等に関しては市の一般財源のほうから何かやるのが普通じゃないかなというふうに思うんですけれども、今回教育基金を使っていらっしゃるということの考え方について、1点教えていただけますでしょうか。

2点目が、38ページ、これ新庄スポーツセンター等管理事業、一番最後のところ、工事請負費の607万2,000円なんです。これも資料を付けていただいて、いきがい体育館便所改修工事設計図ということで付けていただいているんですけども、これこの時期に工事請負費で出てきてる、補正で出てきてる。これ当初でなくて、出てきたのが今回だということで、何かこれに理由があったのかということをお教えいただきたいんです。というのも、何か緊急の工事が必要でこういうものが必要になったのか、ちょっとこの時期この工事請負をすると日程的にも非常にタイトだと思うんですよ。この後1月の段階で入札されて3月の工期、年度内にこれ終わんのかな、繰越しありきなのかなとか、ちょっと要らんことを考えてしまいますので、その辺りちょっと細かく教えていただけますでしょうか。

以上2点、よろしく申し上げます。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。よろしくお願いたします。

私のほうからは、教育基金のほうにつきましてご説明申し上げます。教育基金につきまし

ては教育全般に係る事業費に充当するために設置されたもので、その財源につきましては寄附金になります。寄附いただいた方に具体的な意向がありましたら、意向に沿った形で活用させていただきまして、教育全般への用途として寄附いただいた場合には、教育全般に係る事業費に対して活用させていただいているところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課、竹本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの梨本委員のご質問のいきがい体育館の便所の工事でございますが、こちらにつきましては現在、いきいきセンターの大規模改修工事を進めておられる中で、そのリニューアルに合わせて、以前から懸案となっていていきがい体育館のトイレの改修を併せて行うために、このタイミングでの補正となりました。それと併せまして、今回ご心配いただいています工期につきましては、そのいきいきセンターの工事に合わせて施工業者に地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の随意契約で執り行うことと考えておまして、競争入札するよりも有利な契約を行えるということで、工期もそちらの工期に合わせた3月21日工期をもって完了する予定で考えているところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 教育基金に関しては分かりました。ただ、ルール上、これどういう使い方するのかというのを、何か運用の基準とかがあるんかどうかということだけちょっとまた教えていただけたら、ないんであればそれで結構なんですけれども、こういう非常にやっぱり寄附をいただいて、大切に使わなければいけない基金だと思いますので、そういったどういう目的でどういう場面で使うねんということをやっぱり明確にしておく必要あるかと思うんです。特にさっきも言うたように、備品等に関しては市のほうから予算出してもいいのと違うかなというふうに私は思うたりしてたもんですから、今回こういう予算の使い方されるということに関してはちょっと初めての、こういう使い方されるんやという思いがあったもんですから、その辺り運用の基準があったら教えてください。

工事請負費の件なんですけど、ちょっと今聞いて僕よく分からんのですけど、これ第167条の2の随意契約でされるということなんですけれども、これ新庄スポーツセンターは何か事業をやってらっしゃるんですか。というか、このいきがい体育館は何かその工事やってらっしゃるんですか。というのが、いきいきセンターは工事やってるの分かってます。いきいきセンターに関しては、今年当初から大規模改修というか、当然、当初予算の中で設計、ちゃんと説明があって今、工事にかかっているということだと思うんですよ。これは、地域包括支援課の事業ですよ。そこで工事発注しているわけですよ。今回、その体育振興課が、これいきいきセンターといきがい体育館は隣にはあるけれども違う建物ですよ。それで、何で、そのいきいきセンターの大規模改修工事に合わせて、当初予算でこのトイレの改修が計上されてあるんやったら私は分かるんです。でも今、そのいきいきセンターに併せていきがい体育館のトイレの改修をこの時期に工事請負費として上げてきて、しかも随意契約、

第167条の2ということなんですけれども、何号の話ですか。入札に適さない、第2号なのか、緊急の第5号なのか、競争入札に付すことが不利な第6号なのか、何の随意契約をされるのかということをごちゃと教えてください。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

まず、教育基金に関してですけれども、これに関しましては基金の運用は葛城市教育基金条例に基づき行っているところです。予算の策定時に、協議の中で市長のほうで決定いただきまして、その後、教育委員会におきましては、教育委員会議におきましてまず予算についての意見聴取を行っております。教育委員に意見聴取させていただき、皆様にご了承、ご承認いただいた上で、補正予算として議会のほうに上程させていただいているところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本でございます。

先ほどの答弁で説明不足で申し訳ございません。地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の競争入札することが不利と認められるときということで、先ほど言いましたいきいきセンターの工事と近接工事ということで、随意契約することで基本的に経費等の節減等もできるという中で、大きく有利な契約ができるというところでの第6号の契約を予定しているところです。

以上でございます。

藤井本委員長 ちょっと待って、当初予算に何で出てこなかったかという。

竹本課長。

竹本体育振興課長 そのことにつきましては、以前から改修の必要があるのにできてなかった部分で、今の工事に併せてさせていただくこととなって、急遽の補正予算となったところは申し訳ないということを考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 上げるべきところを失念してたというふうには受け止めていいんですか。本来は上げなめかかったと今、思ってるということですか。考えてるということですか。それを失念してた。今、横のいきいきセンターで工事やってるというのにもかかわらず、それを当初で上げておくべきであったというふうには反省しているということですか。

井上教育部長。

井上教育部長 失礼いたします。教育部の井上でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの予定しておりますいきが体育館につきましては、昭和62年2月建築でございまして年数も経っております。そして、トイレと建物の段差というのもありまして、また男女共用、兼用といえますか、そういったトイレでございました。その中で、今、委員長おっしゃるように、当初のときに上げるという1つの方法もございましたが、今ちょうど工事をなさっているという中で、そちらも一緒に同時期にリニューアル、きれいにできればいいので

はないかというところから、この時期になってしまっております。今後はしっかりと検討した上で予算計上を図りたいと思います。

藤井本委員長 本来、当初に載せるべきですよ。市長はそのように思うてはると思うけども。

井上教育部長 よろしく願いいたします。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 教育基金については、教育委員会議とかそういうところできちっと手続踏んで、そういう使い方をしっかりやっているということで理解いたしました。子どもたちのために有効に使っていただきたいということで、よろしく願いいたします。

もう一つのいきがい体育館については、ちょっと私、これ3回目になってしまうんであれなんですけど、ちょっとまたほかの方に聞いていただきたいんですが、そのいきいきセンターの工事といきがい体育館は別棟ですよ。何でこれを一緒にやるのが、競争入札をすることが不利になるんですか。そのいきいきセンターの中のトイレで漏れてるところがあつてそこを工事するんやったら理解できるんですけども、これ全く別の話ですよ。それを何で、その通常の手続を、当初も組んでないと、この時期に工事請負費として上がってきて、入札の手続も取らずに随意契約で、横の事業をやっている業者にやってもらうのが有利やから一緒にやってもらいますねんて、こんなん通じるんですか。こんなんいいんですか。これ全く別の話じゃないんですか、トイレ改修工事といきいきセンターの改修工事は。ちょっと、私はこれ随意契約やと言われたら、こんな随意契約あんねやったら、ほとんど横でやっている事業全部随意契約でいけるんですよ。なんちゅう話やということやと思うんですけども、誰かちょっと聞いていただけたら。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 まさにそのとおりやと思うんです。隣の概念もちょっとよく分かんないですし、それは続いて梨本委員が追及してくれたらいいと思うんですけども、ちょっと今聞いてて、1個だけ僕が、今、2つ質問あるんですけど、1個は、もう今12月じゃないですか。この時期で当初予算に載ってないのは分かりますよ。それで補正で上がってきたら、何で補正なんて言われるに決まっているのに、なぜこの時期なのという。9月でも6月でも良かったわけじゃないですか。補正というのは、僕いつも言ってるみたいに、当初の事業プラス緊急であったり必要であったりするものが補正やと思ってるんです。例えば、このトイレの便器がぱっかーん割れて中から水出てきても、全部がやり替えになるから今やりますとかやったら分かるんですけど、なぜ12月の今の時期に補正で出そうと思ったのかということですよ。その思いがあれば分からんでもないのかなと思うので、理由があればね。

もう一つは、先ほどちょっと部長も、これ前も思ったんやけど、男女兼用トイレだからと言うんですけど、このトイレ今、図面もらったやつ、これを2個造るということですか。これで男女別トイレになるんですか、これで。何か分かりますか。これが男女別のトイレに見えないんですけど、ちょっとその2つお願いできますか。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの梨本委員のお話も杉本委員のお話も、ちょっとひも解いていきたいと思います。まず、そもそもなんです。そもそもなんですけれども、なぜこれをしたかという、9月議会でしたか、補正で奈良県新庄第2健民運動場の洋式化というのは、市政フォーラムで皆さん方から洋式化にしてほしいということで皆さんにお認めをいただきまして、洋式化に取りかかっております。全施設をする中で調べていくと、この場所が洋式化になってない。だから、それとあとは今、部長が申しましたように、男子と女子が共同で使えるような、男子の小便器もあれば女子の開ける扉もあるというような誰でも入れるようなトイレだったんですね。でもそれはちょっとあかんやろうと、このジェンダーの時代ということで、それであそこは今、ゲートボールで使われる方もいらっちゃって、おじいちゃん、おばあちゃんが一緒に入ってくるんです。こんなんちょっとあかんやろうということで、緊急を要するという、やっぱり利用してもらわなあかんしということで、それでいろんな策を考えた中で、今、いきいきセンターが改修工事に入ってるということで、その業者をお願いして抱き合わせてやったら安く済むだろうということで、今回計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 副市長、これ安くなるんですか。通常の、いやいや僕からすると全く別の工事じゃないですか。これ、今、いきいきセンターを頼んでいる業者に頼んだら何が安くなるんですか。言ったら、どういう安さがあるのかというのが分からないわけですよ。例えば、あそこは多分入口も2か所あったんかな、言ったら別の事業として工事やってもらっても全然僕は問題ないとは思ってるんですけども、少なくとも随意契約をやろうとすると、葛城市の契約事務の手続によると、3者以上の見積りも取らんとあかんわけですし、そういうきちとした手続を踏んだ上でその随意契約のほうが安いというふうに判断されてるのか。それでも、競争入札に付することが不利というふうには私は分からないんですよ。これ、副市長が今おっしゃるように緊急にしたらんとあかんねんと言うんやったら、今度はもう当初から早いことやっとならええ話で、今になってそういう声が上がって、使ってらっしゃる方から、いやもうこれはもう早よしてくれよというような話があったとかということであるのか、それとも今の工事をやってるのに、ついでやからやってよなんて、こんな僕には契約の在り方として行政あり得ないと思ってるんですよ。その辺りのちょっと整理だけもう一回、これ管財課でもいらっしゃるんやったら、この随意契約の考え方としてこれで本当にいいというふうに、葛城市の契約事務として問題ないということなのか、ちょっと答弁いただけたら説明していただきたいと思います。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしく申し上げます。

今回の随意契約第6号につきまして、まず、工程が多分そういう関係がございまして、業者が1つの隣の敷地で業務をしておると、その工事通路等、その辺を活用して同じような敷地の隣接の業務をするというので速やかな工事が行われるというのと、あと共通費というの

があると思いますので、その分につきましてはもう今、現に工事が進んでいる中で、共通費を活用できるというふうになりますので、この工事の費用につきましてはその辺あんまり変わらないというのはあると思うんですけども、その辺が影響して通常の別々で工事見積り合わせなりをするよりかは、このほうが安いという場合もございますので、ルーティン上はこの第6号につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号につきましては相見積りを取らなくていいというものになっておりますので、その辺は相見積りを取るという行為をしなくてもいいというふうにはなっておりますので、その辺は問題ないということになります。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 相見積りを取らんと、どう有利か分かるんですか。ある程度の見積りの算定よりだいぶ安くしてもらっているという、そういうものはちゃんとしたエビデンスあるんですか。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 工事につきましては、うちの建築技術の職員の設計もした上で工事にかかっておりますので、その辺、共通費、そういうところにつきましては、そこを除いた額で計算をした上で業者と協議をしているというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 私、これ大問題というか、これさんざん総務建設常任委員会で契約事務の話ずっとやってきて、こんなんが今頃出てくる。僕、工期間に合うのかなという心配から、これほんまに工事請負費がこんな12月に出てきて3月にいけるんですかと、これもしかすると繰越しですかということをちょっと指摘しようかなと思ったら、随意契約という話になって、しかも横の全然違う事業課がやってる工事に、その業者に頼むというその手続が本当にそれでいいのかなと。私はこれはあかんと思います。ちゃんとこの事業としてやるんやったら、きちっとその事業を公正性をちゃんと担保できるようなやり方で競争入札されるなりしないと、そしたら1個事業大きいを取ったら、その周りの工事全部これ随意契約でいけるという話、これ同じ話になってくると思うんですよ。その辺りの考え方、しかも当初で計上すべきものが忘れて、忘れてたから後半にやる。ちょっと私はこれは正直、今の答弁やとこの予算に関しては納得できないです。

藤井本委員長 ちょっと私、口を挟まさせてもらって申し訳ないねけども、議会を代表していきいきセンターの運営委員会にも行かせていただいていますよね。そこでもこの話は委員の中から出てましてん。分かりにくいのが、いきいきセンターと隣接してるいきがい体育館か、あれは、いきいきセンターは教育委員会ではもちろんないですよ。いきがい体育館が教育委員会が所管してるということになるわけですよ。そやけど実態としては、市民から見たら、同じ敷地にあって、私もそこら辺ちょっと勉強不足やって申し訳ないけど、あの体育館を我々が使えるかといったら多分使えなくて、いきいきセンターに来られた方が使うてはるという認識で今まで私もいました。間違ってたら申し訳ない。だから、一般市民から見たらもう一体の建物という認識があるんじゃないかなと思うねんけど、ただ、梨本委員が言うよ

うに、部長も言ったけども、いきいきセンターが大きな工事やってるわけですね。このときに入れとけばこんなことにならなかったんやろうけども、そこら辺の考え方、こっちは保健福祉部やと、こっちは教育委員会やと、これがそもそもこういう結果を招いてんねんけども、組織上の形と実情的なところら辺のところと私は一緒やと思ってるけども、今これ違うねんというののはこれが出てきて分かったけど、そこらも含めてこれに至った経緯、ちょっと副市長、もう一回。

東副市長。

東 副市長 再度、重複する部分があるのかなというふうに思うわけですがけれども、まず今、倉田課長が申しましたように、新しく契約していきますと、やっぱり工期的な問題、それとあとは共通な部分が、また新設してくると余計に経費がかかるといったことは今、答弁したとおりになんですよ。ですから、共通経費に係る部分は安くなるという部分、トイレであったりとか、工事現場であったりとか、事務所であったりとか、そういった部分を共通で使えるという部分で安くなるという解釈をうちはしておるところでございます、やはり市にとって少しでも安い方法を取りたいというふうなことから、このような形をお願いをしておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 経緯と思いつい、目的というのは副市長のお話分かりました。ただ1個だけ分からない、契約上の云々かんぬんというのは確かに梨本委員おっしゃるとおりやなと思って、僕はちょっと理解する上で1個だけ分かりたいのは、今、安いとおっしゃったのはどれぐらい安くなるんですか。それが分からなかったら、僕らは、大前提ですよ、安くなった、高くなってることなんかないと思ってます、信じてますけども、何の根拠もなく、いや安なってます、安なってますねんじゃあ、このメンバーは納得できないわけじゃないですか。職員が換算した数値でも何でもと比較して、これが安うなりました、ほんで、もう工期も何か間に合うか間に合わんか、もっと早くやったらええの違うのと思うんやけど、それも踏まえてちょっとそういうところ細かな説明してもらわなかったら、契約も何かよう分からんことになってるし、忘れてた感もちょっとあるし、当初でやりゃええやん、でもちょっと安うなるからもう今入れてますねん。なんぼ安なんの、分かりませんねんでは、ちょっと辻褃合わんと思うんですよ。経緯と目的は分かりましたけど、そこの根拠ですよ、皆さんが認識してる、そこの根拠ちょっと教えていただきたいと思います。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本でございます。

そちらの経費につきましては、共通経費等、共通でできる部分を積算した中では、100万円前後が設計ベースでは安くなる計算は出ております。競争入札は予定価格であれば、最低制限価格で約1割ぐらいが最低制限価格と設定でありますので、それよりも下がる見込みというところで有利という考えをしているところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 だから、例えば来年度の当初予算で入札か何かしたときは、大体これぐらいでかかるであろうけど、今ここで頼めばこれぐらい安くなりますというのを、もう具体的に何ぼと分かってるからここへ出てるんでしょう。安いと思わはる、その何百何十円まで分からんでもいいとしても、これぐらいの規模で安いと思われるというのを、最後ちょっと聞こえにくかったので、幾らか。これ例えば、安くできますできますいうて、結局ほかの業者が見たら、あんなん400万円ぐらいでできるでと言われたらかなんから聞いてるんですよ。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本でございます。

今言いましたのは、まず設計が上がった中で、通常の設計が上がった段階と、共通経費等の共通部分等加味した中では、約90万円か100万円前後の経費が安くなっております、設計ベースでは。その中で、予定価格、通常で設計から予定価格は基本設計額、ほんで最低制限価格を決めるとき大体計算上では約1割ぐらい下がるので、600万円とすれば六、七十万円下がるというイメージなので、それ以上設計ベースが下がるということで、有利な価格になるという見込みで考えているところです。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 今の話で、経費が、共通費が、確かにそれは分かります。その現場管理費が多分下がってきよんのかなと思うんですけど、ただ1番はこの敷地の中で、相番工事とか言うんですけど、結局、ほかの業者が入ったときに工事が間に合わへんとかいうこと、いうたら工事動線とかもあります。その辺というのも考えられてのことなんか、結局、やっぱりお金もそうなんですよ、お金もちろんそうなんですけど、そやから先ほど梨本委員もおっしゃったけど、反対から入ったら、これ別に工事分けて出来るの違うのとかということもあるので、工事業者が2つが入ることによってこれ混乱するときがありますねん、やっぱりその現場でね。余計に日にちがかかったりとかということが出てくる、その辺も検討されたんかということと、あと設計設計と言うてはるんですけど、これ図面見させてもらってて、これ改修前がないからちょっと分からんのですけど、ユニバーサルな形で造られて、乾式で造られるということなんですけど、これ車椅子も対応をされているということなんですかね。ちょっとその2つ。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課、竹本でございます。

ただいまの西川委員の質問で、まず1点目の、その動線につきましては確かにいきいきセンター側からの動線と西から入ってくる道路等にあります。今現在、いきいきセンター側のほうにつきましては、もう一体的に工事現場で利用されておりますので、そちらからは入れないので、西側からはあるんですけども、非常に狭隘な市道であって住宅街というところで、そういったこともあり、今、併せまして、今の施工業者であれば、今のいきいきセンター側からも調整しながらも動線も進入も容易にできるというところでの調整もやりやすいという

部分はもちろん理由の中には1つございます。

それともう1点目が、その車椅子利用につきましては、今現在10センチメートルから15センチメートルほどの段差が全体的に、いきがい体育館内とあります。それを全体に段差をなくした中での動線で、車椅子でも体育館側から素直に入っていける、入口もそのスペースは規定の多目的トイレの基準を取らせていただいているところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 要は、西側からはやっぱりちょっとこの道路が狭いんですね。住宅街も通っていかなあかんと。今の言うたら、これ北側からやったら、今の工事業者が恐らくこういう仮設でやられてんのかなという、そこのところから入らなあかんということは、工事動線としてはもう北側からしかないですよと、ほんならそこがっちゃうんこします。これ、僕、何でこれ改修前がないのかと聞いたんは、解体が発生するのかなというふうな思いがあるんですね。解体がここの中ですね。だから、そうなったらそういうところでがっちゃうんこして、それも1つあるのと違うかなということをお断り言ってもらったほうが良かったのと違うかなというところですよ。要はその工事業者ががっちゃうんこするということ、そやからこれがやっぱり随意契約云々というのももちろん分かります。ただ、そやからケース・バイ・ケースということが、きっちりとその基準があるんやったらそこをきっちり明確にしてもろて、そういう事情で今回はこうしますという話を持ってきていただいたほうがええんかなというふうには僕は思うんですけどね。なおかつ、その根拠が分かりませんねん、そのお金が安なるという根拠はね。その共通費が安なる、現場管理費、これについては設計も積算もされたんかどうかちょっと分からない、これ役所で書かれましたよね、これね。役所で書かれる。これ、ちょっと僕プロの目から言いますと、車椅子は1,300ミリメートル回転を取らなあかんですよ。車椅子をしようと思ったら、円をね。1,300ミリメートルの円を取らなあかん。これ、決まってるんです。それが、この小便器を置くことによって、これ取れてんのかというところなんですよ、これね。その辺もあるんですね。だから、きっちりとほんまに積算されたんかというところがあるし、ほんで、これがほんまに先ほど車椅子が行けるとおっしゃったんですけど、これがきっちりという基準にのっとってやられてんのかというところもあるし、その辺どうなんですかね。

藤井本委員長 井上部長。

井上教育部長 ありがとうございます。私どもの説明が拙く申し訳ございませんでした。撤去の概要につきまして述べさせていただきます。撤去につきましては、便所のトイレ、木枠、そしてトイレ内部の器具、トイレブース、もちろん照明機器、換気扇等、そしてトイレ内の土間コンクリート、天井ボード撤去、壁のブロック撤去、土間下の給排水管の不要管の撤去等々含まれております。

また、先ほどご指摘いただきましたユニバーサルデザインということでございます。設計で1,500ミリメートルを見ておりますので、円で1,500ミリメートルを見た設計にしておりますので、そして私、先ほど男女共用と言いましたけれども、今回は多目的、その文言が抜

けておったかなと思っております。車椅子も使用できる多目的トイレということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 ちょっとやっぱりなぜここでやるのか分かんないんで、ちょっともう一回聞かせてもらいますけども、いきいきセンターの工期はいつまででしたっけ。というのも、がっちゃんこするということも、その工事が終わってからやればがっちゃんこしないわけですし、そのがっちゃんこの危険もはらんで、その業者がやったらそれで大丈夫やし、値段も安いのも分かるんですけど、補正でここまで言われて、なぜこの時期にやらないあかんのか僕ちょっと分からないので、ちょっとその工期とその兼ね合いをお願いできますか。

藤井本委員長 井上部長。

井上教育部長 いきいきセンターにつきましては、3月21日とお聞きしております。そして、私どものこちらの工期につきましても、それに合わせて3月21日を予定しております。

あと、なぜこの時期にというのは、先ほど副市長のほうから答弁していただきましたけれども、同じでございまして、市政フォーラム等でトイレの改修についてのご要望を結構いただいている中で、そちらのほうを今回一緒に併せてさせていただきたいというところでございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 そこがいまいちぴんと分からないですね。その市政フォーラムで言わはったから緊急になっちゃうんですか。僕らもいろんな要望とか、そういう一般質問やら何やら言うて伝えているんですけど、最初言ったみたいに、ここの便器が爆発して水浸しになって使えませんか、どうせ修理するんやったらその横の業者やってもうたら安い、3月末までに終われる、ほんでしかも60万円安いんやったら、ですよねとなるんですけど、市政フォーラムで聞いたから、いや早くやったほうがいいに決まっていますよ、それやんなど言ってるんじゃないで、順番と根拠を聞いているんです。思いは分かりましたけども、そこがちょっと皆さんどう感じてるか分からないんですけど、市政フォーラムで聞いたから緊急にやるんですかね。

藤井本委員長 井上部長。

井上教育部長 私の答弁が間違っておりました。市政フォーラムでトイレのご要望というのは結構おっしゃっていただいたんですけども、実際私どもの施設を調べましたら、ほぼほぼ洋式で使いやすくなっているところが多うございました。ただ、ご意見としては、何年か前のお話とかのパターンの場合もあったんです。その中で、こちらのトイレが、先ほど来言っていますように、男の人、女の人を分けてなかったわけです。そしてしかも段差が15センチメートルほどございましたので、今回、先ほど委員長もおっしゃったように、体育館自体使ってらっしゃる方が、ある一定の年齢の方が多かったりいたしますので、段差の改修と、そして使いやすい、そして多目的トイレという、今、整備が進んでいるところだと思うんですけども、そういったトイレというところで今回補正で上げさせていただきました。よろしくご

たします。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 以前、体育館の屋根の修理で樋の修理がこういうふうに分かれて、一緒にやったほうがいやんという議論がたしかあって、その辺も踏まえた上で今回こういうのがあったかなと思うんですけども、確かにこういう効率的なお金の使い方としてはいいんですけども、ただ行政のお金の使い方としてこれが適当かどうかというと、梨本委員とか皆さんおっしゃるように、ちょっと私あまり適当じゃないような気がして、やっぱりこの事業はこれだけのというふうにもともと決まってるんですから、後から付け足しでやっていくとこんな際限なくやってしまうので、そこの何らかの線引きですよ。その確固とした理由というところでやっぱりやってもらわんと、ちょっとしんどいかなという気はしますね。もう意見だけです。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。私もトイレのことはいろいろ言ってますけど、ほんまにきちっとやってくださいよ。

ほか、ないですか。

谷原委員。

谷原委員 ちょっとほかの件でお聞きします。さっきの机の拡張器ということであったことに関連となります。33ページの8款教育費、3項中学校費の1目学校管理費ですが、中学校運営事業の中で、備品購入費の中で机に装着ということで、これ今回、中学校にということでありました。教育基金を使ってということなんですけど、教育基金の残高はこれを使った後どの程度あるのかということについてお伺いします。

それからもう一つは、それがかなりあるのであれば、なぜ小学校まで付かなかったんかなと単純に思うんです。ちょっとその2つお願いします。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

私のほうからは、教育基金の残高についてお答えいたします。教育基金の残高ですが、令和4年度決算時点では、先ほどもお話もありましたが1,778万8,000円でございます。令和5年度の当初予算におきまして、利子積立てが6,000円でございます。また、図書館の図書購入費への充当が50万円でございます。今回の補正予算453万2,000円の活用を合わせますと、令和5年度末残高の見込みは1,276万2,000円となります。

以上でございます。

藤井本委員長 西川学校教育課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川です。よろしくお願ひいたします。

なぜ小学校にということなんですけども、まず基本的には中学生の声が上がってきたということがまず1点でございます。小学校につきましては、中学生と比べるとまだ比較的体格が小さく、5、6年生になってくれば若干大きくなってくるかなとは思いますが、まだ小学生についてはそこまで今ご要望とかもお聞きしていない状況なので、今後、中学生をまず導入してから今後について研究していきたいと。もちろん、タブレットが落ちにくいと

というのは、前に端部に出っ張りが付いてるので、ちょっと落ちにくいということも1つあります。小学校につきましては、今、中学生に入れた上で、今後どうするかというのは研究していきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 少し補足をさせていただきます。なぜ小学校に入れないかということなんですけど、私、考えている1つの大きな理由としては、中学生はノート型のパソコン、これ見ていただいたこの図と同じように、キーボードがしっかり付いて、立てかけて、教科書もノートも置きながら、授業でタブレットを使うという、この使い方をしているのが今現状です。小学校については、本市のほうはiPadのほうを、タブレットを導入してますので、おおむねキーボードを使わなくて、タブレットを下に置いて、そして手でなぞったりタッチしたり、そして小学生のほうは、授業の使い方としてもタブレットのみを机の上に出して、あとは片づけてするというような授業を低学年等はよくやっておりますので、学校現場の中でもこの拡張の必要性というのは今は聞いていないところでございます。だから、中学生のほうに今、導入をまずはさせていただいて、その活用の状況も見ながら小学校は考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

藤井本委員長 いいですか。

西川委員。

西川委員 この関連なんですけど、これのちょっと説明1回してもらってないかなと思うんですけど、ここでしてもらいましたっけ、この天板拡張の、どういうふうにするかというのを。これちょっと僕初めて見るんでちょっと教えてほしいんです、どんなもんかというのを。それ、ちょっと教えてください。

藤井本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川でございます。よろしく申し上げます。

この器具なんですけども、一応プラスチック製で、この子どもの机のこういう部分、端の部分あると思うんですけども、ここに装着しまして、あと下から、これ2ページ目の下の写真見ていただいたら分かるんですけども、ネジが付いております。このネジを締めつけて固定するというものになっております。一応これを装着することで、今、奥行きが40センチメートルの部分に50センチメートルに10センチメートル広がりますし、先ほどもちょっと説明しましたとおり、端にこのペンとかタブレットとか消しゴムとか落ちないようにちょっと立ち上がりがあるので、ものも落ちにくくなって授業に集中できるかなと考えている商品でございます。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。分かりやすかったです。これ、10センチメートル伸びますやんか、言うたら。ほんなら、そっから何列、今、スクール型で何列あんのか分かりませんが、7

列ぐらいやったら70センチメートルぐらい伸びたときに、机とか椅子とかこの間隔とかいうのを1回検証されたんかというところを。

それと、これはちょっとお願いなんですけど。これをするのはいいなんですけど、元の机なんですけど、僕ちょっと聞いているのは、ほんまに元の机が、物によったら結構ほんまにこの天板がもうぱかんと上を取れてしもうたりとか、そんなんもあるし、結構な何か落書きとかというのもあるというのも聞いているんですね。それも1回、この付けられるときにちょっと点検して、それ全部取っ替えるということは難しいと思うんですけど、1回、先生らのところで、生徒によったら言いにくいときもありますねやんか、やっぱりこれ替えてよとか、先生に。やっぱり、そやからちょっとそういうのを気配ってもらって、これ付けはるときにはそれを点検も一緒にやってもらえたらなと思います。それで検証されたかどうかというのを。

藤井本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川でございます。

一応、中学校のほうにも確認させてもらいましたが、おっしゃるとおり、今現在6列ないし7列でやってるんですけども、全体70センチメートルぐらい多くて、ちょっと幅が列が長くなるんですけど、問題ないということは聞いております。

あと、机の件ですけども、これに関しては私も学校訪問とか行かせていただいたり、あといろんところで机が古くなっているということは声をお聞きしております。年度年度、順次は買い換えてるんですけども、やっぱりちょっと学校によってはかなり古いやつも私が見る限りはあるとは思うんですけども、またそういったところにつきましては予算なり獲得するようにしていきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 これ私、資料の提出のところでちょっと言い忘れたか分からないですけども、その学校の机のサイズ、もともとが決まっているわけですか。今度新しくするとき、今、西川委員おっしゃってるように、もうさっきから出てるようなものを付けて、差し込まんでもそのまま大きいのか……。

(発言する者あり)

藤井本委員長 決まってるのか。ちょっとそこ説明してください。

西川学校教育課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。

この資料の3ページ見ていただいたら出てるんですけども、旧JISタイプというのと新JISタイプという2つのタイプがございます。旧JISタイプは、幅600ミリメートル、奥行き400ミリメートル、新JISタイプは、天板幅650ミリメートル、奥行き450ミリメートル、この2種類のタイプが今現在、日本全国で出回っているような状況というのは確認しております。この使用の割合については、大体半分半分ぐらいというのをお聞きしております。うちの葛城市のほうは旧JISタイプ、この幅の狭いほうを使っておりまして、2種類ございます。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 この天板のやつ、ちょっとだけお聞きしたいです。これ、簡単に後づけとか、これは業者が付けてくれるんですか。簡単、自分で付けるんですか。

それと、これ全部の机に付いたらかなり教室狭なるような、1台やったらそんなイメージないかも分かんないですけど、ちょっと西川委員も先ほどおっしゃったんですけど、それはもうちゃんと検証してあるんですか。1列とかじゃなくて全部の教室に付けた場合、例えば掃除のときとか端っこに寄せても寄らんのと違うのとちょっと今思っちゃったんですけど、その辺の検証もちゃんとされてる。ちょっとその取付けだけと、もちろん小学校も付けていただきたいと思いますよね、これはもちろん。

藤井本委員長 もうそれは研究するという答弁。

西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。

取付けなんですけども、恐らく納品して業者が付けてたらちょっと時間がかかるかなと思うので、学校の先生、各担任に1教室ずつ付けていただくことを今、想定しております。そんなに時間はかからないかなと思いますんで。

藤井本委員長 ほかに。

吉村副委員長。

吉村副委員長 ちょっと取付けの話で1個だけ確認したいんですけど、これネジ式で取付けてるといのは分かって、まあまあ取り付けるのはいいんですが、問題は使ってるときに緩んでくるということも考えられるし、故意に誰かが緩ましたりとかすると、けがとか、そういうちょっと心配も、今ちょっと物を見てないので何とも言えないんですが、この辺りも運用の中で気をつけていただきたいかなというふうに思うんですけど、その辺りどうでしょうか。

藤井本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。

その点に関しては、課といたしましても認識しているところでございまして、例えば学期に1回ですとか月に1回、教師によります点検を行っていただくようお願いしたいなと考えておるところでございます。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 最後のリアクションが悪かったんで聞きます。これ、中学校だけに付ける理由は、狭くて、ここに書いてあるけど、タブレットや筆記用具を落として授業に集中できないから付けるんですよ。ということは、小学校のほうは大丈夫なんですか、そういうのは。もう筆記用具とか全然落ちないんですかという話になってくるので、小学校のほうはどうなんですか。そういう問題というか、狭いという声もなくて、筆記用具やらパソコンやら落とすことがあんまりないから小学校は必要ないという、必要ないというわけじゃないと思うんですけども、僕は付けてほしいから聞いてるんですよ。中学校だけ何で付けるのという話になってくるから、その辺だけちょっとデータがあればお願いします。

藤井本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 データはありません。まだ付けてないのでデータはありませんけれども、まず危なくな
いのかという、この商品の説明にもありますように、オール樹脂製で、その落下等について
も安全性は確保できているというふうには考えています。

小学校にはなぜ付けないのかというのは、逆に学校の教員のほうからは、付けることによ
るデメリットもやっぱりあるというようなことも聞いてます。それは、特に低学年の子ども
たちの机が大きくなり過ぎて、掃除であったり運ぶというような作業がしにくいであったり
とか、またやっぱり突起、柔らかいというか、安全と言いつつもやっぱり突起が出てると
いうところで、けがにもつながるのではないかと、そんなところもあって、今は必要性を
特に学校のほうから言われていないので考えていないだけであって、ただ、本市のほうのタ
ブレットの活用率というのは非常に高い数値になってますので、今後、そのタブレット等、
筆記用具等も並行して、机の上での学習環境の中で、やはり拡張してほしいというような声
が上がってきて、また安全性もきちんと確認できた上で導入するのであれば考えていきたい
というふうには考えております。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 その小学校の子らが、これ机が広がるという発想自体がないと思って、これ中学校に付け
て、あれええやんとなったらそういう声が出てくるかもわからんし、それが出てきたらちゃ
んと考えるということよろしいですか。分かりました。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑は。

奥本委員。

奥本委員 ちょっと午前中聞き漏れて午後からになりましたけども、債務負担行為の市制20周年記念
事業の都市計画課440万円についての内容、説明をお願いします。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。よろしくお願ひいたします。

債務負担行為としまして、都市計画課が実施を予定しております事業の概要につきまして
報告させていただきたいと思ひます。記念事業の概要ですけれども、広く市政20周年を周知し、
その機運を高めるために遠方からでも臨むことができます、しあわせの森公園展望広場、こ
れの北東フェンス沿い、ちょうど道の駅かつらぎの多目的広場、ここから見たときには正面
に見えるフェンス沿いなんですけれども、フェンス沿いにアルファベットでKATSURAG
Iという9文字、この9文字のネーミングサインの設置の予定を考えておるところござい
ます。また、併せまして、インスタ映えをする市制20周年を周知できるような立体フォトオ
ブジェ、これをしあわせの森公園の展望広場等に設置させていただきたいと考えておると
ころでございます。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 午前中に梨本委員もおっしゃいましたが、それぞれの事業の予算が幾らで、その設置する目的がちょっとよく分からないので、そこは重ねてお願いします。

それともう一つ、このKATSURAGIという文字だけですか、その文字、この造る意味というのは、KATSURAGIだけでどういうふうに意味を取ればいいんですかね。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

まず詳細で言いますと、まず金額のほうですけども、大型のネーミングサインにつきましては約200万円、フォトオブジェにつきましては約240万円というところ辺の見積りをしておるところでございます。そのKATSURAGIという文字だけではございますけども、仮称として芝桜まつりと併せました形の中で周知していけたらなと考えておるところです。よろしくお願いします。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 今、各地でこういう立体オブジェのモニュメントが流行ってるんですけども、私の知る限り、神戸が一番最初にやったんです。神戸はBE KOBEで、あれは復興のそういうシビックプライドを醸成するということからあれを置かれたんですよ。東京も調べたらどっかにTOKYOと造ろうとしたけど、都民の反対に遭ってます、意味ないやんかと。泉南なんか、マーブルビーチのところのあのビーチのところ、泉南とは書いてないけどもそういうのがあって、あれこそ本当にインスタ映えするような感じで作ってはるんやけど、KATSURAGIとやってどうインスタ映えするんか、KATSURAGIだけでどういうメッセージを込められるんか、それを見て人がどれぐらい来るんかというのがちょっと分からないです、私。ほんで、今の立体フォトオブジェというのは、説明だけでやったらこの文字よりも高いんですよ240万円、具体的にどんなんか全くイメージできへんで、この立体フォトオブジェを造ることによってどんだけの集客が見込めるかとかいうのも、そんなん一応考えた上でこういうのを造ろうとしてると思うんですよ。だったらそれをちょっと見せてほしいんですけども、それ今ないんですか、資料は。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 立体フォトオブジェ、この詳細でございますけども、主にターゲットとしましては若年層のファミリー層でありますとか、お子様がしあわせの森公園に登っていただいたときに写真を撮っていただくという中で、SNSを通した中で葛城市を広く広報していただけたらという思いで検討しているものでございまして、その規模というか、実際のものでございますけども、今うちが考えておるのは、骨組み等をこれ鉄骨で造った中で、アルミ版を使いまして立体フォトオブジェを作成させていただいて、人が乗っても大丈夫な、荷重に耐えられるようなものと考えておるところです。

以上でございます。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 ただいまの奥本委員のご質問にお答えをちょっと補足させていただきたいと思います。

まず、そのKATSURAGIと書いた文字なんです。皆さんもご存じのように、しあわ

せの森公園の展望の広場はフェンスだけでございます。何もない状態なんですね。イメージ的には今、奥本委員がおっしゃいますように、泉南であったり琵琶湖であったり、あちこちでそのネーミングサインというものが設置をされております。ですから、私どものイメージといたしましては、ここがどこなのかといいますか、やっぱりしあわせの森公園、本当やったらしあわせの森公園と書きたかったんですけども、しあわせの森公園は下のほうでもしあわせの森公園というのを書いてあった関係で、やっぱり葛城というものをアピールをしたい、そういう思いから、それと今言っておりますフォトオブジェは、イメージ的に言いますと蓮花ちゃんをちょっと立体的に置きまして、蓮花ちゃんと何かとかというのを置きまして、そこに20周年か何か、20THみたいな形で置かせていただいて20周年をそこでもPRしていきたい。そんなことから設置をしたいなというふうに思って予算を計上したということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 もう言いつ放しになってしまうので、それは本当に必要なか、あったほうがいいかもしれませんけども、ちょっとやっぱり、例えば神戸であったり琵琶湖でもそうですけども、その背景がやっぱりビューがいいんですね、そういう。背景、借景がすばらしいからそこに人が来て、そしたらそこで撮ろうかになるけども、確かにあの上は見晴らしが良くて、大和盆地全部じゃないけど見渡せます。ただ、それが葛城市のすごい特徴を表してるかいうたら、どうでしょうね。どっちかいうと、その葛城市と分かるのはこっちの山並みの方が葛城市かなという気はするんです。だから、本当にそこがその場所の選定でそれでいいのか、その内容でいいのか。それと、20周年のあれを蓮花ちゃんの横に書くといったら、その20周年超えたらもうそれがもう陳腐化しませんか。逆でないほうがいいような気がします。

皆さんご存じの方いらっしゃるかもしれません。実は伊豆市、伊豆下田の伊豆です。伊豆市のところに葛城山があるんですよ。葛城山、行かあったことありますか。ありますか。碧テラスがあるんですよ。あの葛城山はこの葛城山の葛城神社の分社なんですよ。そこは同じように、富士山を借景にして碧テラスといって水張ってある、琵琶湖のあれと一緒に、比叡山と一緒に。そこにカフェがあつたりとか、同じようにちゃんとあれは木造のフォトスポットを造ってはるんですよ。物すごい人、来てますよ。やっぱりそういうところの仕掛けというのがないと、これだけ置いたから人が来るというんじゃないんです。一体化でやっぱりあの地域を整備した上でそういうところを考えていかんと、せっかくお金かけるんやったら、これ観光の拠点としてあそこの場所というのは、やっぱりうまいこと活用すれば人はいっぱい来ますので、そういうところにつながるようなお金のかけ方してほしいなと思います。あと、そのフォトスポットの対象が若年層ファミリー層ということですけども、階段はやっぱり1段の段差を見ていたら、子どもが登るのは非常にしんどいですよね。改修されるんかもしれませんけども、現状でやっぱり大人でさえもあそこまで登っていくのはしんどい状況なので、その辺の解消も併せて考えていかないと、造ったはいいけどあんまり人は行かないとなると非常に残念なものになってしまうので、そこはちょっと考えた上でお願い

します。もうこれしか。

藤井本委員長 ほかに。

吉村副委員長。

吉村副委員長 関連で1つお伺いします。その設置期間について、予定されている期間を教えてくださいだきたいと思うんです。もし、KATSURAGIの看板とそれから立体フォトオブジェの期間が違うのであれば、それぞれ教えてもらえたらと思います。ずっと置くんやったら、そういうもんだというふうに。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

大型ネーミングサインと、あとフォトオブジェの設置期間でございますけども、起点といたしましては、午前中にもありましたように点灯式とあと芝桜まつりですか、この辺りを起点として設置をさせてもらいたいと考えております。あと、基本的には同時に置かせてもらおうと思っておりますけども、何分そのフォトオブジェにつきましては、デザイン的なもの、この検討が必要かなと思っておりますので、最優先につきましてはそのKATSURAGIの文字、これにつきましては点灯式には間に合わすと、あとフォトオブジェ、これにつきましてはゴールデンウィークまでには間に合うのではないかという形で、現在思っているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 ちょっと聞き方が悪かったんですかね、つまりいつからいつまで、例えば極端なことを言えば、先ほどのこの20周年記念スケジュールが、例えば令和7年の9月まで事業がというふうな説明がありましたので、例えば蓮花ちゃんのこの立体フォトオブジェはその時期まで設置するとか、そういうふうな予定は決めていらっしゃいますかという質問でした。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 いつまで設置するかというところでございますけども、基本的にこの事業につきましては市制20周年記念事業でございますので、令和6年度中、これはもちろん設置はさせていただきます。それ以降につきましては、また葛城インターまちづくりPT等ございますので、いつまで設置するかというところら辺につきましてはまた検討はしてまいりますけども、その設置するものにつきましては耐用年数としては1年、2年で壊れるようなものではないので、十分なものは考えておりますので、撤去時期につきましてはまた改めて検討させてもらいたいと思っております。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 午前中ともう同じ質問はしませんので、この440万円の20周年なんですけども、記念の都市計画課の分なんですけども、午前中の話では市民の皆さんと盛り上がるろうという話じゃないですか、20周年。観光の意味も分かるんですけど、この文字のこのオブジェは、奥本委員もおっしゃったみたいに、最初の頃は神戸とかでも良かったんです。今、もう結構どこも不

評なんですよ。葛城市のあそこにKATSURAGIと書いて、多分90%ぐらいの人が、いや知ってるわとなるだけやと思うんです。と考えたときに、この440万円をフルでそのオブジェに使ったらどうかとかいう案なかったのかなと思うんです。例えば、5メートルぐらいの蓮花ちゃん造るとかね。何かそっちのほうがインパクトあってええような気がする。文字を葛城市の人にKATSURAGIと知らせると、なかなか20周年を葛城市民の方々と盛り上がろうと、だからそこはちょっと辻褃合わんですけど、そこはほかの案なかったのかなと、同じお金を使うんやったらもうちょっと有意義と言ったら悪いんですけど、思いは分かりますし、僕もお金使ってそういうようなインスタ映えとかやって葛城の名前を知らせるのはいいと思うんですけども、字より何かもうでかさのほうが、3D蓮花ちゃんのでっかいのあったらめっちゃ来ませんかね。ちょっとこの辺からでも見えるようなという440万円の使い方もありなんかなと思うんですけど、ほかの案はなかったんでしょうかね。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

今、委員のおっしゃられた使い方というところなんですけども、今回設置を予定しているしあわせの森公園、ここにつきましては奈良県が指定しております砂防指定地になっているところら辺でもありまして、例えば大きなものを造るとか、そういうコンクリートを打つとか、そういう形になってきますと、どうしてもその県の砂防地の許可、この辺が必要になってくるといところら辺で、そこら辺のそういう許可が発生しないといところら辺の、仮設ではあるけども丈夫なものという形で検討させてもらったといところでございます。以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 僕が言ってるのは例えばの話、これ幸か不幸か、ここには詳細にこれに使いますとは書いてないわけじゃないですか。この都市計画課で440万円と上がっているだけじゃないですか、幸か不幸か今は。これ、ちょっともう一回、市長を踏まえて何かもう1個、もう一回何か、それに使いますと決まったわけじゃない、僕のアイデア、これが通ればの話ですけども、ちょっとその使い方、調べて、ええと思うんですよ、KATSURAGIという文字あってもええと思うんですけど、更に効果的なお金の使い方という意味ではもうちょっとアイデア欲しいかなと僕思うので、どうせやるんやったらと思うんです。ちょっとその辺、もう一回考えていただきたいというのを要望しておきます。同じお金使うんやったら効果的にそれこそ使ったほうがいいと思うので、ちょっとよろしくお願いしときます。

藤井本委員長 これ、今の意見やけど、葛城をアピールするとい、それは考え方としていいですよ。せつかく説明している中でいろんな思いがあるわけやから、我々の意見と云うていいんか、そういう話し合う場といのはあるんですか。お金、予算ということについて、お金という金額しか出てないから、内容について話をするとい、我々議会の中で。しあわせの森公園、あの斜面のところやろう、斜面のところをするわけでしょう。いろんな意見が出てるわけですよ。意見がせつかく出てんねんけども、それを参考にするとか採用するとか、意見を言う場をつくってくれるとかといのは、もう遅いのか、いやまだいけるといその

辺を。

東副市長。

東 副市長 ただいまの杉本委員の件でございます。我々、午前中もちょっと私のほうからご説明させていただいたかなと思うんですけども、プロジェクトチームを立ち上げておまして、その中でいろんな意見出ておるんです。その中で取捨選択をして、これが一番あそこに合っているだろうという結果がこれでございます。杉本委員おっしゃいますように5メートルの蓮花ちゃん、これも結構面白いのかなというふうに思うわけでございますけれども、風の関係であったり、地域の関係であったりでちょっとかなわないのかなというふうに思うわけでございますけれども、我々が一生懸命考えた、この結果がこういうことということでございますので、ご意見は頂戴したいと思います。

藤井本委員長 頂戴したいと思いますって、もう決まってるということ言うてはんねやね。

東 副市長 一応、もう今の段階では。

藤井本委員長 それを承認してくださいという、そういうことすわ。

谷原委員。

谷原委員 関連なんですけど、具体的にイメージがわからないんですよ。だから、あそこにどういう形で、例えば大型ネーミングサインですか。どういうふうに見えるのか。それがイメージできないので、もう全く分からないというか、そういうところなので、まずそれを何か出してもらうことはできないんですかね。だったら、これやったら、ああなるほどと思えるけど、うわっこんなんかと、ちょっと全然イメージができませんので、あればそういう資料を出していただけたらと思います。

(発言する者あり)

藤井本委員長 あるんですか。ほんなら、もう休憩しますわ。

暫時休憩します。

休 憩 午後3時42分

再 開 午後3時55分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、その模型というものがあるということでございますので、模型を用いてご説明を求めます。

奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

改めまして、私のほうから大型ネーミングサイン、まずこちらのほうから説明をさせていただきますと思います。物としましては、こういうKATSURAGIというアルファベットに、これそれぞれ自体がアルミの板です。アルミでフレームを造らせていただいて、大体3センチメートルぐらいの厚みになるんですけども、これを付けさせてもらいます。大きさとしては、高さが大体1.8メートル、横が2メートルぐらいのものです。この全長としましては、9文字で13メートルほどになります。あと、現場がどうしても風を非常に受けるというところで、台風時のこと、この辺をよく考えまして、当初は20周年であるとか市章と

か、そういうのを考えてたんですけど、どうしても転倒の可能性が高くなるので、それはちよつと風が抜けにくいものなので、それは一旦外させていただきますして、アルファベットだけにさせていただきますました。支柱としましては、鉄骨なんですけども、鉄骨で亜鉛メッキでさびないような形で、土中に埋設した中で立てさせていただきます。あと、クランプというか、要はこの関節のようなものを付けさせていただきます、例えば台風が来るよというときにつきましては、職員が行って簡単にぱたっと手前に倒してそれを対応できるというものにしております。あと、これにつきまして、フットライトと同じですねんけども、この下から上に照らすライト、これを付けさせていただきますして、予定としてはフットライトの点灯時間、この時間内はこのKATSURAGIの照明を、文字を照らすという予定をしております。大型ネーミングサインの概要につきましては、一応こういうものを現在考えておるといところでございます。

あと、ちよつと模型はないんですけども、大型フォトオブジェ、これにつきまして立体的なもので、できるだけ蓮花ちゃんであるとか、葛城市らしいそういう素材を用いた中で、大体幅としましては厚み45センチメートルぐらいのオブジェを造らせていただいてインスタ映えするようなものを何か所か置かせていただいて、例えばフットライトと併せてになるか分からないんですけども、展望広場に上がってもらう仕組みをつくっていただけたらなと思っております。このデザインにつきましては、先ほど申しましたPT、この辺の中でももう一回検討させていただいて、よりよいものを考えていきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 今、模型を用いて説明をいただきました。模型、見てのとおりですけども、これを見ての質疑というか、聞いておきたいことはございますか。

谷原委員。

谷原委員 私、20周年ということもあって、葛城市アピールということで、大型ネーミングサインということでどんなもんかなと思ったんですけど、その程度の大きさだと、道の駅かつらぎのところから下から上を見たときにやっとなんか文字が見える感じなのかなというぐらいの大きさですかね。例えば山麓線の向こうから、芝桜で非常にきれいなときは、ちょうど加守の辺りから山麓線を走ったとき正面に赤いあの辺りが見えるようなあれなので、それでずっと走ってきて、それは兵家、太田の辺りを通るときも見えますけれど、何かそこから、ああここは葛城市かというような感じには見えませんね。これ、ちよつとどうなんやろうね。だから、その見ていただく範囲をどう考えてはるかいうことなんです。だから、その大きさといいね。ただ、それだったら付けましたというか、上に付けましたという感じで、じゃあ誰が見てどういう効果なのというのはちよつとどうなのかなと思います。そこら辺、ちよつと思いを聞かせていただけたらと思います。

藤井本委員長 安川部長。

安川都市整備部長 見え方についてなんですけど、確かに道の駅の多目的広場からははっきりKATSURAGIと読めるかと思えます。あと、1つのあれとして、奈良県の中南和の玄関口としてというのも、葛城インターのPTの中で考えた1つの要因でして、それはもう南阪奈

道路から車で入ってきたときにKATSURAGIというのははっきり見えると思います。あと、竹内の交差点から少し南側から、多分、目の良い人は読めるかなという程度のものでいいところだと思います。ある程度、入口とかその辺で分かるようなところ、だから市内、市外、県外の方にもその南阪奈道路からというところも考えた中での文字の表示やというところだと思います。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 意見ですけど、私も杉本委員が発言したように、大きさというのがあると思うんですよ、人を寄せつけるものにね。ちょっと何かもったいない、中途半端な感じかなと。思いは分かるんですけど、例えば竹内峠ぐらいからはっきり見えたら、ああ何があるんだろうと、あの下に何があるんだろうという、ランドマークのようなものになるのかなと思うんですけど、やっぱり私はランドマークになるぐらいの大きさが、何か僕は200万円程度と思ったから、ああその大きさかなと逆に思ってしまったんですけども、成人式実行委員会の方なんか議会とのインタビューの中で、やっぱり若い人として葛城市といたら何があると言ったときに、そのランドマークみたいのが葛城市にはないと。だから僕は、20周年という意味では、何かランドマークのようなもので5メートルの蓮花ちゃんの話が出たと思うんですけど、だから大きさいうのもあるので、ちょっと今後いろいろ検討していただけたらと思います。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 20周年記念の事業なので、インバウンドとか関係なしで、やっぱり葛城市内の方に、おお、ええのできたやんて思うものを造っていただきたいんで、蓮花ちゃんの家は出したんですけど、多分通らないんですけど、これ何でローマ字なんかかなという。これ今、9文字あるじゃないですか。かつらぎの4文字にして、でかさを倍にしたら駄目なんすかね、単純に。何でローマ字なんて、オー、カツラギという人より、ああ、葛城市に来たやんという人より、葛城市20周年やから、あんなん造ったやんというのが僕は優しいんかなと思うんです。僕はもうこんな、もうでかさが勝負やと思うんですよね。その風の関係とかあるから、あんまりでか過ぎたらあかんと思いますけども、ちょっとその倍ぐらいの大きさを平仮名にしたほうが、倍と言うたら分からんけど、可能な限り、そっちのほうがインパクトもあるし、見たときに皆さんが、おおー、すげえのできたなと思うと思うんですよね。ちょっとローマ字というのがいまいちぴんと来ないですね。その辺はもう変更不可なんすかね。せめてそれぐらいはちょっと変えていただきたいかな。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 貴重なご意見ありがとうございます。ごもっともかなというふうには思います。ただし、今さっき奥田課長も申し上げていましたように、結構高台にあります。ほんで、風の抵抗というのが我々一番懸念しております、もし飛んでいって誰かに被害を与えるとか、そんなもんもうとんでもない話なので、その辺もちょっと留意しながら、今おっしゃってもらっていますその平仮名での表示、かつらぎというのは可能で、その2倍ぐらいでできるのかどうかはちょっと検証してみないと分からないので、ご意見として頂戴しとって、またちょっと聞

きたいと思います。ありがとうございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 安全面はもちろんそうなんですけど、やっぱりちょっとインパクトという意味では、それ見た以上は、そういうのを造られるのかなと思うんですけど、賛成するに当たっては、そういう最高の機会をタイミングをちょっと考えていただいて、竹内から目悪い人でも見えるような物がいいのかなと僕は個人的には思いますので、ちょっとよろしく願いしておきます。以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 僕もいろいろ提案をしたい。僕もこういうのを好きなんですけど、PTをつくられていると聞いたんですけど、例えば今からPTつくって、例えば大学生を、例えば芸大生とかそこに入って、そういうPTのチームに入って何かしらの案をもらうとか、例えば僕やったら多分ハッシュタグを前に付けたりとか、分かりますか。何かそういう、葛城市の職員はもちろんそれはすばらしいいろんな案も出されると思うんですけど、そういう外部の、言うたらそういう奥本委員もさっきも言わったと思うんですけど、そういう背景とか目的というところも深めるためにも、だから外部の例えばそのアイデアとか、そういうのをPTの中で入れてやるというつもりはないかというのを、それだけちょっと聞きたいですね。

藤井本委員長 東副市長。

東副市長 ありがとうございます。ただいまの西川委員のご質問にお答えしたいと思いますけれども、PTはもう立ち上がっております、これはもう前の副市長時代から立ち上がっております、あの辺をどうするかという検討に入っておる段階のその中で、今このような形が出てきたというところでございます。ただし、今、ご意見いただいておりますように、大学生であるとか、高校生であるとか、今、流行のハッシュタグを付けると、なかなかいい意見だなというふうに思っておりましたけれども、またそれは聞く機会はあるかなと思います。ですから、少しでも今おっしゃるような意見に沿えるような形で、よりよいものをそこに設置をしたいというふうに思います。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ちょっともうこの場で議員間討議じゃないけど、関連みたいになってしまうけども、KATSURAGIを平仮名でやると和歌山県のかつらぎ町になってしまうから、ちょっとその辺が混乱するか分からないんで。私からの提案というか、何か1つアイデアですけども、災害、特に台風のときに職員が行ってわざわざいつもこう毎回毎回倒すのは、ちょっとこれ非現実的なかなと思うんですよ。やっぱりその風だけじゃなくて、いきなりぼーんと来るやつで、もう市内あっちこっちでこの手が足らんというときに、わざわざそのために職員があそこの上に登ると、ちょっとこれは現実的じゃないかなと思うので、そういうものはやらんほうがいいかなという気はします。もう本当にKATSURAGIという文字をアピールしたいんやったら斜面を使うとか、多分もう検討されてると思うんですけども、20周年やるんやったら、大阪の万博やっただよりにドローンショーは分かりますか。地面にドローンを置いて

ば一っつて空中に立ち上げて、上でKATSURAGIの文字をもうその何回かでもいいですよん。10月までの、それこそ1か月に2回でも週末にやるとかやったら、そっちのほう Appeals度が高いかなという気がします。お金がかかるか分からんけど。ちょっとまずは私、懸念するのは一々職員が行ってどうのこうのというのは、そういうような施設というか、何か構造物はあんまり造らんほうがいいかなという気がします。もう意見だけです。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

次に議員間討議に入るんですけども、私のほうから2点お願いをしておきたいと思います。今回のこの一般会計の補正予算やってる中で時間かかりましたのが、2つお願いしたいことあるんですけど、1つは、債務負担行為のことについてですよね。谷原委員からございましたように、この債務負担行為の表記の仕方が、非常に明細もないし、普通の補正予算の支出の明細やったら備考欄、説明欄というのがあるにもかかわらず、この特別に債務負担行為でしますねんというのが、ただ単にぼんぼんと数字が出てると。これが今回ちょっと長引いている原因にもなってるかなと思います。以前からこういうことでやられてるので、今だけと違って過去振り返ってもこういうことをやってきたわけですけども、やっぱり議論が深まると、議論が深まるというのはええことです。ええことやけど、もっと工夫によって、この債務負担行為については、これだけは何でこうなんこうなんやと、これはちょっと改める余地があると思いますので、まず1点目はそれを今回の議論の中で強く感じましたので、これはお願いをしておきたいと思います。

それと2点目ですけども、議論に出てたいきがい体育館のトイレの改修で今になって補正で出てくると。これは、補正というのはやはりなぜ補正やというところの要因が必要になってくるわけなんですけども、特にいきがい体育館の場合はいきいきセンターの工事をやられている。工事をやられてて、私なんかでもいきいきセンターの同じ附属建物のように感じています。この辺の考え方もこれから検討の余地はあろうかと思っておりますけども、今回これのトイレを改修する、私はトイレの改修というのは、ここのみならずいろんなところで必要やというのを訴えてますから、それはそれでいいんですけども、随意契約で工事をなされるということで、我々にはやっぱり分かりにくい部分というのがあります。今日もこれは梨本委員からもございましたけども、こういうことというのはこれからも出てくると思いますので、後から考えてやっぱり今やっておくべきやと、同じように完成させるべきやと。職員の方は一生懸命やられてる、やっぱり市民の方に対してはこうやらなあかんいうのはあるけども、その場合、やっぱり一般競争入札にするとか、それ以外の場合はこういうことですねというのをまず議会にもやっぱり説明をいただきたい。このまま随時同じようなことが続くということになってくると、我々は報告を受けるだけということになっちゃいますので、今回については、ちょっと後は分からないですよ、今回については理解もさせてもらって、説明を受けたのでよく分かったつもりでいますけども、今後こういった場合においては、そのやり方が駄目というのと違って、まず説明をしていただくということをお願いしておきたいと思いま

す。そういうことについて、市長ないし副市長から、今、私、2点申し上げましたけども、一言いただければ委員長としてありがたいですけども、お願いいたします。

東副市長。

東 副市長 ありがとうございます。委員長からお言葉いただきまして、本当に感謝しております。ただいま申されましたように、債務負担行為の部分とトイレの部分、こういったことに関しましては行政といたしましてもやはり議員の皆さんと同じくです。やっぱり市民の皆さんのためにというのが第一でございますので、その辺は重々承知をしておりますので、事前にお知らせして理解を求めていきたいというふうに思います。貴重なご意見ありがとうございます。

藤井本委員長 では、よろしく願いしておきます。

それでは、一般会計のほう、議員間討議、希望される方おられますか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第85号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第85号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで職員の入替えもございますので、暫時休憩をいたします。申し訳ないですけども、これから15分休憩をいたしまして、再開を午後4時30分にいたします。

休 憩 午後4時13分

再 開 午後4時30分

吉村副委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

委員長所用により、私が委員長に代わりまして、暫時、委員長の職務を行います。

次に、議第86号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。よろしくお願いいたします。

議第86号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

主な補正内容といたしましては、債務負担行為と保険給付費の増額に伴う追加でございます。補正予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億

1,257万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,023万9,000円とする。債務負担行為第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為によるとするものでございます。

4ページをお願いします。第2表債務負担行為でございます。人間ドック助成事業、期間は令和6年度、限度額は600万円とするものでございます。人間ドック助成事業は、国保加入者を対象とする健診事業で、一昨年、令和4年度までは4月からの合意書締結など準備期間を経て受付開始時期を5月としていたところですが、それでは市民皆様が予約申込みをされる時点で既に予約が埋まっていることもあり、予約開始時期を早めてもらえればありがたいとの皆様からのご要望を受け、受付開始時期を4月に始めることで、皆様が希望する日時に受診でき1人でも多くの方が受診いただけるよう、本年度から債務負担行為をお願い、お認めいただいたものでございます。おかげさまで受診率も向上し、更に本年度は、受診受入医療機関もこれまでの2つから更に2つ増え4つの医療機関から選択いただけるようにさせていただいておりますので、引き続き令和6年度も実施させていただけるよう債務負担行為をお願いするものでございます。限度額600万円の積算としましては、前年度550万円、260名を基礎に、受診機関が増加したことによる20名分の増と単価のアップ分を見込ませていただいていた600万円でございます。

次に、6ページをお願いします。事項別明細書の歳出でございます。2款保険給付費におきまして、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費で8,400万円、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費で2,800万円の追加で、上半期の推移と今後のインフルエンザや新型コロナウイルスの流行等を考慮するものでございます。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目償還金におきまして、令和4年度国民健康保険保険者努力支援交付金国庫補助金の精算に伴う超過交付分の返還に要する費用57万7,000円の追加でございます。

次に、歳入でございます。ページを前に戻していただきまして、3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金で1億1,200万円の追加、6款1項1目繰越金におきまして前年度繰越金57万6,000円の追加、8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査補助金で1,000円の追加でございます。

以上、ご審査よろしくお願いいたします。

吉村副委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 2つほどお伺いします。5ページのほう、歳入のほうでありますけれども、8款国庫支出金、この補正理由についてお伺いいたします。

2つ目ですけれども、6ページのところ歳出になるわけですが、2款保険給付費の1項療養諸費の1目一般被保険者療養給付費です。下の高額療養費も含めてなんですけれども、今回増額補正ということになっておりますけれども、この理由、どういうことでこの補正が必要となっているのか、現在の支出状況を含めて、今年度の特徴を含めて、分かっていることがあったらお願いします。

吉村副委員長 増井保険課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。よろしくお願いいたします。

まず1つ目の国庫支出金についてでございます。これは、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う特定被災地域から転入された被保険者に対して行う特定健康診査の自己負担相当額、お一人1,000円ですけれども、その自己負担額の徴収を免除し、その相当額が国庫から補助されるものでございます。葛城市には、その当該地区から転入されている方がお一人いらっしゃいますので、その方の健診の自己負担免除分1,000円でございます。

それから、療養給付費についてでございます。今年度、令和5年度につきましては、給付件数は横ばいまたは減少傾向にはあるんですけれども、医療費は高い状況で続いております。当初予算では、ひと月当たりの給付額を1億9,100万円で見込んでおりましたけれども、上半期の月平均の給付額が1億9,500万円となっております。また、これから寒い季節を迎えますので、インフルエンザやまた新型コロナウイルス感染症の再流行等を考えまして、1か月当たりの給付額を約2億250万円と見込みまして、8,400万円が不足すると考えております。

それから次の、同じく一般療養費の高額療養費についてでございます。これについても、今年度は大変医療費のほうが増加しております、当初の見込みがひと月当たり2,900万円で見えておりましたところ、上半期の平均では3,100万円となっております。

また、先ほどと同じ理由になりますけれども、インフルエンザやコロナウイルス感染症の再流行等を考えまして、ひと月当たりの給付額を3,240万円と見込み、2,800万円が不足するものと考えております。

以上です。

吉村副委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。葛城市においても東日本大震災に伴う原発事故による被災を逃れるために、様々な思いでこちらに来られている方に対する支援がこうして出てるということで、1人ほどいらっしゃるということで分かりました。

もう一つの歳出のほうですけど、医療費が増加している、だから補正なんですけれども、増加の理由として、例えば医療機関にかかっている方の人数が増えているのか、それはあまり関係ないけれども医療費そのものが大変増えているのか、何が当初見込みと異なっているのかというのが分かれば、分からなかったらもういいんですけれども、お願いします。

吉村副委員長 増井課長。

増井保険課長 増井でございます。

今年度は大変医療費が高いということなんですけれども、受診の件数については減少傾向ぐらいにあります。しかし、1件当たりの医療費の高額化というのが見られておまして、入院の医療費が増えております。

以上です。

吉村副委員長 谷原委員。

谷原委員 ここは大変気になるところでありまして、結局、受診が抑制されていると。しかし、受診すれば非常に重篤のため、入院したりして医療費が高くなると、こういう傾向になってきて

いるんだろうと思うんですね。これについては、本来は早期に受診して治療していくと、受診率が高くて1件当たりの医療費が少ないというのがいいのだろうと思うんですけども、なかなか医療にかかれなくて、本当に重篤で我慢できずにかかってしまうという人が今、増えているんじゃないかということに危惧しているんですが、健診も含めて予防ということが大事だろうと思いますので、またよろしく願いいたします。

吉村副委員長 それでは、ここで藤井本委員長と職務を交代いたします。

(正副委員長交代)

藤井本委員長 委員長の職務に戻ります。

ほかに質疑ございませんか。ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第86号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第86号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

藤井本委員長 次に、議第87号、令和5年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井上教育部長。

井上教育部長 教育部の井上でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案になっております議第87号、令和5年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。お手元の補正予算書1ページをお開き願います。第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,457万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,537万9,000円とするものでございます。今回の補正内容につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、子育て世帯の負担軽減を図るため、3学期の給食費2か月分を免除することに伴います市内公立幼・小・中学校の児童生徒の給食負担金の減額と、物価の高騰に伴う原材料費の追加及び人事院勧告に伴う人件費の追加補正でございます。

それでは、事項別明細書5ページをお願いいたします。

まず、歳出でございます。1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費で、人事院勧告に伴う人件費の追加で157万2,000円を、2目学校給食管理費の学校給食センター運営事業では、15節原材料費で給食材料費として3,300万7,000円を追加しております。

次に、歳入でございます。4ページにお戻り願います。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目教育費負担金で、市内公立幼稚園・小学校・中学校の児童生徒の給食負担金2か月分免除に伴う影響額、1節学校給食負担金2,954万1,000円の減額でございます。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金で6,385万7,000円の追加を、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金で26万3,000円を追加しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第87号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第87号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第88号、令和5年度葛城市水道事業会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第88号、令和5年度葛城市水道事業会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の追加を行うものでございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出におきまして、支出の部、1款水道事業費用、1項営業費用で275万6,000円を追加し、水道事業費用の総額を7億7,979万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出におきまして、支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費で337万8,000円を追加し、資本的支出の総額を4億2,738万8,000円とするものでございます。また、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,256万円を3億5,593万8,000円に改め、補てん財源のうち建設改良積立金1億6,451万円を1億6,788万8,000円に改めます。

3ページに移りまして、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費6,778万円を7,355万3,000円に改めます。詳細につきまして、予算明細書におきましてご説明いたしますので、16ページにお進みください。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費で110万6,000円の減額、2目配水及び給水費で385万4,000円の減額、17ページに移りまして、3目受託工事費で24万2,000円の追加、4目総係費で747万4,000円の追加でございます。

18ページをお願いいたします。1款資本的支出、1項建設改良費、1目浄水設備費で158万3,000円の追加、2目配水設備費で179万5,000円の追加でございます。

以上、説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

奥本委員。

奥本委員 ちょっと1点だけ確認お願いします。13ページ、予定貸借対照表の固定資産の(3)投資その他の資産の(ロ)、破産更生債権等なんですけども、こちらの貸倒引当金が充当されているということは、要するにもうこの回収出来へんかったということなんですけど、この債務の内容というのをちょっと教えていただけますか。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど言っていた(3)投資その他の資産、破産更生債権等につきましては、これは水道料金を5年以上滞納されている方の水道料金として破産更生債権として647万3,000円をここに計上させていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ということは、私、これ企業の民事再生とかで一括してなったと思ったんですけど、個人の要するに滞納分の債権は消滅したということですよ、今の説明では。この督促とかちゃんとできてたんですかね。5年放置、ほんまは放置はしてないと思うんですけども、そこに回収出来へんに至ったところをもうちょっと詳しく言ってもらえませんか。どういういきさつでなったんか。一番確実というか、もう回収出来へんというのは、もう自己破産された方というのは分かるんですけども、それ以外があるんかどうか、全てがそういう理由なんかというのをちょっと詳しくお願いします。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

滞納、破産、これらの理由につきましては、転出先が不明、それからもちろん破産された分も含めて、主に移転先が不明という形がほとんどの破産更生債権になっております。

対応といたしましては、ある程度、3回分が未納になった場合には督促状を送り、それでも連絡または入金がない場合には、次に執行状という形でまた送らせていただきまして、その後どうしてもまだ連絡または入金を確認できない場合には、給水停止という形で滞納処理をさせていただきます。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 最後ですけれども、要するに行政としては不納欠損として、さっきの話じゃないけど、そこに至るまでに回収のめどが立たなかったんかということなんですよ。3回未納になるまでということですけど、その3回がどんだけの期間かというんですよ。要するに、その3回目やったのが5年やったら、もうそれでもう終わりですよ。だから、やっぱりもう早く、未納というのは恐らく毎月連続じゃないケースもあると思うんですよ。だからもっと早めに動いて、なおかつその督促だけじゃなくて、実際に、恐らく督促というのは書類か何かを送られているだけやと思うんですけども、そうじゃなくてちょっと実際に訪問してとかのそういう回収のところを強化していかないと、やっぱりちゃんと納めている方が大半ですので、その辺りちょっと公平に対応できるように、やっぱり使った以上は払ってもらわないといけませんので、その辺よろしく願いしておきます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論はないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第88号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第88号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第89号、令和5年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま議題となりました議第89号、令和5年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正を行うものでございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出におきまして、収入の部、1款下水道事業収益、2項営業外収益で208万9,000円を減額し、下水道事業収益の総額を12億601万6,000円とし、支出の部、1款下水道事業費用、1項営業費用で34万4,000円を追加し、下水道事業費用総額を12億122万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出におきまして、支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費で243万3,000円を減額し、資本的支出の総額を8億2,293万7,000円とするものでございます。また、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億9,747万円を3億9,503万7,000円に改め、補てん財源のうち消費税及び地方消費税資本的収支調整額594万7,000円を595万4,000円に、当年度損益勘定留保資金3億9,025万円を3億8,908万3,000円に改め、減債積立金127万3,000円は削除いたします。

3ページに移りまして、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費4,802万7,000円を4,604万5,000円に改めます。第5条、他会計からの補助金といたしまして、5億5,226万9,000円を5億5,018万円に改めます。

詳細につきまして、予算明細書におきましてご説明いたしますので、16ページまでお進みください。1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金で208万9,000円の減額でございます。

17ページに移りまして、1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費で10万1,000円の追加、4目総係費で24万3,000円の追加でございます。

18ページをお願いいたします。1款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道建設費で243万3,000円の減額でございます。

以上、説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 ちょっと2点だけ、確認だけさせていただきます。2ページなんですけど、支出の部の第1項建設改良費が減額になっています。243万3,000円の減額になっている、この減った理由をお答えいただきたいと思います。

それから、公営企業会計の考え方についてちょっと伺いたいんですが、15ページなんですけど、剰余金のところなんですけど、(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の(ニ)で、当年度未処分利益剰余金というのが98万8,000円になっています。民間企業であれば、いわゆる未処分利益剰余金は、言うたら経営状況を図る目安になりますので、これがマイナスになったら経営状況悪化とかそういうふうな目安になるんですが、公企業の場合は他会計からの補助金がありますので、これがマイナスになることはないというふう聞いておるんですけども、この公会計における当年度未処分……、いわゆる剰余金の考え方、この考え方をちょっとお教えいただ

けたらと思います。

藤井本委員長 野地課長。

野地下水道課長 下水道課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1点目のご質問の建設改良費の減った理由なんですけども、当初予算につきましては、こちらのほうで課長補佐1名と主査級の職員を1名見ておったんですけども、人事異動によりましてその主査級職員が主事補級の職員になったことによりまして減額いたしましたというのが理由でございます。

あと、2点目の利益剰余金なんですけども、剰余金の考え方がちょっと条例にありまして、葛城市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例というのがございまして、毎事業年度利益が生じた場合には、前事業年度から繰り越した欠損金がある場合には、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額がある場合には20分の1を下らない金額を減債積立金に、同じく20分の1を下らない金額を建設改良積立金にそれぞれ積み立てて、それにまだ余りがある場合には利益積立金に積み立てるという条例がありまして、それに基づいて処分をしていっているという状況でございます。

以上です。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 少しだけ補足いたします。まず、15ページの剰余金の考え方なんですけども、今、処分の仕方は課長が申しましたとおりでございます。それで、現在、積立金というのが下水道事業が公営企業会計を適用して以来の利益を20分の1を下らない範囲で積んできた額、また、そこから使用した額を除いた額の残額がこの金額3,997万4,000円、建設改良積立金につきましても同様に公営企業法適用時からの積み立てた額が400万円となっておって、当年度未処分利益剰余金につきましてはこの98万8,000円につきましては、令和5年度の決算の数字ですね。それも税抜きの数字で試算いたしますと98万8,000円の純利益が出るというところで、年度末ではまだ処分に至らないので未処分利益という形で残るということになっております。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 なるほど、よく分かりました。まず、減額理由についてもよく理解いたしました。それからあと、私も剰余金の処分等に関する条例を読んでおったんですけども、この辺りが今日の98万8,000円の根拠がちょっとよく分かってなかったんですが、今説明いただきましたので、理解いたしました。

藤井本委員長 いいですか。ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方おられますか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第89号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第89号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば、許可いたします。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございますので、委員外議員の発言を終結いたします。

午前9時30分から始まりまして、大変長時間にわたり熱心にまた慎重に審査をしていただきましたことに感謝申し上げ、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後5時05分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

藤井本 浩

予算特別委員会副委員長

吉 村 始